

日本－ノルディック公開シンポジウム

# 大学評価をどう活かすか

## － 北欧の成功から学ぶ －

### 報告書

日 時／平成18年9月28日（木） 9:30 - 17:00

会 場／国連大学 ウ・タント国際会議場

主 催／独立行政法人 大学評価・学位授与機構

後 援／文部科学省

朝日新聞社

デンマーク大使館

フィンランド大使館

アイスランド大使館

ノルウェー王国大使館

スウェーデン大使館

#### 目 次

|                                                 |     |
|-------------------------------------------------|-----|
| プログラム .....                                     | 3   |
| 登壇者略歴 .....                                     | 5   |
| 講演記録                                            |     |
| 開会挨拶 .....                                      | 13  |
| 基調講演「ヨーロッパで大学評価に何が起きているか」 .....                 | 19  |
| 北欧の成功事例 .....                                   | 31  |
| パネルディスカッション(1)「大学は評価を教育・研究の質の改善にどう役立てるのか」 ..... | 49  |
| パネルディスカッション(2)「大学の評価を社会にどう伝えるのか」 .....          | 77  |
| まとめ及び閉会挨拶 .....                                 | 103 |
| 配布資料〔日本語訳版〕 .....                               | 109 |

独立行政法人 大学評価・学位授与機構





# 日本－ノルディック公開シンポジウム 大学評価をどう活かすか－北欧の成功から学ぶ－

平成18年9月28日(木)  
国連大学ウ・タント国際会議場

## プログラム

[進行: 加藤 敏雄 大学評価・学位授与機構評価事業部長]

|               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|---------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 9:30 - 10:00  | 開会挨拶<br>木村 孟 大学評価・学位授与機構長<br>Thordur Aegir Oskarsson アイスランド大使                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 10:00 - 10:40 | 基調講演<br>「ヨーロッパで大学評価に何が起きているか」<br>Christian Thune Executive Director, EVA, Denmark                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 10:40 - 11:40 | 北欧の成功事例(大学評価をどのように役立てたかという成功事例の紹介)<br>Ossi Tuomi Secretary General, FINHEEC, Finland<br>Solrun Jensdottir Director, Department of Education, Ministry of Education, Science and Culture, Iceland<br>Tove Blytt Holmen Deputy Director General, NOKUT, Norway<br>Staffan Wahlen Senior Advisor, National Agency for Higher Education, Sweden                                                  |
| 11:40 - 13:00 | 休憩・昼食                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 13:00 - 14:50 | パネルディスカッション(1)<br>「大学は評価を教育・研究の質の改善にどう役立てるのか」<br>[パネリスト]<br>梶山 千里 九州大学総長・国立大学協会副会長<br>工藤 教和 慶應義塾常任理事<br>河村 潤子 国立高等専門学校機構理事<br>Christian Thune Executive Director, EVA, Denmark<br>Ossi Tuomi Secretary General, FINHEEC, Finland<br>Tove Blytt Holmen Deputy Director General, NOKUT, Norway<br>[モデレーター: 木村 靖二 大学評価・学位授与機構評価研究部長]                                                            |
| 14:50 - 15:00 | 休憩                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 15:00 - 16:50 | パネルディスカッション(2)<br>「大学の評価を社会にどう伝えるのか」<br>[パネリスト]<br>清水 建宇 朝日新聞社論説委員<br>Roger K. Abrahamsen Professor of UMB, Chair of NOKUT's Board, Norway<br>磯田 文雄 文部科学省大臣官房審議官<br>Staffan Wahlen Senior Advisor, National Agency for Higher Education, Sweden<br>Solrun Jensdottir Director, Department of Education, Ministry of Education, Science and Culture, Iceland<br>[モデレーター: 川口 昭彦 大学評価・学位授与機構理事] |
| 16:50 - 17:00 | まとめ及び閉会挨拶<br>川口 昭彦 大学評価・学位授与機構理事                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 17:30 - 19:00 | レセプション (於: 国連大学2階レセプション・ホール)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |



独立行政法人大学評価・学位授与機構



## 登壇者略歴

---

**Tsutomu Kimura**

木村 孟

**President, NIAD-UE**

大学評価・学位授与機構長

**EDUCATION:**

B.Eng. University of Tokyo (Faculty of Engineering)

M.Eng. University of Tokyo

PhD. Tokyo Institute of Technology

**PROFILE:**

1998- President, NIAD-UE  
1998- Honorary Professor, Tokyo Institute of Technology  
1997-1998 Professor, Tokyo Institute of Technology  
1993-1997 President, Tokyo Institute of Technology  
1982-1993 Professor, Tokyo Institute of Technology

---

**Thordur Aegir Oskarsson**

**Ambassador of Iceland to Japan**

アイスランド大使

**EDUCATION:**

B.A. University of Iceland (Political Science)

M.A. University of Wisconsin – Madison (International Affairs)

Ph.D. University of Wisconsin – Madison

**PROFILE:**

2004- Ambassador of Iceland to Japan  
2002-2004 Ambassador of Iceland to Bosnia and Herzegovina  
Ambassador of Iceland to Hungary  
Ambassador of Iceland to Slovakia  
2000-2004 Permanent Representative of Iceland to UNOV  
Permanent Representative of Iceland to the IAEA  
Permanent Representative of Iceland to the CTBTO  
Ambassador of Iceland to Austria  
1999-2004 Permanent Representative of Iceland to the OSCE

---

---

---

**Christian Thune****Executive Director, EVA, Denmark****EDUCATION:**

Ph.D. University of Copenhagen (History)

**PROFILE:**

- 1999- Executive Director of the Danish Evaluation Institute (EVA)
- 2004-2005 Chair of the Nordic Quality Assurance Network in Higher Education (NOQA)
- 2000-2005 President of the European Association for Quality Assurance in Higher Education (ENQA)
- 1997-1999 Board of the Directors, the International Network for Quality Assurance Agencies in Higher Education (INQAAHE)
- 1989-1999 Danish government director of the new Centre for Quality Assurance and Evaluation of Education

---

---

**Ossi Tuomi****Secretary General, FINHEEC, Finland****EDUCATION:**

- M.A. University of Tampere (Administrative Sciences)
- Ph.D. University of Oulu (geography)

**PROFILE:**

- 2004- Secretary General to FINHEEC (Finish Higher Education Evaluation Council)
- 2000-2003 Member of the International Advisory Board of the Journal of Audit and Continuing Education
- 2000-2001 Member of the Steering Committee of the European University Continuing Education Network (EUCEN)
- Member of the Editorial Board of Lifelong in Europe (LLinE)
- 1984-1988 Director of the Chydenius Research Institute (Finland)

---

---

**Sólrún Jensdóttir**

**Director of an enlarged Office of Education,  
Ministry of Education, Science and Culture, Iceland**

**EDUCATION:**

B.A. University of Iceland (Icelandic and History)

M.Ph. London School of Economics and Political Science (Modern European History)

**PROFILE:**

2003- Director of an enlarged Office of Education, the Ministry of Education, Science and Culture

1993-2003 Director of International Relations, the Ministry of Education, Science and Culture

1984-1993 Director of the Office of Education, the Ministry of Education, Science and Culture

1983-1984 Special assistant to the Icelandic Minister of Education, Science and Culture

1970-1983 Teacher at Upper Secondary Schools and lecturer at the University of Iceland, the London School of Economics and Political Science and University College London

1960-1965, 1969

Journalist at the Daily Newspaper Morgunbladid

---

---

**Tove Blytt Holmen**

**Deputy Director General,  
Head of Accreditation Unit, NOKUT, Norway**

**EDUCATION:**

Cand. Agric (equivalent to a Master of Science)

University of Life Science, Norway (UMB)

(Dairy Technology)

**PROFILE:**

2002- Deputy Director General, Head of Accreditation Unit, Norwegian Agency for Quality Assurance in Education (NOKUT)

1998-2002 Deputy Director General, Department of Quality Assurance and Development, Network Norway Council (NNR)

1995-1998 Director of Studies and of continuing education, Agricultural University of Norway (NLH)

1994-1995 Head of Division, the Norwegian Ministry of Agriculture

---

---

**Staffan Wahlén**

**Senior Advisor, Swedish National Agency  
for Higher Education, Sweden**

**EDUCATION:**

M.A. University of Stockholm (Linguistics)

**PROFILE:**

1995- Senior Advisor of Swedish National Agency for Higher Education  
1994-1995 Senior Advisor, Office of the University Chancellor, Sweden  
1981-1994 Educational Consultant, Stockholm University (half-time) and Head of the  
University's Centre for Languages for Specific Purposes

---

---

**Tisato Kajiyama**

梶山 千里

**President, Kyushu University**

**Vice-President, The Japan Association of National Universities**

九州大学総長・国立大学協会副会長

**EDUCATION:**

B.Sc. Kyushu University (Polymer Chemistry)  
M.Sc. Kyushu University (Polymer Chemistry)  
Ph.D. University of Massachusetts (Polymer Physics)  
D.Eng. Kyushu University (Polymer Chemistry)

**PROFILE:**

2001- President of Kyushu University  
2000-2001 Dean, Faculty of Engineering, Kyushu University  
1984-2001 Professor of Kyushu University

---

---



---

---

**Norikazu Kudo**

工藤 教和

**Vice-President, Keio University**

慶應義塾常任理事

**EDUCATION:**

B.A. Keio University (Business and Commerce)

M.A. Keio University (Business and Commerce)

Ph.D. Keio University (Business and Commerce)

**PROFILE:**

2001- Vice-President of Keio University

1987- Professor of Keio University

---

---

**Junko Kawamura**

河村 潤子

**Executive Director,****Institute of National Colleges of Technology**

国立高等専門学校機構理事

**EDUCATION:**

B.A. University of Tokyo (Law)

**PROFILE:**

2006- Executive Director, Institute of National Colleges of Technology

2005-2006 Deputy Director-General, Science and Technology Policy Bureau (MEXT)

2003-2005 Director of Policy Planning and Coordination Division (MEXT)

2002-2003 Director of Arts and Culture Division, Agency for Cultural Affairs (MEXT)

1999-2002 Director of Scientific Research Aid Division

\*1999-2001: Ministry of Education, Science, Sports and Culture

\*2001-2002: MEXT

1987-1988 Director of Research Cooperation Division, Tokyo Institute of Technology

1979- Ministry of Education, Science, Sports and Culture

---

---

**Tateo Shimizu**

清水 建宇

**Editorial Board, The Asahi Shimbun**

朝日新聞社論説委員

**EDUCATION:**

B.A. Kobe University (Business Administration)

**PROFILE:**

2004- Editorial Board, The Asahi Shimbun  
Visiting Researcher, Hiroshima University  
1994- Chief Editor of "University Ranking"  
1971- The Asahi Shimbun  
(Reporter, Publications Division, Editorial Division)

---

---

**Roger K. Abrahamsen**

**Professor, Department of Chemistry,  
Biotechnology and Food Science,  
Norwegian University of Life Science, Norway**

**EDUCATION:**

Degree of Dairy Engineer (equivalent to Master Degree):  
Norwegian University of Life Science (Dairy Science and Technology)  
D.Sc. (equivalent to Ph.D.):  
Agricultural University of Norway (Dairy Technology)

**PROFILE:**

1992- Professor in Dairy Technology, Department of Food Science, Agricultural  
University of Norway  
1996-2001 Rector of the Agricultural University of Norway

---

---

---

---

**Fumio Isoda**

磯田 文雄

**Deputy Director-General, Higher Education Bureau,  
Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology (MEXT)**

文部科学省大臣官房審議官

**EDUCATION:**

B.A. University of Tokyo (Law)

M. Politics, M.Ed. Stanford University (Politics, Education)

**PROFILE:**

2006- Deputy Director-General, Higher Education Bureau (MEXT)  
2004-2006 Executive Vice-President, Tsukuba University  
2002-2004 Deputy Director-General, Budget and Accounts Division (MEXT)  
2001-2002 Director, Policy Division, Science and Technology Policy Bureau (MEXT)  
1999-2001 Director, Local Affairs Division, Local Education Support Bureau (Ministry of Education, Science, Sports and Culture)  
1997-1999 Director, Research Aid Division, Science and International Affairs Bureau (Ministry of Education, Science, Sports and Culture)  
1995-1997 Director, Overseas Japanese Children Education Division, Local Education Support Bureau (Ministry of Education, Science, Sports and Culture)  
1977 Ministry of Education, Science, Sports and Culture

---

---

**Akihiko Kawaguchi**

川口 昭彦

**Vice-President, NIAD-UE**

大学評価・学位授与機構 理事

**EDUCATION:**

B.Sc. Okayama University (Faculty of Science: Chemistry)

M.Sc. Kyoto University

PhD. Kyoto University

**PROFILE:**

2006- Vice-President, NIAD-UE  
2002- Honorary Professor, Tokyo University  
2002-2006 Dean, Faculty of University Evaluation and Research, NIAD-UE  
2000-2006 Professor, Faculty of University Evaluation and Research, NIAD-UE  
1989-2001 Professor, Tokyo University

---

---



日本－ノルディック公開シンポジウム  
大学評価をどう活かすか  
－北欧の成功から学ぶ－

## 開会挨拶

---

木村 孟

大学評価・学位授与機構長

Thodur Aegil Oskarsson

アイスランド大使

〔司会：加藤 敏雄 大学評価・学位授与機構 評価事業部長〕



**（加藤）** 時間になりましたので、ただいまより「日本—ノルディック公開シンポジウム『大学評価をどう活かすか—北欧の成功から学ぶ—』」を開催いたします。

本日、進行を務めさせていただきます大学評価・学位授与機構の評価事業部長をしております加藤です。どうぞよろしくお願い申し上げます。

本日の予定ですが、皆様の配付資料の中のプログラムをご参照いただきたいと存じます。資料の不足等がございましたら、お手数ですが、場内にスタッフがおりますので、お申し出いただければと思います。

また、併せまして配付資料の中に1枚もののアンケート用紙が入れてあります。当機構の今後のシンポジウムの開催に当たりまして、参考にさせていただきたいと思っておりますので、ぜひともご記入をいただきますようお願い申し上げます。なお、ご記入いただきましたアンケート用紙は、本シンポジウム終了後に会場の出口でスタッフが回収させていただきます。また、本日受付をしていただきました、2階の受付にも回収箱を用意していますので、よろしくお願い申し上げます。

**（加藤）** それでは、はじめに主催者を代表いたしまして、大学評価・学位授与機構長、木村孟から開会の挨拶を申し上げます。

**（木村）** 「日本—ノルディック公開シンポジウム『大学評価をどう活かすか—北欧の成功から学ぶ—』」と題しましたこの非常に記念すべき会合で皆様にご挨拶できますことを、大変名誉に存じます。

まず、本日このシンポジウムにご臨席のオーゲ・ベルンハルト・グルットレ駐日ノルウェー王国大使閣下、トーズル・アイギル・オスカーソン駐日アイスランド共和国大使閣下、フレディー・スヴェイネ駐日デンマーク王国大使閣下に心からお礼を申し上げます。皆様のご臨席は、本シンポジウムの価値を非常に高めるものであります。

そして遠路はるばる北欧諸国からお越しくださった、ノルウェー生命科学大学教授ならびにノルウェーのNOKUTの理事会の議長である Roger K. Abrahamsen 様、NOKUT 副所長 Tove Blytt Holmen 様、アイスランド教育科学文化省 教育室長の Solrun Jensdottir 様、デンマークのEVAのエグゼクティブ・ディレクターである Christian Thune 様、フィンランドのFINHEECの事務総長である Ossi Tuomi 様、スウェーデン高等教育庁評価部シニアアドバイザーの Staffan Wahlen 様の皆様にも心からお礼を申し上げます。

日本からも九州大学の梶山総長、文部科学省大臣官房の磯田審議官、慶應義塾常任理事の工藤教授、国立高等専門学校機構の河村理事、朝日新聞社の清水論説委員にご参加いただき、心から感謝申し上げます。

北欧諸国は1980年代に高等教育改革に着手し、2000年には外部評価システムが確立されています。この北欧の成功に学ぶべく、日本の277もの大学が北欧諸国の大学と何らかの形で協力関係を結んでいます。

北欧地域の高等教育の質を高め国際競争力をつけるために、北欧諸国は欧州全域を対象とする欧州高等教育質保証協会（ENQA）への参加とは別に、北欧高等教育質保証ネットワーク（NOQA）を設立しています。私たちはこの北欧諸国の取り組みと結束力に非常に感銘を受けています。日本は、アジア太平洋質保証ネットワーク（APQN）のメンバーとして、この北欧諸国の経験から多くを学ぶことができると思います。このようなシンポジウムを主催した理由はそこにあります。日本から何か参考にしていただけるものがあるかは分かりませんが、本シンポジウムが両地域の大学教育の質の向上に寄与することを心から願っております。

本シンポジウムは、まずEVAのエグゼクティブ・ディレクターである Christian Thune 博士から基調講演をいただき、続いて北欧各国の方々の発表、そして、2つのパネルディスカッションを行います。パネルディスカッションではぜひ皆様の活発なご参加を期待しております。

最後に、本シンポジウムの開催にあたって文部科学省、朝日新聞社、ならびに北欧諸国の駐日大使館の皆様がお寄せくださったご支援に心から感謝申し上げます。それでは、本シンポジウムの成功を祈念し、私の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

**（加藤）** ありがとうございました。

次に北欧5か国を代表して、アイスランド大使の Thordur Aegir Oskarsson 様より、開会のご挨拶をいただきます。Oskarsson 様、どうぞよろしくお願い申し上げます。

**（Oskarsson）** 木村大学評価・学位授与機構長、北欧諸国、文部科学省、朝日新聞社の各代表の皆様、そしてご参加の皆様。デンマーク、フィンランド、ノルウェー、スウェーデン、アイスランドの大使館を代表いたしまして、本日、現代社会にとって非常に重要なテーマである高等教育の質保証に関するシンポジウムでご挨拶申し上げることを大変嬉しく、また光榮に存じます。

世界では、人類史上今までに経験したことのない規模でグローバル化が進行しています。グローバル化は主に産業界で見られますが、同時に社会および社会生活にも大きな影響を与えており、特に教育には多大な影響を及ぼしています。グローバル化は主として情報ビジネスによって牽引されているため、情報ビジネスにおいては教育、研究、イノベーションが非常に重要な要素です。したがって、グローバル化の進展を維持するために、教育制度には非常に厳しい要求が課されることになります。

政府は、国際競争の激化に対応するため教育政策に重点を置き、グローバルな競争に最も対応できる人材の育成に努めています。グローバルな競争には知識や情報が大変求められます。このことは、社会の最重要セクターにとっての知識・イノベーション拠点である、大学その他の高等教育機関の重要性を浮き彫りにしています。

グローバル化の急速な進展は、競争に取り残された者を容赦なく置き去りにしていきま



す。将来競争は、イノベーションを生み出す能力が持てるか、また他に模倣されにくい価値創造のソリューションを生み出すことができるかという競争にますますなっていくでしょう。これには強固で革新的な文化を生み、保持すること、そして独自のコアスキルを活かす能力が求められます。グローバル競争に勝つためには、同時に地域レベルでも成功を収めなければなりません。そこで、教育制度の質が重要になってきます。

比較的小さな国である北欧5カ国が成功した一つの大きな要因は、国民の教育レベル・質の高さであることは間違いありません。北欧諸国は社会・経済システムも発達しており、世界でも最も豊かな地域となっています。この5カ国は、ほんの例を挙げるだけでも福祉、競争力、技術力、創造性などの分野で常に世界トップ10にランクされています。

北欧諸国の教育制度の国際化は新しい動きではありません。高等教育の分野では長年にわたり協力関係を築いており、大学の入学条件や成績の相互認証という広範な制度の確立に至っています。このような状況の下、北欧では1992年に質保証活動が開始され、関連機関の間で高等教育の評価や質保証に関する意見や経験の共有が始まりました。

先ほど申し上げたように、グローバル化の要求に応えるためには過去の栄光や現在の実績にすがることにはできません。重要なのは、将来の課題にどう立ち向かうべきかなのです。北欧各国は、質の保証に努めるとともに、教育をめぐる新たな国際課題や政策への対応能力を高めるために、高等教育の水準に関して法的枠組みの見直しを始めています。

北欧5カ国の政府首脳もこの新しい課題を十分に認識しています。2004年6月9日には、高等教育に関する教育大臣会合がアイスランドのレイキャビクで開かれ、特別宣言が発表されました。この会合では、北欧各国の大学教育の相互認証と質保証に関してより集中的に作業を進めることの重要性が強調されました。

北欧諸国のみならず、ヨーロッパ全体でも高等教育の質の重視が前面に押し出されるようになっていきます。重要な動きの一つに、1999年に開始された「ボローニャ・プロセス」があり、現在欧州45カ国が参加しています。ボローニャ・プロセスのコミットメントには拘束力はありませんが、2010年までに汎ヨーロッパの教育制度を確立するという政治的目標があります。この目標は2005年にノルウェー・ベルゲンで開催された、ボローニャ・プロセス参加国の教育大臣会合での総括文書でも強調されました。

私たちの願いは、本シンポジウムによって高等教育の質の向上・保証に関する北欧諸国と日本の協力が促進されることです。大使館はこの問題について専門知識を有するものではありませんが、日常生活における重要課題であることは認識しています。日本に対する北欧諸国の関心は高まっており、そのことは協力パートナーを求める学生や学術機関からの問い合わせの多さにも表れています。同様に北欧諸国に関する日本の皆様の関心も高まっています。こうした状況の中で、教育の質に関する適切な評価メカニズムが整備されるよう、大使館としてこの点に関する基本情報を提供することは大変重要なことです。

そのような意味で、私たちは大学評価・学位授与機構主催の本シンポジウムを歓迎し、心からご成功をお祈り申し上げます。ありがとうございました。



日本－ノルディック公開シンポジウム  
大学評価をどう活かすか  
－北欧の成功から学ぶ－

## 基調講演 「ヨーロッパで大学評価に何が起こっているか」

---

Christian Thune    Executive Director, EVA, Denmark

\*配布資料〔日本語訳版〕： P. 111～124



**(加藤)** これより基調講演に入ります。ご講演いただきますのは、デンマークの質保証機関、EVAのエグゼクティブ・ディレクターである Christian Thune 様です。演題は「ヨーロッパで大学評価に何が起きているか」です。

簡単に経歴等をご紹介させていただきます。Thune 様はコペンハーゲン大学の博士課程を修了され、ご専門は歴史学です。デンマークの質保証や教育評価の要職を歴任され、高等教育の質保証の国際的ネットワークである INQAHE の理事を経験なされております。また、2000年～2005年には、ヨーロッパの質保証ネットワークである ENQA のプレジデントを務められ、ソルボンヌ宣言、ボローニャ・プロセス等、目まぐるしく変わるヨーロッパの高等教育の中でも指導的な役割を果たされてまいりました。北欧の質保証ネットワークである NOQA の議長も経験されておられるほか、現在も EVA のエグゼクティブ・ディレクターであり、ヨーロッパの高等教育における質保証の第一人者としてご活躍なされています。

それでは、Thune 様、どうぞよろしくお願いいたします。

#### 【スライド1】

**(Thune)** 木村大学評価・学位授与機構長、各国大使、文部科学省の皆様、大学関係者の皆様。北欧と日本の大学評価について話し合うこの重要なシンポジウムでお話する機会をいただきましたことを大変嬉しく存じます。

#### 【スライド2】

本日は、欧州・北欧・デンマークの3つのレベルにおける大学評価の動向、イノベーションについて話すよう言われております。これは実に範囲が広く、少々努力を要しますが、これから30分ほど、ヘリコプターから地上を見るように、さまざまな興味深い動きをご紹介してまいります。皆様に、この数年でどのような重要な進展やイノベーションが起きているのか、示すことができればと思っています。

最初はヨーロッパの例、次に北欧の NOQA の経験について、最後に私の国デンマークの質保証システムに関する取り組みについてお話しします。

#### 【スライド3】

まず、ヨーロッパでの大学評価に関する経緯をお話したいと思います。こうした取り組みはかなりの成功を収めていますが、1992年に着手した当時は参加国は少なく、英国、フランス、オランダ、デンマークぐらいでした。1992年からこの分野に携わり続けているのは私だけとなってしまいましたが、その背景には非常に高い離職率があります。とはいえ、協力の枠組みについての話し合い、ベストプラクティスの共有を開始したこと、将来の欧州協力にかなり前向きな兆しが出てきたといえるでしょう。

外部質保証に関する取り組みは概して政府主導で行われていました。実際、私の知るかぎり大学からそうした取り組みが始まった国は、欧州には一国もありません。つまり政府によるプロセスでした。しかし、手法やプロセスの選択に関しては自主性が保たれていました。私たちが採用したのは4段階モデルと呼ばれるものでした。つまり、独立機関、高

等教育機関による自己評価、専門家による訪問調査、そして報告書の4段階です。そして基本的な手法については、この共通のアプローチが何よりも私たちを結びつける役割を果たしていました。

また、各国の制度に定期的で体系的な評価サイクルを設けることも進められていました。私たちは欧州間でベストプラクティスを共有し、それを最大限に活用しようという考えに積極的でした。また、世界銀行がアジア太平洋質保証ネットワークにおいて担った役割と同様に、欧州委員会（EC）からは、特に渡航費用や会議費用の資金援助で大変大きな支援を受けました。これは重要なことで、なぜなら大きな進展の一つが1990年代半ばに実施された欧州連合（EU）全加盟国を対象とした欧州パイロットプロジェクトであったからです。このプロジェクトでは、制度が未整備の国々にも基本戦略と手法が導入されました。

#### 【スライド4】

一方でマイナスの面もありました。各国のアプローチは依然として統一が取れていませんでした。その背景には西ヨーロッパと中央・東ヨーロッパとの違いがあります。西ヨーロッパでは、基本的に改善志向の評価戦略を採っていましたが、中央・東ヨーロッパでは、民主化のプロセスを経て、よりアカウンタビリティに重きを置いた認定プロセスを目指していました。専門能力の育成に関しても国家間でかなりの違いがありました。つまり、西ヨーロッパの機関はすでにプロセスの信頼性と一貫性を構築するに必要なスタッフを擁していたという点で、十分に専門能力を備えていましたが、中央・東ヨーロッパではそのような専門能力は最初からは持ち合わせていませんでした。

言語や用語に関しても当然のことながら問題がありました。例えば「評価」といった基本的な用語でさえも、国によって様々な意味がありました。

そしてもう一つ忘れてならないのは、1990年代初めには、外部による評価というこの新しく奇妙な考え方に大学側全体が猜疑心と不信感を持っていたということです。

#### 【スライド5】

しかし、10年後の2002年になると、欧州のほぼすべての国に評価機関が設立されました。その当時、私の機関ではENQAに関する調査を行い、手法に関する5大アプローチを特定しました。まずトップがプログラムの認定で、これは少々意外な結果でした。しかし、その背景には中央・東ヨーロッパの全機関が認定の手法を採用していたことがあります。そして2番目がプログラムの評価で、これはその当時、特に西ヨーロッパと北西ヨーロッパで採用されていたアプローチです。次が大学の監査で、この考え方については後ほどお話しします。

#### 【スライド6】

そして、今日の成果に到達するうえで非常に重要な役割を果たした2つの公式プロセスがあります。一つは、先ほどアイスランド大使がおっしゃったボローニャ・プロセスです。これはヨーロッパにおける大学評価の発展に非常に重要な役割を果たしました。始まりは

1999年にボローニャで開かれた政府会合でした。この会合では質保証が議題にあがるということで、実は私もデンマーク政府から招請を受けていたのですが、私は「またいつものような政府会合でしょう。一度参加すれば十分ですよ」と答え、ボローニャには行きませんでした。しかし、これは大きな判断ミスでした。ボローニャで始まったことは非常に意欲的なもので、参加した欧州45カ国に大きな影響を及ぼすことになったプロセスだったからです。

本日の議論に関連して重要なことは、1999年の開始当初から、私たちが必要とするのは欧州高等教育の透明性、適合性、比較可能性、弾力性であるという、明確な論点があったということです。高等教育は、ステークホルダー、学生、雇用主らのニーズに応え、何が信頼に足りうる質であるかを見極め、欧州の高等教育を高等教育のグローバル化の課題に十分対応できるようにしなくてはなりません。

プロセスが進行するにつれ、高等教育の質保証という課題が明らかとなり、重点が置かれるようになりました。それとともに、主要なステークホルダーや学生、教員、雇用主、そして社会全体が質保証体制の確立の検討を痛切に感じるようになったのです。

#### 【スライド7】

もう一つの公的な動きは、1999年に設立された欧州高等教育質保証協会（ENQA）です。すでに1990年代初頭から非公式のネットワークとしてベストプラクティスの共有は行われていましたが、1999年頃には正式なネットワークにする必要性が生じ、ENQAの設立につながりました。会員はまもなく大幅に増え、現在は42の機関が加盟しています。私は光栄にしてENQAの初代会長に選ばれ、1年前までその任にいました。会長としての仕事は、質保証の知識とベストプラクティスの共有・普及という当初の目的から、政治的な役割を高める、つまりボローニャ・プロセスだけでなく、EUの政治プロセスでも中心的なメンバーになるために協力関係を発展させることでした。

#### 【スライド8】

私が今申し上げたことが明らかとなったのは、2003年にベルリンで開かれたボローニャ・プロセス参加国による隔年教育大臣会合の時でした。大臣らはENQAに対し、高等教育機関、学生協会と協力して高等教育の質保証に関する合意された基準とガイドラインを策定すること、そして、外部質保証機関の適切な評価システムを確立することを要請したのです。これをシンプルな作業のように思われる方もいらっしゃるかもしれませんが、「合意された」という一言のために、私やENQAの理事たちはかなり大変な仕事を抱えることになりました。次回のノルウェー・ベルゲン会合までの2年以内にこのような基準とガイドラインを作らなければならなかったのです。しかし私たちは成功しました。2005年5月のベルゲン教育大臣会合の場で、ENQAは「欧州高等教育圏における質保証基準及びガイドライン」に関する報告書を提出することができました。報告書はENQAメンバーや欧州の他のパートナー機関から承認を得ていましたが、この会合の場で教育大臣によって正式に採択されたのです。これは現在でも大きな成果と見なされており、非常

に重要な機会でした。これで欧州のボローニャ・プロセスの参加国は、この欧州基準に沿って、自国の質保証体制を最高水準のものにする必要がでてきたのです。

#### 【スライド9】

これから欧州基準の内容と影響についてお話ししたいと思います。先ほど申し上げたように、これは欧州の質保証の発展の極めて重要な段階であり、皆様にもご理解いただけたと思います。

ヨーロッパには現在、高等教育機関の内部質保証と質保証機関が採用しているプロセスそれぞれについて、合意された基準があります。これらの基準は、今や高等教育機関と質保証機関にとって共通の指標となっています。質保証機関は少なくとも5年ごとに評価を受けることが義務づけられており、現在では欧州質保証機関登録簿のようなものを作成しています。これについてはまた後ほどお話しいたします。

次に進む前に一つ申し上げたいことは、これがもちろんプロセスの終わりではなく、まさにスタート地点であるということです。その点において、決して容易なプロセスではないのです。

#### 【スライド10】

それでは、欧州基準についてももう少し詳しくお話しします。欧州基準は内部および外部の質保証に関するもので、ボローニャ・プロセス参加国のすべての高等教育機関に適用されるものです。地理的に申し上げると、アイルランドから旧ソ連のウラル山脈付近の国々にまで及びます。

その目的は学生にとっての高等教育の質を高めることであり、高等教育機関自身による質の管理と向上を後押しし、質保証機関の作業の基礎を築くために大変重要なことです。

基準をめぐる課題については、見出しのみここで申し上げます。具体的な内容や指針については、最後のスライドで関連リンク先をご紹介しますので、ご関心をお持ちの方はぜひこのリンクを通じてENQAの報告書をご覧いただければと思います。

#### 【スライド11】

内部の質保証基準は、申し上げたように大学自身が内部プロセスに適用する基準です。大学はそのような基準を設けている必要があり、質保証機関が大学を評価するときには、大学は「質の文化」の存在を示す質保証の方針と手順を備えていることを証明できなくてはなりません。そして、それを土台として大学は自身のプログラムや授与学位の承認、モニタリング、見直しを行います。

大学は、一貫して適用される、公の学生評価基準を持っていなくてはなりません。また、教員や学生が資格や能力を有していることを確認できるプロセスも備えている必要があります。

また、指導や学習、学生のサポートに関して十分かつ適切な資源を有していること、そして——これは欧州の多くの大学に多大な作業を課するものですが——プログラムと授与学位を管理するための情報の収集・分析・利用を行う情報システムを備えていることを証



明しなければなりません。現在、こうした情報システムを備えている欧州の大学はそう多くはありません。

最後に重要なこととして、大学はステークホルダーに対し、プログラムと授与学位に関して公平で客観的な最新の情報を公開していることを証明する必要があります。

#### 【スライド12】

次に、外部質保証機関の基準というのは、質保証機関が大学の評価を行う際に適用される基準のことです。まず、外部評価は当然のことながら大学の内部質保証の程度と質を調査できるものでなければなりません。外部質保証機関は適切な質保証プロセスを開発する必要があります。質保証機関による質の評価は、一貫して適用し得る、公開された基準に基づいていなければなりません。また、各プロセスが質保証の具体的な目的に合っていることも必要です。そして、質保証活動の結果は一般に公開しなくてはなりません。

質保証の結果に対するフォローアップのための手順も必要です。これは事前に定められ、やはり一貫して適用されます。見直しも定期的、体系的に行い、さらにシステム全体の定期的な分析も行い、高等教育機関に対してこれまで実施してきた評価の結果概要を記した報告書を作成します。

#### 【スライド13】

先ほど申しましたように、外部質保証機関自体も、最低でも5年ごとに評価を受けることになっています。この背景には、欧州の外部質保証機関が増えていることと、欧州以外の機関、特に米国の工学技術認定機構（ABET）や地域の認定委員会などの機関が参加していることがあります。したがって、私たちはボローニャ・プロセス参加国で活動するこうした質保証機関をターゲットグループとしており、その目的は、このような機関の専門性、信頼性、完全性を見えやすくすることにあります。

#### 【スライド14】

評価機関に適用される基準としては、どのような質保証のプロセスを設けているか、監督官庁の承認を受けているか、定期的な活動を行っているか、評価業務を行ううえで人材・資金的に適切でバランスの取れた資源を持っているかといった基準があります。これもまた容易に達成できる基準に見えそうですが、欧州のかかなりの機関、特に旧ソ連圏諸国の機関は明らかに達成が困難な状況です。

評価機関はその使命を公に明示することが必要です。評価機関の信頼性という点から、独立性を保持することは極めて重要です。大半の機関が政府の助成を受けている事実を考えると、基準で適用される「独立性」の定義は理念的なもので、これは現実として受け止めねばなりません。しかし独立性は、評価機関のプロセスと手法が自律的なものであり、いかなる第三者機関も報告書の結論と提言に介入できないという意味で、確立されなければならないものです。

基準とプロセスは、原則として決定に先立ち高等教育機関と協議を行ったうえで、公表しなくてはなりません。

そして最後に重要なこととして、質保証機関自身も、外部評価を実施する、あるいは受ける態勢が整っていることを示すために、アカウンタビリティの枠組みを整備する必要があります。外部評価の中心は、当該機関が欧州基準に適合しているかどうかということです。評価機関自身も、大学やステークホルダーその他関係者から質保証活動に関するフィードバックを定期的・継続的に受ける仕組みを整えることが求められています。

#### 【スライド15】

先ほど欧州の質保証機関の登録簿を作ると申し上げました。この登録簿という考え方を一言で説明するのは難しいのですが、手短に申し上げますと、ベルゲンでの教育大臣会合で、ENQAとそのパートナー機関に対し、2007年のロンドンでの次回会合までに欧州の質保証機関の登録簿を整備することが求められました。その意図は、各機関を欧州基準の遵守状況に照らして承認することです。これによって、適格な評価機関を探している高等教育機関にとっては登録簿で必要な情報を得ることができます。この登録簿に関してはかなり複雑な政治プロセスが絡んでいますので、説明はこのぐらいにしておきます。

#### 【スライド16】

では、ヨーロッパにおける成功のための主要課題とは何でしょうか。まず、政府、高等教育機関、評価機関の欧州基準実施に対する意欲です。ベルゲン会合から1年半が経った今、この意欲には目覚ましいものがあり、多くの国の政府、評価機関、大学がこの課題に真剣に取り組んでいることは非常に喜ばしいことです。

国の補完性に関してもバランスが取れていることが必要です。補完性とは、国レベルで十分対応できるものは、欧州全体で取り組む必要はないという欧州の考え方です。このバランスを保つことはとても大事です。

各国政府、評価機関、大学、学生、その他ステークホルダー間で利害や目標に違いがあることも認識しなくてはなりません。こうした違いはボローニャ・プロセスの目標を達成するために調整していく必要があります。

そして最後に、再び登録簿に少し触れたいと思います。登録簿は教育という専門分野を超え、政治的な手段になってきている恐れがあります。つまり、登録簿の当初の考えは欧州以外の評価機関も対象にするという幅広いものでしたが、現在EUは、登録簿を欧州基準に適合した欧州の評価機関のみに限定しようと意欲的です。

ここまではヨーロッパの質保証についてお話ししました。

#### 【スライド17】

次は、北欧の質保証協力についてお話ししたいと思います。これは今日ではNOQAという公式な組織になっています。NOQAは1992年以来、毎年会合を開いており、92年の秋にはコペンハーゲンで開催しました。当時はデンマークの1機関の公式参加でしたが、信頼性の高い優れたプロセスをどうしたら作ることができるか、意見交換を行いました。

2003年までには、非公式であった協力体制をより正式なものにすることが決定され

ました。私たちはENQAの全体プロセスに大きく貢献していたので、ENQA下での地域ネットワークとしてNOQAを組織したのです。とはいえ、公式化の度合いはあまり高くありませんでした。議長は輪番制で、今年はスウェーデンが議長国を務めています、それ以外にはあまり官僚主義的なネットワーク化はされていません。

欧州プロセスの場合、ENQAは欧州の政治プロセスとの強い結びつきが求められたのですが、NOQAは北欧の政治プロセスとの結びつきはあまり強くありません。ゆえに活動の自由度が高く、魅力的であると私は感じています。

#### 【スライド18】

では、北欧ネットワークのポイントは何か。良い面としては、評価機関はすべて国の機関であり、政府主導であるという点で調和がとれています。北欧諸国は協力するうえで共通の文化と伝統があります。さらに良いことは、北欧の大学は概して質保証に非常に前向きであるということです。ノルウェー、デンマーク、スウェーデンのスカンジナビア諸国では基本的に言語が共通で、専門家の交流も可能です。私たちは、アカウンタビリティと改善志向のアプローチを組み合わせる必要があるという点で意見が一致しています。個々の活動に関しても、基本的に共通の方法で行います。

マイナス面としては、依然として評価機関とプロセスに関して仕組みに大きな違いがあるということです。その背景には、北欧の各政府が高等教育の質保証体制に変更を加える際には——驚くことに——他の北欧諸国で同様のプロセスがどのように機能しているかをほとんど考慮に入れないということがあります。これは今後取り組まなければならない課題であると思います。

#### 【スライド19】

質保証の主な方法をご紹介します。「評価」とは、インプット、アウトプット、プロセスを中心にプログラムや大学の質の善し悪しを判断することです。そして、「監査」は大学の質文化と内部の質保証に関する評価です。皆様お気づきかと思いますが、内部質保証に関する欧州基準は監査の考え方に非常に近いのです。

そして「認定」ですが、これは大学やプログラムが事前に定めた基準を満たしているかどうかを評価するもので、遵守に関してイエスかノーかの正式な判断が下ります。

#### 【スライド20】

NOQAでは毎年会合を開催しており、年ごとに共同プロジェクトに関する決定を行います。これは非常に重要です。各機関から1～2名のスタッフを共同プロジェクトに参加させ、相互努力に適した関連テーマを定め、報告を行います。ご覧のスライドのリストから、私たちが共同プロジェクトを通じてヨーロッパでも最先端のテーマを取り上げていることがお分かりいただけたと思います。1番目は認定に似た活動に関するプロジェクトで、これは当時西ヨーロッパに広がり始めていた活動です。これには学生も参加させました。昨年は、北欧の機関が欧州基準をどの程度満たしているかという調査をしました。そして今年は考え方、手法としての監査を取り上げています。

### 【スライド 2 1】

NOQAの成果はENQAの報告にも活かされています。スタッフの交流も盛んで、ノルウェー、スウェーデンのスタッフがデンマークに来て、私の機関にしばらく滞在し、ベストプラクティスなどについて話し合います。そこから新たな見方が生まれることもあります。

外部専門家の協議機関、情報交換機関としての役割も非常に重要です。デンマークでは、審査を行う際に他の北欧の国から1人、時には2人の専門家を専門家委員会に入れていきます。協議と情報交換のメカニズムを持っていることはとても重要です。

最後に、決して自慢ではないのですが、北欧諸国はENQAの発展、政策にも協力して貢献しています。

### 【スライド 2 2】

では、将来の課題は何でしょうか。ENQAが非常に力強い発展を見せており、EUの政治プロセスにおいて評価機関への要求度が高まっているという状況の中で、北欧の要素を失わないよう努めなければなりません。そしてその一方で、北欧の協力を強化し、質保証の調和を図ることと、各国の教育政策と質保証体制の差異を認識することとの間に良いバランスを見出さなければなりません。

### 【スライド 2 3】

さて最後に、デンマークの高等教育における外部の質保証のお話をしたいと思います。1992年、私たちは高等教育機関に対して、さまざまなプログラムの本格的な評価を実施しました。大学側も私たちの考え方に大いに同調したため、これは大きな成功を収めました。

しかし、1999年には、私たちは自らの成功に圧倒されるような形になりました。議会がデンマーク評価機構（EVA）の設立を決定したのです。そして、幼児教育から大学に至る教育制度全体を扱うようにと命じたのです。これは非常に範囲が広く、困難な作業でした。

EVAは独立組織であり、私たちに主導権があるという点で、これは何よりも意義のあることです。たとえ省庁であろうとも大学であろうとも、どのような評価をどのような手順で行うのかを指示することはできません。

### 【スライド 2 4】

時間が限られていますのでスライドを短くお見せしますが、私たちの職務は、実際に外部の質保証を行うほか、研究や手法の開発、国内外のさまざまな経験に関する情報収集を行っています。これは私たちの任務の非常に重要な部分であり、法律によって定められています。また、国際的な役割もかなり広範に果たすことが可能です。

### 【スライド 2 5】

まず、実験段階ともいうべき2000年からの第1フェーズでは、1990年代から行ってきたプログラム評価の検証を行いました。大学に関して中退率や進路指導など、テー

マ別の評価も行いました。私たちは与えられた権限を利用し、教育制度全体にわたって、特定の分野、例えば小学校から大学までの英語教育などについて検証しました。また国際比較も行っています。今週終えたのは、英国の高等教育質保証機構（QAA）と合同で実施した化学に関する評価で、デンマークと英国の複数の大学が参加し、それぞれの国の状況と評価結果が一つの報告書にまとめられました。

私たちは国際的なベンチマーキング、監査、認定も行い、収益活動も行っています。

#### 【スライド26】

第2フェーズでは、デンマークの12の大学の監査を行いました。監査委員会は国内・北欧のものから国際的な委員会へ移行しています。これの意味することは、監査が英語で行われ、大学も英語での書類を作成しなければならず、かなりの作業負担であるということです。そして、監査の方式もかなり自由であったものが、欧州基準に基づいたものへと移行しているということです。

次に、大学のプログラムについて、基準に基づいた抽出評価を行いました。ここでは質に問題があるのではと思われるプログラムを対象としました。そして最後に、高等教育の50%を占める非大学型の中期プログラムである職業訓練プログラムについては、すべてのプログラムの認定を体系的に行いました。

#### 【スライド27】

さて、デンマークの成功に向けた主要課題は何でしょうか。まず、私たちは広範囲に及ぶ任務を非常に慎重に管理していかなくてはなりません。対象範囲の問題もあります。保育所ひとつをとってみても、デンマークのような小国でさえ6,000もの施設があります。いかに範囲を現実的なものにするか、その手法も非常に慎重に検討しなければなりません。

また、私たちの活動の当初の目的である改善と、欧州の大半の機関や北欧の機関、言うまでもなくデンマークの機関にとっても重要になってきたアカウンタビリティとのバランスを図らなければなりません。なぜなら政府は、アカウンタビリティに重点を置いた質保証を大いに好むようになってきているからです。その意味で認定は強化されてきています。

そして、大学全体とプログラムとのバランスも図らなければなりません。プログラムの質を軽視し、大学ばかりに目がいくのもいけませんし、反対にプログラムばかりに目がいき大学全体の質を軽視するのもいけないのです。

先ほども申し上げましたように、我々の収益活動は非常に増加してきています。収益活動は省庁、大学、自治体の費用で実施される質保証の評価のことで、同時に納税者からの資金で実施する活動ということにもなります。私たちは必要に応じてスタッフも増強しなければなりません、このような活動分野における私たちのポジションは非常に不安定であり、組織にとっては負担となっています。

メディア、政府当局、教育機関に対する情報戦略も大変重要です。私たちは活動の成果を国民に公開することを非常に重視しています。国民は納税者としてEVAに資金を拠出

しているからです。しかし、国民に届ける唯一の手段がメディアであるというのは問題です。質保証プロセスに関してメディアが関心を持つのは何でしょうか。メディアは質が悪いと判断された大学を取り上げます。しかしこれが問題なのです。なぜなら、大学が是正策をとるために必要なのは、公平で、大学に自己防衛的な感情を起こさせないような報道だからです。これはメディアとの適切なバランスを保つために引き続き取り組んでいかなければなりません。

そして最後に欧州基準の遵守という、極めて重要な課題もあります。2005年にはスウェーデンの機関による外部評価が実施されました。現在では、EVAはENQA理事会により欧州基準を遵守していることが認められています。欧州の40強の機関が現在目指している立場に到達した最初の機関の一つとなり、私たちにとっては非常に報われた、良い体験でした。

### 【スライド28】

以上、私から、欧州・北欧・デンマークの各レベルでどのような展開やイノベーションが起きているのかをご説明しました。スライドやアブストラクトでもう少し詳しい内容がご覧いただけます。その他にも、スライドにありますENQA、NOQA、EVAのリンクにもぜひアクセスしてください。木村機構長、そしてアイスランド大使からもお時間をいただいておりますので、後ほど、今お話しした内容についてご質問があればお受けしたいと思います。ご清聴ありがとうございました。

**（加藤）** Thune 様、どうもありがとうございました。質問は、このあと行う中でお受けすることになろうかと思っておりますので、またよろしく願いいたします。

## 北欧の成功事例

---

**Ossi Tuomi** Secretary General, FINHEEC, Finland

\*配布資料〔日本語訳版〕： P. 125～128

**Solrun Jensdottir** Director, Department of Education, Ministry of  
Education, Science and Culture, Iceland

\*配布資料〔日本語訳版〕： P. 129～136

**Tove Blytt Holmen** Deputy Director General, NOKUT, Norway

\*配布資料〔日本語訳版〕： P. 137～143

**Staffan Wahlen** Senior Advisor, National Agency for Higher Education, Sweden

\*配布資料〔日本語訳版〕： P. 144～151





(加藤) 続きまして、「北欧の成功事例」と題して、大学評価を受けたあと、その後の質の向上にどのように役立てたかという成功事例を北欧各国の関係者の方々からご紹介させていただきます。

## フィンランドの場合

**Ossi Tuomi (Secretary General, FINHEEC, Finland)**

(加藤) 最初はフィンランドの F I N H E E C の事務総長である Ossi Tuomi 様です。Tuomi 様は、フィンランドの Oulu 大学の博士課程を修了されており、ご専門は地理学です。フィンランドで著名な Chydenius 研究所のディレクター等を歴任されているところです。それでは、Tuomi 様、よろしくお願いいたします。

### 【スライド 1】

(Tuomi) 皆様、「日本—ノルディック公開シンポジウム」にご招待いただき、国連大学でこのように素晴らしい皆様方を前にお話しさせていただくことを大変嬉しく、光栄に存じます。まさに協力に向けた新たな扉を開けるものであり、道を開くものと思います。

### 【スライド 2】

F I N H E E C で実施する評価の種類は、スライドでご覧いただいているとおりです。中心は質の監査ですが、この点については後ほどお話しします。

プログラム評価は定期的なものではなく、教育やその他の分野で特定の問題が生じたときにのみ実施しています。私たちの現在の希望は、高等教育機関自身がプログラム評価の実施に一層の責任を持つことです。

私たちは C O E (Centres of Excellence) を中心に多くの評価を行っています。その背景には、優良な高等教育機関の C O E には追加的な資金助成が行われるということがあります。評価を通じて高等教育機関は質の評価や C O E の現状、追加助成に高い関心を持つようになり、非常に良い結果を生んでいると私は考えています。

### 【スライド 3】

F I N H E E C の評価は、まさに向上志向型の評価といえます。先ほどの Thune 博士のお話のように、発展志向型あるいは改善志向型と呼ぶこともできます。この枠組みは他の北欧諸国の機関のものとそれほど違いはありませんが、おそらく重きはより置かれているといえるでしょう。

F I N H E E C の向上志向型の枠組みあるいは前提は、高等教育機関の支援が目的であり、管理ではありません。これは大事な点であり、この点に関してフィンランドの高等教育の伝統にうまく合致していると考えます。私たちは一定の最低基準に合っているかどうかを評価するのではなく、格付けも行いません。公開される報告書には将来の発展に必要な提言が盛り込まれます。

#### 【スライド4】

評価方針や実施方法についてF I N H E E Cと高等教育機関が話し合うフォーラムもあります。F I N H E E Cではプランニング・グループやセミナーを開催し、教育機関との話し合いの場を設けています。その目的は、評価に関して高等教育機関の信頼を得ることであり、考え方、実施法、高等教育機関の自律性の尊重といった点で非常にうまくいっていると考えています。

ここでもう一つ重要な点は学生の関与です。北欧諸国では、理事会やプランニング・グループ、評価委員会に学生を参加させています。他のスピーカーの方々も同意して下さると思いますが、非常に豊富な経験を持っています。しかし私たちは、学生の評価活動への参加を促進するために、さらに新しい手法を導入していく必要があると考えています。

#### 【スライド5】

私たちは2年前、フィンランドの高等教育分野に監査モデルを導入しました。その目的は、フィンランドに有効な質保証制度があることを国際社会に示すためです。質保証制度の監査は向上志向型の原則にもよく適合するものです。ここでまた重要なのは、監査の結果には合格・不合格という考え方はないということで、合格あるいは2年以内に再監査という言い方をします。

#### 【スライド6】

評価の効果について話すよう言われているのですが、効果があったか、またどのような効果があったかを証明するのは非常に難しいものです。他のさまざまな要素、要因が介在するからです。しかし、何らかの形で示すことはできると思います。

#### 【スライド7】

教育や学習に関するC O Eは、高等教育機関の教授法の改善につながっているといえるでしょう。評価を重ねるごとに、目に見えて教授法が改善・改革されてきています。また体系的な研修や、教授法向上のための専門ユニットの設置によって教師の指導力を高めようとする動き、教育大学や教育学以外の学部で終身在職権制度を作ることなどにもつながっています。

また、フィンランドの高等教育に関する国内法では、教育と研究に関する規定の他に、社会・地域発展への貢献に関する規定もあります。これは高等教育機関の第3の責務といえるものです。私たちは地域貢献に関するC O Eの評価を実施しており、これは高等教育機関がこの第3の責務をどのように果たしていくのか、どのように質を高めていくのか関心を高めるのに役立っていると思います。同様に、成人教育における優良大学の選定は、大学の戦略に組み込まれている生涯教育への関心を集めることに役立っています。

質保証制度の監査の際に評価政策の影響が見られます。質保証制度の監査によって、フィンランドの高等教育制度全体が体系的な質保証体制を確立しようとし、欧州の基準と指針に対する理解を深めています。ここに高等教育機関に対する評価の効果を見ることができます。こうした評価政策を通じたプロセスによって、高等教育制度全体を発展に向かわ

せることが可能です。

私の結論としては、前向きでやりがいのもてるようなガイダンスの方法が有効であるということです。ご清聴ありがとうございました。

(加藤) Tuomi 様、どうもありがとうございました。

## アイスランドの場合

**Solrun Jensdottir (Director, Department of Education, Ministry of Education, Science and Culture, Iceland)**

(加藤) 次の発表は、アイスランド教育科学文化省 教育室長の Solrun Jensdottir 様です。Jensdottir 様はロンドン大学の修士課程を修了されており、ご専門は現代ヨーロッパ史でございます。Morgunbladid という新聞社に報道記者として活躍なされ、その後、アイスランドや英国で大学の教壇に立たれた後、大臣特別補佐として教育科学文化省に入省。その後、省内の教育や国際関係の要職を歴任されております。

それでは、Jensdottir 様、どうぞよろしくお願いいたします。

### 【スライド1】

(Jensdottir) 皆様、このシンポジウムにお招きいただき、お話しする機会をいただきましたことを、大変光栄に存じます。北欧・日本間の高等教育におけるこのような有意義な協力が、今後とも続くことを希望しています。

### 【スライド2】

本日は、アイスランドという国について、アイスランドの高等教育について、アイスランドにおける質保証について、ボローニャ・プロセスとの関係について、OECDの高等教育に関するテーマ別評価について、高等教育機関に関する新しい法律について、そして、認定、資格枠組み、質保証、内部・外部評価について、そして今後の展望について、という順にお話ししていきます。

### 【スライド3】

アイスランドの質保証と評価についてお話しする前に、まずこの国における高等教育を正しく理解していただくために、アイスランドという国についてご紹介します。

アイスランドは、北極圏に近い北大西洋の島国で、日本と同じく温泉の多い火山国で、地震もよく発生します。公用語はアイスランド語で、スカンジナビア諸語とドイツ語に似ており、全国民がアイスランド語を話します。アイスランドは共和国で、国会議員は63人います。日本と同じように長寿国で、平均寿命は男性が79歳、女性が83歳です。幼児死亡率も世界の中で非常に低くなっています。

アイスランドは豊かな国で、2004年の一人当たりGDPは世界第7位で、OECD

の平均を2割ほど上回っています。この背景には、海洋・陸上の豊かな天然資源や人的資源を利用して、比較優位性を生かすことができるということがあります。

20世紀の後半から、産業の中心は農業から工業へ、そして工業からサービス業へと移り、現在ではサービス部門が労働力全体の71.2%を占め、次いで工業が22.4%、農業が3.4%、漁業が3%という割合です。労働力は大幅に不足しており、失業率はほとんどゼロに近い低さです。

#### 【スライド4】

我が国の高等教育の始まりは、アイスランド大学が設立された1911年にさかのぼります。最大の高等教育機関ではありましたが、学部がいくつかと、博士課程が1つのみでした。

現在、アイスランドには4つの公立大学と3つの政府助成の私立大学、合わせて7つの高等教育機関があります。教育科学文化省は公立校2校と私立校3校を管轄し、農業省は農業大学2校を管轄しています。

学生数は1996年の9,564人から2004年には1万6,068人とほぼ倍増し、政府の財政をかなり圧迫するまでになっています。これは今日では大半の国で見られることです。しかし、日本と比べるとずいぶん小さい数字であり、皆様にとっては興味深いことでしょう。

1997年に、高等教育制度に関する最初の法律がアイスランド議会で可決されました。それまでは、各機関は特別法に基づいて運営されていました。1997年の法律の主な目的は、高等教育機関の自律性を高めるとともに私学の法的根拠を確保することでした。

高等教育機関の自律性が高まるにつれ、国家機関の役割は大学に対する監督やインプットの管理からアウトプットのチェックへと変わりました。

#### 【スライド5】

アイスランドの高等教育機関に対する質保証制度の歴史は浅く、1997年の法律の制定までは法的な規定は何もありませんでした。しかし、質保証に関する議論はそれまでに数年間行われており、ENQAにもNOQAにもすでに加盟していました。この国際協力関係が我が国の高等教育の質保証の発展に大きな役割を果たしました。

1997年法によって、教育科学文化省が高等教育の質保証の監督機関となり、同省では内部・外部評価に関する規則を定めました。その目指すところは、指導力の質の維持と向上、組織の整備、教育機関の責任の強化、そして国際競争力の確保です。

この規則に従って、高等教育機関は正式な質保証制度を設置し、その内容を公にすることが義務づけられました。

#### 【スライド6】

教育科学文化省は外部質保証に関して責任を負っています。1997年の法律制定を受けて、同省には外部評価の管理・調整を行う評価と監督専門の部署が設置されました。現在、この部署は評価・分析局に変わっています。外部評価は、規則に従って以下のような

基準を満たす3～6人の独立専門家によって行われます。すなわち、該当する学問分野で資格を有していること、高等教育分野で豊富な経験があること、卒業生の雇用経験があることです。この点から私たちは企業や研究機関からの専門家を希望しています。ピアレビュー・グループは最近でも一つは国外から選ばれます。高等教育機関は自己評価報告書を作成します。

ピアレビュー・グループは報告内容をすべて公開し、高等教育機関は3カ月以内にそれに対する回答を発表します。そして2年以内に、その大学が外部評価の結果に対応したかどうか、どのように対応したかを教育科学文化省が判断します。評価は大学全体あるいは分野別、学部別を対象とすることもありますし、複数の施設・ユニットにまで拡大して同時に実施することもあります。

### 【スライド7】

1999年、アイスランドは他の28カ国とともに、欧州高等教育分野の協力に関するボローニャ宣言に署名しました。アイスランドではボローニャ・プロセスの導入は比較的スムーズに進みました。

ボローニャ宣言で定められた「学部と大学院の2段階構造」は、ほとんどの学部を導入され、その他の宣言内容や、欧州教育大臣の隔年会合で定められた具体的な取り組みについても、ほぼすべての機関で実施されています。ボローニャ・プロセスで最も重きが置かれているのは質保証です。先ほどお話があったように、2005年のベルゲン会合では、ENQAの報告に基づき、大臣らによって「欧州高等教育圏における質保証基準及びガイドライン」が採択されました。外部評価に関する基準の大半は、すでにアイスランドで導入されているものと一致しています。

ボローニャ・プロセスにおいて質保証を強化するためのもう一つのポイントは、欧州高等教育圏における資格枠組みです。アイスランドではすでに欧州の枠組みに則って、資格枠組みを導入しています。

### 【スライド8】

2004～2005年にかけては、アイスランドはOECDの高等教育テーマ別レビューに参加しました。参加国は日本を含む24カ国でした。OECDのレビューは2つのグループに分けて行われます。日本とアイスランドは13カ国から成る第2グループに属し、OECDの専門家による視察を受けました。我が国への視察は2005年の秋に行われ、その結果は今年の8月22日にOECDのウェブサイト上で発表されました。

専門家チームは質保証に関しても調査を行いました。彼らからは、内部質保証体制に重点を置くこと、大学の経験を生かし、すでに築かれている評価の文化の保持に努めること、そして既存の外部評価の枠組みを保持することという見解を得ました。専門家チームは、包括的な質保証体制は改善とアカウンタビリティを目指したものに必要があると強調するとともに、こうした体制が文化的服従と強制に陥りやすいことに対して強く注意を促しました。さらに、教育プログラムの検証、承認、認定手続きの効率化の必要性も指摘し

ました。研究に関する質保証制度がないことについても指摘し、質保証制度の整備と、研究内容の質に関する研究者のアカウンタビリティを確保するために、個々の研究者の成果に応じた報奨金制度の確立に重きを置くよう指摘しました。

#### 【スライド 9】

1997年に制定された大学法は、私立大学の基盤強化、質保証体制の確立、多様性と競争力の奨励という目的に資するものでしたが、2005年末に改正されることが決まりました。新高等教育機関法は今年7月に施行されました。改正に至った主な理由は、1997年の大学法制定以後、高等教育分野が大きな成長と変化を遂げたことです。改正法の目的は、アイスランドの高等教育機関の国際競争力を高めるために高等教育の質を強化することにあります。

1997年法では認定に関する規定がなく、これはOECDにも指摘され、課題であったので、改正法では認証プロセスを盛り込むことになりました。改正法では教育科学文化省が高等教育機関の認定を行うことになっています。これは既存のすべての公立・私立の教育機関が対象です。

#### 【スライド 10】

このスライドには、大学が認定を受けるための必要条件が示されています。具体的には、役割と方針の定義、運営と組織、教育・研究体制、教職員の資格要件、入学資格と学生の権利・義務、教員と学生の作業環境、提供されるサービスの内容、内部質保証体制、国の資格枠組みに基づいた学習成果、そして財政的基盤についてです。

#### 【スライド 11】

高等教育機関の認定プロセスは、教育科学文化大臣への申請から始まります。認定の対象範囲は、OECDのフラスカティ・マニュアルの定義に従い、特定の学問分野——自然科学、技術工学、医学、農学、社会科学、人文科学——に限定されています。大学から申請を受けると、3人の専門家で構成される独立委員会が評価を行います。大臣は専門委員会の推薦があれば、認定を行います。学問分野に対する認定は、大学の活動が改正法の規定を遵守しているかが問われます。

もし大学側がこの法律の規定を満たしていない、あるいは教育と研究に求められる要件を満たしていない場合には、大臣は認定を取り消すことも可能です。

#### 【スライド 12】

改正法では、2005年のボローニャ・プロセスに関するベルゲンでの教育大臣会合での決定に従って、教育科学文化省が国の資格枠組みを設定することも定めています。すでにアイスランドでは、欧州高等教育圏における資格枠組みに基づいて、国内の資格枠組みを設定しています。

資格枠組みでは、学位とディプロマに関する説明が体系的になされており、学習成果と各学問レベルにおける学生の獲得すべき能力に重点が置かれています。

高等教育機関は、学習プログラムごとに、学習成果に関する説明を行うことが定められ

ています。

国の資格枠組みはアイスランド語と英語で策定することが決められており、これはアイスランドの高等教育を国際的に透明性の高いものにし、学生の移動を促進することが目的です。

#### 【スライド13】

教育の質保証に関する法律によって導入された手続きは、ENQAの「欧州高等教育圏における質保証基準及びガイドライン」に基づいています。研究の質保証に関しては、国際基準に従って特別のプロセスが設けられています。教育と研究の質保証の主な目的は、認定の要件を確実に満たすこと、高等教育の資格枠組みの尊重、教育と研究の質の効率的な向上、活動に対する大学自身の責任強化、そして国際競争力の確保です。

#### 【スライド14】

質の評価に関しては、教育科学文化省の定めた規則に従って内部・外部双方から行うことになっています。各高等教育機関は定期的な内部評価の実施が決められています。その内容は、方針と目標、学習内容、教育と指導法、アセスメント、研究、研究の効果、作業環境、運営、外部との関係についてです。評価に際しては、教職員と学生の積極的な参加が定められています。

教育科学文化省は外部評価に責任を有し、3カ年計画を策定します。同省は必要な場合には、計画の他に特別評価を実施することもできます。大臣は、教育の外部評価を国内外の委員会、機関、企業、その他関連団体に委託することができます。しかし当面は、教育科学文化省の評価分析局が実施に責任を有することになり、評価自体は独立機関に任せられることになります。評価プロセスには国内外の専門家と学生の代表が参加します。

#### 【スライド15】

目標は、新法施行から2年後となる2008年半ばまでに、すべての大学が認定を受けることです。教育と研究に関する外部評価の規則は、新法律に基づき2006年末までに採択される予定です。すでに草案は高等教育機関に送られ、意見を求めているところです。

この10年、アイスランドの高等教育制度は国内外の環境の急速な変化にうまく対応してきました。改善の余地は常にあります。私たちは高等教育機関の質と効率性を高める取り組みを強化し、人材と財源を有効に活用していきたいと考えています。

#### 【スライド16】

教育科学文化省は、すべての機関が新法を完全に履行することで、競争の激化する世界で対等に渡り合える能力をつけることができると確信しています。国際社会での協力と交流には相互の信頼が欠かせないのです。

(加藤) Jensdottir 様、どうもありがとうございました。

## ノルウェーの場合

### Tove Blytt Holmen (Deputy Director General, NOKUT, Norway)

(加藤) 次の発表は、ノルウェーのNOKUTの副所長である Tove Blytt Holmen 様です。Holmen 様はノルウェー生命科学大学において修士課程を修了され、ご専門は工学です。ノルウェーの農水省の部門長、ノルウェー農業大学の研究生涯教育のディレクターを経験されたのち、NOKUTの質保証、開発部門の副所長を務められております。

それでは、Holmen 様、どうぞよろしくお願いいたします。

#### 【スライド1】

(Holmen) シンポジウムの主催者の皆様、参加者の皆様、本日、この場にお招きいただき深くお礼を申し上げます。これまでの話を大変興味深く拝聴しています。私はNOKUTを代表してまいりました。NOKUTはノルウェーの法律で定められた機関として、高等教育の質評価を独占的に行っています。

#### 【スライド2】

ノルウェーには国立の高等教育機関が42あります。学生の7割は国立大学に通っており、日本とは逆の状況です。これらの機関は国から全額助成されており、学生から授業料は徴収していません。学生にとっては、生活費はかかりますが、授業は無償で受けることができます。

このほかに私立の高等教育機関が約20あり、国から一部助成を受けています。学生の3割は私学に通い、授業料も払います。国立との違いはそこです。

#### 【スライド3】

ここ数年、ノルウェーの高等教育は、先ほど Thune 博士からお話のあったボローニャ・プロセスに沿って大規模な質の改革が行われています。質の改革には高等教育機関のガバナンス体制の変革と自律性の強化が盛り込まれ、新たな資金の枠組みも生まれました。そして改革の一環として誕生したのが、NOKUTです。

2003年のNOKUTの設立と時を同じくして、ノルウェー独特の学位体系を再編し、3年の学士課程、2年の修士課程、3年の博士課程と、より欧州に近いものにしました。これが現在のノルウェーの学位体系です。

2002年には大学・カレッジに関する法律もでき、これによって学生指導、評価、アセスメントに関して新たな形態が導入され、学生一人一人に対するきめ細かいフォローが求められるようになりました。学生向けの新たな財政援助の枠組みもでき、学生はより充実した援助を受けられるようになりました。そして国際化への意欲がより明確になり、今ではより一層意欲的な取り組みが行われています。

こうした一連の動きは、大学・カレッジに関する新しい法律の下で行われています。法律は国立・私立を問わずすべての高等教育機関が対象となっています。

#### 【スライド4】



高等教育機関のガバナンス体制に関しては、いくつかの動きがありますが、ここでは先ほどすでにお話があった学生の参加について触れたいと思います。北欧諸国では学生の参加が非常に重要になっています。国立大学の理事会はさまざまな組織の代表で構成されますが、最も重要なのは学生の理事が2人いるということです。

学生の代表は議席の少なくとも2割を占める、すなわち最低2議席を有することになっており、これは理事会だけでなく、すべての執行組織に適用されます。私学に対する規定は多少違うものの、やはり理事会には学生の代表を参加させることとあります。ノルウェーでは高等教育のガバナンスにとって学生の役割が非常に重要であると考えているからです。

### 【スライド5】

さて、大学の自律性に関しては、ご説明するのが少々難しいのですが、できるだけ試みようと思います。高等機関はいくつかの種類に分かれています。スライドの表をご覧ください。まず大学があります。大学は総合大学として、学士、修士、博士すべての学位授与権があります。単科大学は、学問の深さに関しては大学と同等なのですが、範囲が違います。例えば経済、物理、音楽、獣医学などに特化した大学です。学位授与に関してはすべての権限がありますが、範囲は限定されています。

次に、ユニバーシティ・カレッジという、学士課程のみの認定高等教育機関があります。ユニバーシティ・カレッジの中には、学士の他に修士・博士課程も提供したいと考える大変意欲的な機関もあります。そのためにはまずNOKUTに申請する必要がありますが、これについては後ほどお話しします。認定プログラムに関しては以上です。

その他に、認定を受けていない私立の機関があります。2003年から、私立大学がプログラムを提供する場合には、当時は教育研究省、現在ではNOKUTへの認定申請が必要でした。しかし、こうした機関も、能力を強化して学位を授与したいということで、他の大学と同等の自由度を求めています。そして現在では何年間か学士課程を提供し、最低2年間の審査を経たあと、NOKUTに対してユニバーシティ・カレッジの認定申請を行えるようになりました。ユニバーシティ・カレッジとして認定されると、自由裁量度が高くなり、学士の学位授与権が与えられます。そして次には大学として認められることを希望するようになり、NOKUTに申請し、総合大学あるいは単科大学として認定されると、さらに高い自由裁量度が与えられます。以上、我が国の認定制度について、そして地位によって学位授与権に違いがあることがお分かりいただけたかと思います。

### 【スライド6】

NOKUTの負託事項についてはあまり深くご説明はしませんが、その主な任務としては、大学、高等教育機関の質制度が十分に機能し、教育の質に関する基準を満たしているかチェックするということがあります。その他に、領域としては狭いのですが、向上を目的とした評価も行います。認定は管理のための評価とお考えの方もいらっしゃると思いますが、私はその中には向上の意味合いもかなり含まれていると考えています。

この他に、短期の職業教育の承認や外国での教育の認定も行っています。

#### 【スライド7】

次に、ノルウェーの質保証モデルについてです。土台はもちろん高等教育機関とその高等教育機関の持つポートフォリオです。大学・カレッジに関する新しい法律によりますと、認定・未認定に関わらず、すべての高等教育機関は十分な質保証の制度を持っていないければなりません。NOKUTは監査を行う組織として設立され、高等教育機関が十分な質保証制度を保持しているか6年おきにチェックしています。

NOKUT設立から3年経ったいま、高等教育機関の質は向上しました。私たちは監査が質制度のみならず、プログラムの組織、開発にも効果を及ぼしていると考えています。

機関を監査中に質に問題があると疑われるような事態に直面した場合には、不備があると思われる部分のプログラムの認定を見直すことが可能です。つまり、基盤となる制度そのものだけでなく、実際のプログラムについてもチェックをしているのです。

先ほどの機関の自律性に関する表に戻りますと、権限を超えたプログラムを提供したい場合には、NOKUTにその認証を申請することができます。NOKUTでは求められる教育の質に関して基準を定めています。

NOKUTの理事会では年に1度、認定・再認定の全国的な見直しを行っています。昨年の理事会では、国内すべての看護学士課程の見直しが決定されました。今年は法律、薬学、歯学について、修士・博士課程の見直しが行われることになっています。

#### 【スライド8】

当然のことながら、ここまでの道のりはすべてがスムーズであった訳ではありません。どのような問題があったのかは省きますが、最も重要な結果について少し触れたいと思います。NOKUTと教育研究省の役割分担は非常に大事です。NOKUTは信頼性のある独立した教育評価を行い、教育研究省は当事者であり政治的な役割を担っています。教育研究省自身も、教育評価に関して、政治的な役割を果たすことを理解しています。

教育研究省は、法律の権限を超えてNOKUTに指示したり、NOKUTの認定判定を覆したりすることはできません。

長年にわたり、質保証制度の構築に際しては高等教育機関から意見を徹底して聞き、NOKUTが基準を設定する際にも最初から高等教育機関の意見を取り入れました。これは非常に有益でした。NOKUTが決めた基準であっても、すべてが同意しているわけです。

NOKUTの評価の結果は、すべて公にするよう努めています。欧州基準での評価についても同様ですが、時には困難なこともあり、公表の際には緊張関係が生じることもあります。

#### 【スライド9】

質に問題がある場合には、その機関の認定を取り消すこともできますが、最終判断を下す前に、改善のために1～2年の猶予期間を与えます。

#### 【スライド10】

また、不服申し立て委員会もあり、NOKUTの判定、主にマイナスの判定に関して不服を申し立てることができます。しかし、専門委員会の意見に対して不服を述べることはできません。NOKUTの手続き上の問題についてのみ不服申し立てができます。

#### 【スライド11】

次に、プログラム認定基準の基本的な考え方をご説明します。まず、大学・カレッジに関する法律では次のように謳っています。「大学およびユニバーシティ・カレッジは、第一線の研究、学術、芸術活動と経験的知識に基づく高等教育を実施することにより、本法律の目的を促進するものとする」。「第一線」を基本に据えることは非常に重要です。基準を高く持つことによって、高等教育機関には積極的な研究が求められ、その成果は教育に生かすことができます。同時に非常に有能な教授陣も求められます。

私たちは高等教育機関に関して、カリキュラム、スタッフ、国際化戦略、成果、インフラと、質保証の実施方法を調査します。

ここ数年でカリキュラムは確実に改善され、教育内容と指導法に関する目標、志、考え方をより的確に設定できるようになっています。また3年前に比べて、目標、教育内容、指導法をより体系的に体制に組み込むこともできるようになっています。さらに、高等教育機関ではスタッフの学術面での業績にも重点を置くようになるとともに、質に関してもより良く実証できるようになり、透明性が高まっています。

#### 【スライド12】

基準に関しては時間の関係上、詳細は申し上げません。資料をご覧くださいと思います。

#### 【スライド13】

これまで申し上げたことをまとめますと、まず冒頭に私は、非常に広範な質の改革が政治主導で行われていると申しました。その改革には2つの理由があり、一つは言うまでもなく高等教育・研究の質を高めること、もう一つは、特にボローニャ・プロセスに沿って国際化を目指し、ノルウェーとしての義務を果たすことです。その当時の大臣はボローニャ・プロセスの最前線にいることを望んでいたと思います。

関係当事者、高等教育機関、NOKUT、教育研究省間での長年にわたる協力によって、正しい方向に向かっていることが示されています。質保証の活動は非常に良い成果をもたらしていると思います。以上、ご清聴ありがとうございました。

(加藤) Holmen 様、どうもありがとうございました。

#### スウェーデンの場合

**Staffan Wahlen (Senior Advisor, National Agency for Higher Education, Sweden)**

(加藤) 北欧の成功事例の最後のご報告は、スウェーデン高等教育庁評価部シニア・ア

ドバイザーの Staffan Wahlen 様です。Wahlen 様はストックホルム大学の修士課程を修了され、ご専門は言語学です。永年にわたってストックホルム大学の教育コンサルタントや、大学の特定目的言語センター長を歴任され、現在に至っています。

それでは、Wahlen 様、どうぞよろしくお願いいたします。

#### 【スライド1】

(Wahlen) 日本にお招きいただき、スウェーデンの高等教育の質保証制度についてお話しさせていただく機会を得ましたことを大変光栄に存じます。

最後のスピーカーには利点と欠点の両方があると思います。利点としては、すでに他の方がお話しなさったことを踏まえ、引用できるということ、欠点としては、これから申し上げることが一部繰り返しになってしまうことです。この点についてはどうぞご了承くださいたいと思います。

#### 【スライド2】

まず、スウェーデンの高等教育の規模についてご紹介します。学部生は現在およそ34万人で、この数は10～15年の間に倍増しました。政府の意識的な取り組みによるものです。同様の増加は大学院生数についてもいえます。

スウェーデンには国立大学が14校、工科大学1校を含む半私立の高等教育機関が3校、芸術大学7校を含む単科大学（ユニバーシティ・カレッジ）が22校あります。

#### 【スライド3】

学位制度は、3年間の学士課程、1年間の修士課程、4年間の博士課程で構成されます。他の欧州諸国や北欧諸国に比べますとやや遅れぎみですが、現在は、ボローニャ・プロセスに沿って3年間の学士課程、2年間の修士課程、3年間の博士課程を導入しようとしています。当面はこれまでの制度を採用しますが、今後6～7年のうちに、ほぼすべての大学で新制度が採用されることになります。

こうした背景の中、スウェーデン高等教育庁は国内唯一の評価機関として活動しています。他の北欧諸国の組織と少し異なる点は、評価活動だけではなく、高等教育に関するさまざまな統計を扱う部局もあり、この統計は評価活動にも生かされています。この他にも情報部、法務部、ノルウェーのような外国の学位の認定をする部署もあります。

#### 【スライド4】

他の国と同様に、我が国においても評価の3つの目的があります。一つ目は「保証」、または「管理」です。これは、我が国の高等教育が高等教育法に定める目標を達成することを第一に保証するということです。また、50%の参加率を目指すという政府の目標に照らしても大変重要な目的です。二つ目の目的は、高等教育の「改善」または「向上」です。最後は、国民、納税者、政府、雇用主、または他のステークホルダーに対する、高等教育の質に関する「情報提供」です。ただし、これはランキングの形式で提供されるものではありません。

#### 【スライド5】

スライドにありますように、評価活動には4つの基本要素があります。一つ目は、機関別の質の監査です。現在一時的に中断していますが、今年中に再開する予定です。二つ目は認定です。これはプログラムの導入、再導入あるいは継続について、イエスかノーかを正式に判断するための評価です。三つ目は、2001年から実施している分野別・プログラム別評価です。これは、国内の大学及びカレッジが提供する、学位に結びつくすべてのプログラムを対象としています。これらについては、後ほど触れることにしますが、対象のプログラムを継続すべきか否か判断するための認定を行っています。最後は、デンマークで実施されているようなテーマ別評価です。これについてもまた後ほどお話しします。

#### 【スライド6】

新規プログラムに対する認定は主に現行の修士課程を対象とするものですが、将来的にはボローニャ・プロセスに基づく2年間の修士課程も含まれます。総合大学は専門職学位を除くすべての学位授与権をもっているため、この認定はユニバーシティ・カレッジが対象となります。

法律、工学、教職、医学、看護学などの専門資格につながる専門職学位を授与するためには、すべての高等教育機関が認定を受けることが必要です。

また、ノルウェーのように、研究の実施と博士号の授与などを目的として総合大学への昇格の申請を行ったユニバーシティ・カレッジに対する認定もあります。

#### 【スライド7】

私たちはおよそ7年間で2度にわたり、高等教育機関の質の向上を主な目的として、機関の質監査を行いました。これは、自己評価、ピア・レビュー、訪問調査、及び報告書という一般的なプロセスを通じて、機関における質の活動を評価するというものでした。私たちが特に注目したのは、学術組織の発展のツールとしての学術的なリーダーシップでした。ここでは強力なリーダーシップというよりも、学術組織の発展のツールとしての的確で十分な情報に基づいたリーダーシップを理想としました。

#### 【スライド8】

高等教育機関の質の向上に向けたステークホルダーとの協力関係についても注目しました。具体的には、教職員の質活動への積極的な関与、そして実際に質活動がどのように大学内のその他のプロセスに組み込まれているかを調べました。私たちは学内の評価活動やフォローアップの活動、さらには国際化に向けた活動も、当然のことながら高等教育機関の質活動の一部であると考えています。そしてこれまで触れられなかった点として、男女平等という課題がありますが、これについても質保証の範疇のものとして捉えられています。

#### 【スライド9】

質監査は、分野別・プログラム別の評価モデルが導入された2001年以来、中断しています。この導入されたモデルは、学位授与につながる国内すべての専門分野とプログラムを評価するものです。これまでにおよそ1,700の評価が行われました。つまり平均

すると毎年275ずつ行われたことになります。そして、約900人の専門家が参加したピアレビューも行われました。専門家はスウェーデンや他の北欧諸国のほか、北欧以外の国、まれに米国からも招かれています。評価は我が国で行われますので、専門家には少なくとも実務上の言語能力が求められました。

また、学生も評価委員会に参加しています。専門性の高いプログラムを対象とする場合は、関係のステークホルダーも参加します。

高等教育庁は、プログラムが高等教育省令が求める質に関する基準を満たしているかどうかを最終的に判断します。もし基準を満たしていない場合は、当該大学に対し改善のための1年間の猶予が与えられ、その後再評価が行われます。それでもまだ基準に到達していなければ、そのプログラムを中止させることができます。しかしこれまでのところは、大学側が適切に対処しているか、または大学自身がプログラムを中止していたため、実際に中止となったケースは一度しかありません。

#### 【スライド10】

私たちの評価では、プログラムの必要条件についても注目しています。例えば教育資源や教員の資質、図書館、研究室はどうか。プログラム自身がどの程度質を確保しているか。機能的な組織を備えているか。良い成果を出しているか。教授法や試験方法のプロセスはどうか。これらの質の状況に加え、修了率についても調べます。

#### 【スライド11】

次はテーマ別の質監査です。これは、高等教育機関全体を対象に特定の質の要素に目を向けるものです。例えば、国際化は質の向上にどのように役立っているのか、社会や経済との協力関係はどうか、学生の影響力はどうか、といったことです。こうした監査は他の北欧諸国でも実施されており、我が国のものと共通性があります。

#### 【スライド12】

では、スウェーデンの高等教育の評価における特徴は何でしょうか。それは、我が国では他の北欧諸国と同様に、博士課程の学生などの学生が専門家として委員会に参加することです。これは非常に意義あることであり、実り多いものです。また、分野別・プログラム別の評価を通じて、双方の全体像を把握することができます。これは学生や教員のみならず一般の人々にとっても非常に意味のあるものです。基準を満たしていないプログラムに対する是正措置も質の管理という側面から見れば特徴的な要素です。さらに、私たちは、数年後に体系的なフォローアップ活動を実施することにしています。これは、評価によって生じたことを確認し、その結果を公表するものです。

もう一つ付け加えるべき要素として、おそらく自明の理ではないものですが、制度全体に影響を与えている分野別・プログラム別の評価を通じ、自己評価や訪問調査などの評価プロセスに関わる機関の幹部、運営スタッフ、学生含めすべての人々の中で、少なくとも高等教育の評価方法のひとつに対しては関心と知識が高まっているということです。

#### 【スライド13】

それでは、これらすべての活動の効果とはどのようなものでしょうか。監査の場合は大学のリーダーシップや戦略における質活動の改善や、学生の影響力の改善とそれに伴う指導法の向上につながっています。さらに、ステークホルダーとの協力関係は指導と学習の改善にもつながっています。とはいえ、こうした質監査や大学内部の質活動の実際の効果を測定するのは難しいものであり、この点については議論の余地があるといえます。

#### 【スライド14】

一方、プログラム別・分野別の評価の効果は明白です。というのも、基準を満たさなかったプログラムが中止させられるという脅威は効果的なものなのです。実際に中止になったプログラムはひとつしかありませんが、そのような事態を避けるため、抜本的な改善や、効果がないと判断されたプログラムは、機関自らが中止するといった措置がとられています。

教員の資質についても明らかに改善されています。優れたスタッフも補充されています。スタッフ・ディベロップメントも大学における戦略の特徴のひとつとなっています。

最も顕著な効果は、特に困難であった教員養成教育のプログラム別評価で見られました。大変批判的な内容の報告書によって、高等教育省令の迅速な改正が促されました。また、大学自身によって組織の改編や、シラバス、教材、試験方法の改善が行われました。まだ最終的な成果は見えていませんが、高等教育評価が大変重要な効果をもたらしたことは明らかです。

また、多くの評価で見られる一般的な所見として、高等教育機関同士のさらなる協力や、すべての機関が同様のプログラムを提供すべきではないという意味合いの専門化、大学としての資源の集中化が必要となる場合があります。これらの所見は、政府や多くの高等教育機関による措置を促し、現在も、提示された方針に従って戦略が展開されています。

#### 【スライド15】

最後に、質保証機関自らが、指導を行うにあたって訓練が必要です。つまり、「欧州高等教育圏における質保証基準及びガイドライン」の部分で Thune 博士もおっしゃっていたように、機関の活動自体の質保証が必要であるということです。そこで、私たちは定期的に機関内部のモニタリングを行っています。また年に一度、評価活動の分析結果を発表するとともに、関係者からのフィードバックも活用しています。さらに、外部の諮問委員会による定期的なモニタリングや外部評価も行っています。

#### 【スライド16】

最後のスライドは、新しい質保証のモデルについて簡単にご紹介しています。これらは、これまでの方法を組み合わせたもので、高等教育機関自身の質保証体制の強化を重視したものです。ある意味、監査が始まった12年前に回帰するものですが、これまでのすべての経験が生かされているものでもあります。ご清聴どうもありがとうございました。

(加藤) Wahlen 様、どうもありがとうございました。

以上をもちまして、午前中のプログラムは終了させていただきます。

午後のプログラムの開始時間は午後 1 時からとなります。各自ご昼食をお取りいただきまして、時間までにお席にお戻りになれますようお願い申し上げます。また、お席を離れる場合には、同時通訳のレシーバーは必ずお席に置いていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。さらにお願いですが、構内の出入りに際しまして、皆様にお渡ししております名札の着用をお忘れにならないようお願い申し上げます。以上です。



## パネルディスカッション①

### 「大学は評価を教育・研究の質の改善にどう役立ててるのか」

---

#### 《パネリスト》

**梶山 千里** 九州大学総長・国立大学協会副会長  
＊配布資料〔日本語訳版〕： P. 152～159

**工藤 教和** 慶應義塾常任理事  
＊配布資料〔日本語訳版〕： P. 160～172

**河村 潤子** 国立高等専門学校機構理事  
＊配布資料〔日本語訳版〕： P. 173～183

**Christian Thune** Executive Director, EVA, Denmark

**Ossi Tuomi** Secretary General, FINHEEC, Finland

**Tove Blytt Holmen** Deputy Director General, NOKUT, Norway

#### 《モデレーター》

**木村 靖二** 大学評価・学位授与機構 評価研究部長



**(加藤)** 午後のプログラムを開始いたします。

午後のプログラムといたしましては、パネルディスカッションを二つ用意しています。パネルディスカッション（１）は「大学は評価を教育・研究の質の改善にどう役立てるのか」、またパネルディスカッション（２）は「大学の評価を社会にどう伝えるか」と題しまして、それぞれ行います。

パネルディスカッション（１）のモデレーターおよびパネリストの方は、恐縮ですが、お席のほうによりしくお願い申し上げます。

それでは、パネルディスカッション（１）のモデレーターとパネリストの方々のご紹介をさせていただきます。モデレーターは、大学評価・学位授与機構評価研究部長の木村靖二です。

次に、パネリストのご紹介をさせていただきます。本日は、日本の高等教育関係者として３名の方をお招きいたしました。この３名の方には、最初に発表していただきます。

ステージに向かいまして右側から、国立高等専門学校機構理事、河村潤子様です。

慶應義塾常任理事、工藤教和様です。

九州大学総長、国立大学協会副会長、梶山千里様です。

そして、午前中にご講演をいただきました北欧５か国のパネリストを代表して、Christian Thune 様です。

Ossi Tuomi 様です。

Tove Blytt Holmen 様です。

以上の方にご参加いただきまして、パネルディスカッションを開始したいと思います。

なお、パネリストによる発表の後、今回は先ほどの Thune 様の講演後、質問の時間がございませんでしたので、冒頭、質疑応答をさせていただければと考えておりますので、よろしく申し上げます。

なお、質問に際しましてご連絡です。皆様方のテーブルの上に３名に１台ですが、備え付けのマイクがあります。マイクには緑色のオン・オフのスイッチがありますので、発言の際にはオンにしてご発言をお願いしたいと思います。終了されましたら、スイッチをお切りくださいますようお願い申し上げます。また、ご発言に際しまして、冒頭にご所属名とお名前をおっしゃっていただきますよう、よろしく申し上げます。

それでは、マイクをモデレーターの木村評価研究部長にお渡しいたします。どうぞよろしく願いいたします。

**(木村)** 座ったままで失礼します。大学評価・学位授与機構評価研究部長の木村です。パネル（１）のモデレーターを務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

午前中は、主として大学評価の必要性というものが北欧５か国でどのように認識されて、どのような形で受け入れられていったのか。その過程で、あるいは大学評価の必要性の認

識を深める役割を担いつつ、評価機関がどのような形で足場を固めていったのかという大学評価機関の一種の出世物語風にお話があったかと思います。

午後の最初のパネルは、いわば大学評価機関が受け入れられていって、国家的にもさまざまな形で支援を受けることになっていったわけですが、その *other side of the hill* といひますか、その反対側の大学は一体どのように受け取っているのかといったことについて、つまり丘の両側を見ようということです。午前中は、評価機関側のほうを北欧の例でお話いただいたわけですが、このパネル（１）では、今お話ししましたように日本の事例で、大学側ないしは高等教育機関側から評価をどのように受け取り、それに対してどのようにこたえていくのかということをご紹介いただき、また、それぞれのご所属組織の具体的な事例をお話いただくという形で展開させていただきたいと思います。

### 「教育・研究の質の改善に対して大学評価をどう活かすのか」

梶山 千里 （九州大学総長・国立大学協会副会長）

（木村） それでは、最初に梶山先生からご報告をいただければと思います。

#### 【スライド１】

（梶山） 九州大学の梶山です。国立大学協会の副会長をしておりますので、本日は両者の立場から教育・研究の質の改善に対して大学の評価をどう活かすのかという話をさせていただきますと思います。

ただ、皆さんのお手元にあるパワーポイントの図を説明する前に、日本における大学評価の時系列の話をちょっとさせていただきたいのです。ですから、今からお話しするのは、皆様のパワーポイントにはありません。

ご存じのように、２００４年４月から国立大学は国立大学法人に変わりました。そこから例の中期目標、中期計画。これは６年間で第１期が終わりますが、それが始まっているわけです。今ちょうど３年目になります。そういう意味で、２０１０年が最終年度になりますが、その１年半前、２００８年９月に中間評価を受けることになっています。

法人評価に関しましては、文部科学省が行うことになっています。２０１０年に第１期が終わると。ただ、私どもとしては、最終的にその評価がどのように行われて、その次の第２期目にどう活かすかと。活かすことは当然ですが、その評価の使われ方が、国立大学法人としては必ずしも詳細に説明を受けていないという状況です。

午前中の北欧諸国の方々のお話を聞いていると、公式な評価に関しては、日本では大体５年以上遅れているという気がします。ノルディックは、もう第１期が終わって、次にそれをエンハンスメントに使う段階に入っていますので、今、私どもと立場が違うという気もしています。

ただ、私どもとしては、当然ながら中期目標、中期計画、評価をエンハンスする。それは法人としてやらないと生き残りができませんし、生き残りということよりも、やはりス

テークホルダー、あえていうと学生、社会に対して大学の使命を果たすためには、そういうことをやらないといけないということは全員分かっているわけです。

それから、法人評価以外に私どもが受けないといけないのは認証評価です。当然、これは教育等の質の保証ということになります。先ほどから随分出てきましたが、Quality assurance です。私は詳しく知らないのですが、聞いていると、どうもノルディックの場合は、それが同時にうまくかみ合って走っているという気がしますが、日本の場合は必ずしも同じ土俵で、同じプラットフォームでということはありませんが、認証評価も非常に重要な評価です。

これは第三者の評価機関、特に大学評価・学位授与機構もその中の一つに入っていますが、それによって評価を受ける。これは7年ごとに受けることになっています。もう一つは、その一部といっていいのですが、専門職大学院に関しては5年ごとに受けるという評価があります。

そういう意味で、今からお話するのは、まだ1期目が終わっていないという、ひよこの段階の大学評価ということで、そういう意味では、ノルディックの方々が午前中にお話になったことをどう活かすかということも非常に勉強になるわけです。

### 【スライド2】

まず今日お話しすることが1～3まであります。

1番目は、国立大学法人として大学評価をどのようにとらえるかということです。2番目は、九州大学としての具体的な大学評価の取り組みの事例。3番目が、大学評価を通して大学の教育・研究の質の改善にどのように取り組むべきか。この三つのお話を今日はさせていただきますと思います。

### 【スライド3】

まず第一に、国立大学法人として大学評価をどのようにとらえるかということですが、その中でも、最初が競争的環境における大学の新たな課題ということになります。ここに掲げましたように、まず知的基盤社会における高等教育機関の役割の増大とニーズの多様化。すなわち大学に対して、これまで以上に人材育成とか科学技術の振興が求められることとなります。

2番目は、ユニバーサル段階を迎えた高等教育に関してです。日本では18歳人口の減少が非常に著しい。そういう段階で、18歳人口の約50%が大学、短大に進学するという、大学教育のユニバーサル段階になっているということ。

それから、大学財政の効率的な運用への社会的要求の高まり。これが、競争的な環境における大学の新たな課題の一つになります。どういうことかということ、国家財政が厳しい中、国立大学法人においても予算削減とともに定員削減を行う。そして、効率的な大学運営が強く求められるということです。

この1、2、3が、競争的環境における大学の新たな課題として浮かび上がってくるわけです。

#### 【スライド4】

では、大学に求められているものに、どういう対応をすべきかということです。まず、大学としては大学の機能別分化ということになります。すなわち中教審の「我が国の高等教育の将来像」答申にもありますように、大学の個性化や多様化を図ることが求められることになります。

2番目、高等教育の質保証の仕組みづくりと国際的な通用性の確保が非常に重要になってきます。すなわち、国際的に活動する人材の増加を背景として大学教育の国際的通用性をいかに確保するか。これが日本でも非常に重要になってくるわけです。

3番目、効率的な大学運営のための組織改革、財政改革です。すなわち、限りある予算と人員の中で大学の役割を果たすための組織づくりが必要となっています。

#### 【スライド5】

では、国立大学法人として大学評価をどのようにとらえるのか、特に国立大学の法人化による国立大学の構造改革をどうとらえるかということになります。

まず、中期計画の策定とその評価、それから、評価による組織の活性化とスパイラルアップです。

2番目が、民間的経営手法の導入や、学長のリーダーシップによる大学運営が求められることになります。

3番目、競争原理に基づく個性化の促進。すなわち、外部競争資金による教育・研究拠点の形成ということが、国立大学法人に求められることになります。

#### 【スライド6】

次に、国立大学法人として、大学評価をどのようにとらえるかの第1章の結論をいいますと、適切に自己評価を実施して特徴や課題をまず把握すること。制度化された法人評価や認証評価を改善に役立てること。大学の活性化と個性の伸長を図ることが求められるわけです。

すなわち、社会からの理解と支持を得るために説明責任を果たして、大学の抱える課題を継続して改善することが求められることになります。

#### 【スライド7】

次に第2章といいますか、2番目の問題ですが、九州大学としての具体的な大学評価への取り組みの事例を幾つかお話しさせていただきます。

九州大学における意識改革ですが、その一つが、九州大学の教職員が評価を通じて教育・研究活動の理念や目標を再確認して自覚することです。なかなか難しいことですが、そうすることがまず行われないと、大学の改革はありません。

次に、九州大学の理念や目標を実現するために、質の向上と継続的な改善の仕組みを確立すること。ですから、これは九州大学ということではなくて、どの国立大学法人でも同じことだと思います。この2点を意識して、評価活動に取り組んでいるわけです。

#### 【スライド8】

九州大学の認証評価の取り組み事例の2番目です。

九州大学では評価に根ざした改善という大学の組織文化の確立を目指しておりますが、その中心となるのが、やはり九州大学の教育憲章や学術憲章でありますし、中期目標や中期計画です。それから、九大の特徴としては、これは次に説明しますが、「4 + 2 + 4 アクションプラン」というものを立てておりまして、これらに基づいて、大学活動のさまざまな改善を行っています。

#### 【スライド9】

では「4 + 2 + 4 アクションプラン」はどういうものかという、まずどういうフィールドで活躍するかという「4」です。どういうフィールドで活躍するかというのが四つありますが、教育、研究、社会貢献、国際貢献、これもどの大学でも多分同じだと思います。

ただ、多分ここが各大学で違うと思うのですが、私どもの4 + 2 + 4の真ん中の「2」は、将来構想の方向ということになります。すなわち、新しい科学領域への展開。九州大学の置かれた地理的な問題、歴史的な問題を考えると、当然、アジア重視、アジア志向ということが出てきます。

この新科学領域の展開とアジア重視という二つを将来構想としてベクトルをそろえて、教員がこの四つの分野でアクティビティを出すことによって、最後の「4」に書かれたことによって支援を受けることができる。すなわち、人的な資源と施設の資源、予算措置と研究教育の時間の拡大ということになります。

「4 + 2 + 4 アクションプラン」に書かれている内容は出したことがないかもしれませんが、これをきちんと書いて教職員に示す。特に、教員に示すということ。そして、そういうベクトルをそろえて動くということが非常に重要だと私は思います。

#### 【スライド10】

では、もう少し具体的な例を挙げたのがこれです。「4 + 2 + 4 アクションプラン」を具現化するためには、組織の支援と、教員個人の支援と二つに分かれます。ここに書いてあるのが、組織の支援ということで新しい戦略拠点を法人化以後立ててまいりました。

この組織というのは、5年後、10年後に九州大学での教育・研究の拠点として、大いにアクティビティを発揮できるという分野を選びました。すなわちアジア政策センター、LSIのリサーチセンター、未来科学創造センター、バイオアーキテクチャーセンター、デジタルメディシン・イニシアティブです。上から、人文系、情報系、化学系、農学系、医学系です。そういったセンターを積極的に支援することによって拠点づくりを進めることとなります。

#### 【スライド11】

次に、「4 + 2 + 4 アクションプラン」のもう一つの具現化というのは、教員個人の支援ということになります。これは5年後、10年後を目指して、日本を先導する、あるいは、せめて九州大学を先導する人たちをきちんと育てていくことが必要になります。

その人たちはどういう人たちを選んだかということ、21世紀COEの総括リーダーです。

これは自動的に決まります。それから、すでに世界ないしは日本をリードしている人、先導している人、これはあまり年齢に関係なく選びました。それは、現在のアクティビティを維持するためです。

それから、非常に重要なのは、「ジュニア」と「女性」と書いてありますが、ジュニアというのは45歳以下の研究者を選んで、将来の九州大学の研究拠点の中で活躍できる研究者を育てるということです。それから、当然ながら女性リーダーの育成ということになります。

そのようにして、研究に関しては、やはり大学評価をきちんと受けるためにはアクティビティが明確であることが必要です。評価を受ける前に組織づくりをしておくということが重要になります。

### 【スライド12】

大学は、当然、研究も重要ですが、本来それ以上に重要なのは教育です。新しい教育の制度も、各大学が社会へ提示していくことが必要になってきます。その中で、私どもの特徴ある教育システムを一つだけ挙げさせていただきます。

新たな教育への模索として、21世紀プログラムとなっています。この21世紀プログラムはどういう学生を作るかという、21世紀を担うべき新たな人材育成プログラムで、なかなかご理解いただけないかもしれませんが、専門性の高いゼネラリストを目指している。もう少し分かりやすくいうと、世界中で活躍する、あえていうと、国際公務員になる。公務員でなくても国際的に活躍できる。そういうことを目指しています。

その仕組みは、受験の選抜の方法に非常に特徴があります。センター入試、個別試験を受ける必要はありません。3人の先生の講義を聞いて論文を書く。自分の意見をきちんと書ける。高校からの内申書で第一次試験は終わりますが、二次試験はディベートをやらせます。それから、小論文を書かせる。それによって学生の選抜を行っています。

選ばれた学生は、実は学部学科に属しておりません。4年に行くまでに自分で専門を決めることになります。そういう意味で、学生が自らカリキュラムを作成する、その指導が非常に大変になります。この学生たちには個別指導のチューターが過剰なくらいに支援していることになります。

それと、国際的に活躍するために集中的に教養教育と語学教育を受ける。外部の講師による独自の課題提示の授業という意味で、私どもはこれを九州大学の一つの典型的な教育システムの改革に使いたいと思っています。まだ人数は多くはありませんが、いろいろな経験を積んで、これをだんだん伸ばしていきたいと思っています。

今年、初めての学生が卒業しましたので、追跡調査をする予定です。大半が大学院に行っていますが、4年生で何人か就職しました。その人たちの追跡調査をすることによって、もっとユニークな教育制度を作っていきたいと思っています。

### 【スライド13】

九州大学の取り組みの7番目です。これが最後ですが、九州大学組織の改善のために、



さまざまな取り組みをやっているということです。

6年の中期目標・中期計画という評価がありますが、私どもの大学では5年ごとの評価、10年以内の組織の見直しということをやっています。それを規則でちゃんと決めています。

大学で私が学長になっていちばん思ったのは、各部局が将来構想をきちんと持っていないということです。先ほど言いましたように、「4+2+4アクションプラン」の真ん中の「2」の大学の将来構想にベクトルをある程度そろえてということがないと大学は発展しないわけです。要は、大学が集合体としてではなくて、大学が組織体として動くためにはそういうことが必要になります。今、部局長が部局の将来構想をきちんとするという話し合いを始めております。その中の一つの道具として、バランススコアカードを書かせるとか、今いろいろな試みをやっています。

3番目が、教育改革を目指した高等教育機構というのを設置しました。というのは、よその大学は分かりませんが、今までの私どもの大学は教育をつい部局に任せていたところがあります。やはり大学が責任を持ってきちんとまとめていくことが必要です。そういう意味では、高等教育機構を設置して、大学が教育に対して責任を持つという制度にしました。

職員の質の向上のために教職員の評価制度も実施しております。

それから、大学活動の情報収集と分析のために大学評価情報室というのを設置しております。これも、いろいろな部局での意思決定とか各種の評価に対する情報の分析をやって、大学の改善にどうつなげるかと。そのために、大学評価情報室を設置しております。

#### 【スライド14】

最後になりますが、大学評価を通して、大学の教育・研究の質の改善にどのような取り組みをすべきかという、最後の総括として話をさせていただきたいと思います。

大学評価において以下の観点が重要となりますというこの三つが書いてあります。まず、評価結果を確実に改善へとつなげる。評価だけで終わらないとか、実際に行わないといけませんが、改善のための評価にするという、その姿勢。

その次に、評価経験を通じて大学全体の観点に立った将来構想と活動目標を立てる姿勢と、それを実際に行う。そういう施策をやる。それを実際にきちんとしないといけな

最後ですが、大学外の視点を意識した評価を通して、社会の理解と協力を得る。それによって大学の改革を図るといったことを最終的にやらないといけな

話自身はかなり漠然として、個々の具体的な内容はあまりありませんが、現在の国立大学法人では、ちょうど第1期目の中間ですが、こういう姿勢だけはきちんとしておかなければいけないと思っています。

#### 【スライド15】

参考に、この表を一つ持ってきました。今日の課題に、ノルディックのいろいろな評価に対して北欧の成功から学ぶというのがあります。当然、それは私どもの先輩で、評価が

もう一回終わって次の段階へ移っています。学ぶことは非常に重要ですが、実は評価を大学の改革につなげるためには、やはり評価だけをしてはだめなのです。

財政的な支援、人的な支援がないと、やはりうまく改革につながりません。実は、この表はOECDによる加盟30か国の2003年国内総生産（GDP）に対する、教育費の公的支援の支出の割合が書いてあるのです。ブルーの色がけがしてあるところが全部ノルディックです。日本の公的資金は3.7%です。ほぼ最低です。これは何を意味しているかというと、公的資金が少ないことイコール教育の費用が少ないことではありません。各家庭が非常に負担していることになります。

今日の北欧に学ぶということであれば、教育の公的資金をノルディック並みに増やしていただく。そういう学ぶということも必要かと思います。これを結論にして、私の話を終わりにします。ご清聴ありがとうございました。

**（木村）** 梶山先生、どうもありがとうございました。最後は、私どもではありませんが、なかなか耳の痛い提言がありました。九州大学は、ご存じのとおり国立大学としては日本最大級の大学の一つです。現在、大学評価の一環として中期計画のもとで取り組まれておりますが、それに当たって組織の改編など、とりわけ教育・研究の目標の明確化といったことのもとに大学の運営を進めていくことについてご説明がありました。

本来は、私どもが用意すべきであったかもしれませんが、評価を活かす基盤の一つとして財源というものは確かにご指摘のとおりです。場合によっては今後この表を私どももちよつと借用させていただこうかとも思っております。

### 「私立大学の視点から捉えた大学評価について」

**工藤 教和（慶應義塾常任理事）**

**（木村）** 個々の質問についてはあとでまとめてお受けすることにしまして、続けて、慶應義塾の常任理事であります工藤先生から、今度は私立大学の場合の評価への対応ないしはその活かし方についてお話をいただければと思います。

#### 【スライド1】

**（工藤）** ただいまご紹介いただきました工藤です。今、梶山先生から大変力強いお言葉をいただいたわけですが、私どもは国立大学に比べまして、いかにもっと切実な状況として、この財政の問題を考えているかということもおいおい話をさせていただきたいと思います。

私は、今ご紹介いただきましたが、慶應義塾で常任理事を務めております。もともとは商学部でずっと教鞭を執っておりまして、現在も執っておりますが、そういう観点から、これからお話しすることがややビジネスライクな話になるかもしれません。ただ、私立大学としてこの評価の問題をどのようにとらえているのか。あるいは、慶應義塾においてこ

の評価についてどんな取り組みをしているのか。昨年、私どもは大学基準協会に認証評価を申請して、今年３月に評価をいただいております。そういう意味では、認証評価も受けた経験も踏まえまして少しお話ししてみたいと思います。

### 【スライド２】

今、梶山先生からお話がありましたが、クロノロジーで見ますと、１９９１年の設置基準の大綱化以来、事前規制から事後チェックへの動きという中で、今さまざまな評価がなされてきているわけです。

実は、私も私立大学の団体の一つである日本私立大学連盟の大学評価委員会の委員長もおおせつかっておりますので、この大学評価の問題についてはさまざまな大学の方々とお話をする機会がございます。

そういう中で、本当に評価疲れです。何をやるにも評価、評価になってしまった。９１年以来、**External evaluation** も行われるようになったし、さらには認証評価が２００４年から始まった。さらに、現在は高等教育に関するさまざまな公的な支出の２０％以上というのがいわゆる競争的資金になってきています。そうすると、この競争的資金を得るためには、さまざまな評価に耐えられるようなものにしていかなければいけない。そのための評価、評価ということで、非常に疲れたという方もいらっしゃると思います。

これに対しまして、先ほど申し上げた大学評価委員会では、むしろこれをもっと積極的に、前向きにとらえることが必要なのではないか。受け身の状況でとらえるのではなく、この評価の問題をもっと積極的に考えてみる必要があるのではないかという立場で、今いろいろ議論しているところです。

### 【スライド３】

そこに入る前に、今の梶山先生のお話と関連するのですが、この **private universities** という問題について、少し考えさせていただきたいと思います。ここには文部科学省の方もいらっしゃると思います。別にそれを問題にしているわけではありませんが、日本というのは不思議なところで、設置形態によって大学を分けていくのです。国立、**Governmental (State)** と書いてありますが、**National** といってもいいと思います。**Governmental** なファンデーションを持っているか。**Municipal governmental** なものであるか。あるいは、**Private** であるか。そういうことによって、大学を区別して考える。分類するのであればかまわないのですが、もう少しファンクショナルな分類のしかたというのがむしろ諸外国においては一般的ではないかと思います。

例えば、ネーションワイドな人材を供給するための大学、リージョナルな大学や、リベラルアーツに特化した大学、あるいはリサーチ・オリエンテッドな大学など、さまざまな機能によって大学を分けるという考え方が多いと思います。日本の場合にはどういうわけか、国・公・私というような、現在では、**NPO** 立、あるいは株式会社立という、何々立という考え方で大学を分けて考える見方が強い。これは非常に日本独特の考え方であろうと思います。

#### 【スライド4】

そういう中で、カレッジも含めますが、いわゆる **private universities**（私立）と呼ばれるものが、今年の学校基本調査によりますと、744 の **undergraduate** の大学の中で568、実に76%が、いわゆるプライベートなユニバーシティです。学生数は、全体の大学生の74%を占めるという状況になっています。

#### 【スライド5】

しかし、このプライベート・ユニバーシティであっても、というよりも、私たちはこれは絶対に確かなことだろうと思っておりますが、まさにここで教育を受けた人間、またここで行われているリサーチが社会に対してさまざまな形で貢献していく。そういう意味での外部経済性を持つものであるわけです。

したがって、アクティビティ自体はプライベートなものであっても、この公的な領域（**Public sphere**）で私的な営みを行うものがプライベート・ユニバーシティであると考えています。

#### 【スライド6】

そうした場合に、プライベートですから、ファイナンスの問題がもちろんあります。ファイナンスで見ますと、今、梶山先生からのご紹介にもありましたように、**Government (State)** からの補助金は収入の10%程度です。そうすると、あとは自分の力でこのファンドを見つけ出す、ファイナンスをしなければいけない。授業料やさまざまなアクティビティ、私たち慶應義塾などの場合はメディカルサービスを持っていますから、メディカルサービスからのレベニューや、もちろんだネーションや資産を運用したことによる収入によって支えなければいけない。

その基本になるのは、やはりパブリックのサポート、いわゆる公的なサポートがなければ到底やっていけない。すなわち、自分の力によって公に支えられない限り存続できないという構造になっているわけです。

そうした場合、私たちがいちばん悩むのは、社会に受け入れられるように、社会が欲しているものだけにこたえていけばいい、それは確かに社会からの支持を得られやすい。しかし、社会にただ追随するだけではいけないわけで、むしろ同時に大学は学問の継承・発展という大きな使命を持っています。もっと大きく言えば、文明の継承の発展ということになると思います。

こういう使命と社会が欲しているものは時々違うことがあります。その二つのバランスをどう取って、それをしながら公からの支持を得ていくということが大変難しい問題として存在しているわけです。

したがって、こういう中でサポートをどうやって受けるか。そのために評価というものはどういう意味を持つのかということについてお話をすることになります。

#### 【スライド7】

その前に、慶應義塾のお話を少しさせていただきます。これはプライベート・ユニバー

シティで、ここに書いてあるとおりです。これから数ページは慶應義塾についてのことで、後ほどご覧になっていただければよろしいのですが、一応私たちが自負しているところでは、日本最古の近代的な教育機関であり、2008年に150年を迎えることになっています。

この大学はプライマリー・スクールから大学院レベルまでのさまざまなエデュケーションシステムを持っております。また、ライブラリーにしても、日本で有数の特徴あるライブラリーを持っています。

そういう意味では、日本の近代化とともに、ある意味では西洋思想ではありましたが、近代的な個人をどのように確立するかということを強く意識した大学として生まれてきているわけです。

#### 【スライド8】

実際には7つのキャンパスを持ち、9つのアンダーグラジュエート・ファカルティ、11の大学院。先ほど申し上げたプライマリー、ジュニア・シニアハイスクールを持っておりますし、またアメリカ、イギリス、韓国等に overseas offices を持っているという大学です。

#### 【スライド9】

ここはスチューデントの数です。スタッフメンバーも三千何名と書いてありますが、これに病院のスタッフも入れますと5,000名を超すようなスタッフになります。学生数はここに書いてあるとおりです。

#### 【スライド10】

これは enrollment、それから Degree conferred、学位授与といったものがどのくらいであるかですが、数字は飛ばします。

#### 【スライド11】

先ほど申し上げましたが、やはり Private institution として生きていくためには、この財政の問題が最大の課題です。資源をしっかりと確保することなしには、自分たちの営みができませんので、このキャッシュフローをどう確保していくか。あるいは、Credit Rating を受けております。特に、私たちは国際的に競争していかなければいけないと思っておりますので、Standards and Poors からの rating もいただいております。

#### 【スライド12】

こういうことを進めておりまして、予算、規模、その他は、ここに書いてあるとおりです。大体1,200億の予算の中で収入の37%が tuition fee、34%ぐらいが病院のさまざまな医療収入、その他が20%で、ここはドネーションであつたり、さまざまな資産運用による収入であつたりというものです。それから、10%強が国からのさまざまな補助です。

### 【スライド13】

さて、話が長くなりますので、これから少し一般的なお話をします。そういう慶應義塾の実情を離れて、もう一回プライベート・ユニバーシティから見たときに、現在の状況はどうなっているかといいますと、一言で言って、これは国際的、国内的に大変厳しい競争的な環境にあると考えています。また、私のほうのビジネスという観点からいうと、マーケットの中で **higher education** のマーケットがものすごい競争状態に置かれていると私たちは考えています。

特に、アジアをめぐる高等教育市場を取ってみると、これは大変な競争の中にあると考えています。北欧も含めてOECD各国の中では、すでに高等教育の市場の規模はかなり飽和状態に入ってきています。今、目覚ましい成長を遂げているのは、中国を中心とするアジアの高等教育需要であるかと思います。こういう需要に対して、どのように応えていくのか。

そして、すでにアメリカ、ヨーロッパのそれぞれの大学は、この東アジアの市場といえますか、高等教育に向かって雪崩を打って参画してきておりますし、またさまざまな形で学生を呼び込むことをやっています。特にアメリカ、イギリスの大学、オーストラリアの大学が非常に強いのは英語という国際言語を武器としているからです。この競争力は大変なものです。私どもが幾ら頑張っても、国際言語になりつつある英語を生まれたときから話している人たちとなかなか対等にはできない。そういう中において、この英語という武器を持ったアメリカ、イギリス、オーストラリアの大学は大変な勢いを持って東アジア市場に参画してきているという事態であると思います。

となると、日本の大学にとってみれば、もちろん英語力をつけていくという側面はあると同時に、日本でなければできない付加価値をどうやってつけていくのかというのが基本的な課題になっています。

### 【スライド14】

さらに、国内のマーケットを見ますと、744の大学が存在し、国立大学が独立法人になったことによってさまざまな事業が展開されるようになってきました。そうしますと、この激しい国内の競争状態の中で、どのようにして競争に打ち勝っていくか。すなわち、自分たちの力をどうやってつけていくか。あるいは、自分たちが生きていく市場をどのように見つけていくか。どの領域で競争し、どういう力を発揮していくかということが大変重要なものになってきていることになります。

### 【スライド15】

そういう意味では、価格競争では、これは国立大学にはかないません。授業料水準は圧倒的に違います。プライベート・ユニバーシティは高い授業料を取らなければいけない。そうでなければやっていけない。そうすると、プライス・コンペティションではなく、さまざまなクオリティにおいて競争していかなければいけないという状況になってきています。

クオリティの競争をしながら、有能な学生を集め、エクセレントなリサーチができ、そうするともっとリサーチのファンドを引きつけ、これがよい教育に還元するという、このサイクルを取りながら成長軌道にどんどん乗っていく。これがどうしても大切なことです。

#### 【スライド16】

こういう激しい競争の中で、プレーヤーとして生き残るためには、まず生き残る前に、ここに参加できるということが必要になってきます。参加するためには、いろいろお話があったと思いますが、やはり質保証の問題（Quality Assurance）です。

私も私立大学のさまざまな集まりでこの Quality Assurance のお話をしますと、私立大学は多様性こそ命なのだと、多様性というところで、こういうエバリュエーションというのはなじむものかということがありますが、そんなことはありません。むしろ、多様性はまさに私立大学の命であるけれども、それが比較可能なスタンダードのうえでの多様性が見えなければ意味がない。むしろ多様性というバラエティという陰に隠れてスタンダードが低くあっては決していけないのだと。

したがって、比較可能なスタンダードをどう作り上げていくか。そのうえでどのように evaluate するかということが必要です。この Quality Assurance の問題が非常に大事です。

そして、同時に、Transparency と書きましたが、情報公開を積極的に行う。このことによって、大学をめぐるステークホルダー、受験生もあるでしょうし、彼らを支えている家族の方々もいらっしゃるでしょう。あるいは、卒業生を受けるビジネスの世界もあるでしょう。いろいろな世界の方々、もちろん少ないとはいえ公的資金を受けておりますので、納税者に対しての説明責任もあります。こういうことができるようなもの、これはマーケットの中では、当然、上場企業がすべて有価証券報告書を出しているように、こういうものをしっかりと出していけるようになっていかなければいけない。これが、まず市場に残るための前提条件だということをお話しています。

#### 【スライド17】

同時に、先ほどこの評価を積極的に考えるべきだというお話をしましたが、その点で言えば、まさに私立大学が生き残っていくためには社会を説得しなければいけない。社会を説得するときに、この評価というのはまたとないチャンスだと。私たちの強みをはっきり出せるチャンスである。

それと同時に、2 番目に書いてありますが、さまざまな改革をして、とにかく変わっていかなければ、この市場の中では生きていけないと考えておりますので、この Survival and growth の基本になるリフォームのスタート地点として、このエバリュエーションをとらえるべきだろうと考えています。

#### 【スライド18】

このエバリュエーション（評価）の問題につきましては、四つの段階があります。一つは、自己点検評価から始まり、外部評価によって自己点検評価をしたもの、特に自己点検評価で、これは経験からあとでちょっとお話ししますが、この組織がどんな問題を抱えて

いるかというのは点検評価を全体的にやりますと非常に分かりやすくなってくる。それまでは、隣の部門が何をやっているかよく見えなかったのが、よく見えるようになってきたということがあったようです。

また、external evaluation において、これは外部評価委員等をお願いしていく。これは客観的なご意見をいただく。さらに、認証評価を受けることによって、その結果をいただくことによって、公衆、公共に対して「改革をします」というコミットメントをするのが、この certified organization によるエバリュエーションだろうと思いますし、リフォームのほうに行くと思います。

#### 【スライド19】

ごく簡単に慶應義塾の経験だけをお話しします。

慶應義塾というのは、世間では自己点検評価について随分前から取り組んでいるように思われがちですが、実は全学的な自己点検評価の組織を作ったのは2003年になってからです。それまで何もやっていないのではなくて、それぞれやっているのです。やっていますし、ある意味では全国の大学に先駆けた試みもやっています。

例えば、ビジネススクールができたときからすでに外部評価委員を持っております。これは1970年代からです。これは、ビジネススクールの性格からいってビジネスの世界と結びつかなければいけませんので、ビジネス界から外部委員をお願いし、さらには、ビジネススクールは The Association to Advance Collegiate Schools of Business というアメリカのビジネススクールの認証機関にも、日本で初めてアプライし、評価をいただいております。ア krediyation をいただいたのが2000年のことです。

あるいは、理工学部が、あとでお話もあるかと思いますが、JABEE と呼ばれる技能者教育の認定も受けております。あるいは、さまざまな外部資金に積極的にアプライしておりますので、現在、21世紀COEでは12のプログラムが動いていますし、また教育につきましてはグッドプラクティスと呼ばれるGP関係では、合わせますと十幾つのものが動いているということになっています。

#### 【スライド20】

そういうことで、さまざまな外部に対する評価を受けてきましたが、やはり全学的にやってみようということで2003年から始まって、2004年にさまざまな内部的作業をし、そして、外部評価も委員会における評価もいただき、2005年に、この大学評価・学位授与機構とはまた別の評価機関ですが、大学基準協会というところにアプライしました。慶應義塾は昔からずっとメンバーでしたので、ここにアプライして、レポートを頂きました。そして、その頂いたレポートを現在フィードバックしている最中です。

#### 【スライド21】

レポートでは98の長所と、「こういうことをしたらいいのではないか」といった34の助言をいただきました、ただ、改革を求められる勧告はありませんでした。



## 【スライド22】

私たちは、このことを真摯に受け止めまして、ではどうやっていくか。この努力というのは、それぞれのファカルティにお願いしなければいけないことがあります。しかし、同時に、私たちは全学的にやらなければいけない。特に、全学的でなければできないものがあります。

これは、例えば授業評価の問題です。授業評価については、各学部、研究科において、いろいろな形でばらばらの取り組みをやっていました。場合によっては任意に任されているものもありましたので、これはユニバーシティ全体として授業評価のシステムを作り上げる必要があると。その辺の不足が、実は34あった助言のうちの9つがそういう関係のことでしたので、現在これを進めているところです。1990年にできた湘南藤沢キャンパス（SFC）というところがありますが、ここがもともと日本で授業評価、ファカルティ・ディベロップメントにおいてはモデルになるようなことをずっと進めてきたところですので、そこの経験を全学的に共有化するということを進めています。

さらにそれ以上に、私たちは創立150年という、2008年に迎えるこの時期を、単に150年で終わるというのではなく、この10年をかけて大きな構造改革を行い、必要なものであれば付け加えるところは付け加え、とにかくエデュケーションのレベル、リサーチのレベルにおいて、ターゲットとしては world standard に持ち上げていくということを掲げて10年の中でやっていこうということで、今さまざまな試みをしているところです。

## 【スライド23】

ただ、これをやっていく中でいちばん問題になってきたのは、先ほどの梶山先生のお話からもありましたように、university ではなくて multi-versity、University of California のクラーク・カーさんの言葉を借りれば、いわゆる multi-versity syndrome といいますか、どうしても単位部門のオートノミー的なものがあります。それと unified efforts をどう調和させていくのかという問題です。

それから、私どもの大学の一つの特徴でもあったと思いますが、私たちの理念といいますか、fundamental idea としては、いわゆる「独立自尊」という福沢諭吉以来の創業の精神があります。この創業の精神というのは、自分の人格を自身で磨いていけば、素晴らしいことではありますが、ややもすると、放縦といいますか、かつて気ままという方向に流れやすい。そこをどのようにバランスを取っていくかということです。

さらには、brand university と書いてしまいましたが、大それたことを言っているかもしれませんが、やはりある程度のブランドはありますので、これに安住してしまっている傾向はどうしてもある。危機感の不足があります。この変化している大学で変わらなければいけないのに、なかなか変わりにくいという側面があります。

## 【スライド24】

ただ、これについては、今さまざまな形での各部門とのネゴシエーションをしながら進めています。ただ単に上から強制的に何かということは大学としてはなかなか難しい部分

があります。したがって、かなり揺るぎのないメッセージを何回も流しながら、同時にそこで少し辛抱強いネゴシエーションをしながら、それぞれが少しずつ向きを変えて、だんだん向きがそちらの方向へ行く。先ほどのベクトルを同じにするという梶山先生のお話がありました、その方策を取っております。

それから、私ども、ユニバーシティ全体としての経営を預かる者としては、経営改革を進めながら、このメリットをどうやって活かしていけるのかということで、今とにかく21世紀を主導する大学のモデルを作り上げたいということで進めています。

### 【スライド25】

プライベート・ユニバーシティの未来にとって見れば、この University Evaluation というのは、まず quality assurance と transparency、これはマーケットの中で、とにかくプレーヤーとして生きていくためには必要なことであり、さらにそのエバリュエーションは、プライベート・ユニバーシティのレゾナードルをしっかりと強調できる場であり、そしてまた、このマーケットの中で survival し、growth するための一つの改革のスターティングポイントであると位置づけます。私立大学は、とにかく自分たちの力で生きていかなければいけませんので、この改革というのを受け身ではなくて前向きな方向で進めていくということで、今、私たちは取り組んでいるところです。

非常に長くなって申し訳ありませんが、一応、私の報告はこれで終わらせていただきます。

(木村) 工藤先生、どうもありがとうございました。

大学評価が大変負担である、重荷であるということについては、私どもはしばしば、耳にたこができるほど言われていることですが、そういうことを前向きに受け止めて、次のスプリング・ボードに使おうという、慶應義塾の試みをご紹介いただきました。

ある意味では大変力強い、私どもにとってもありがたいお話だったかと思います。

### 「高専（高等専門学校）における評価の活用」

河村 潤子（国立高等専門学校機構 理事）

(木村) それでは、続きまして国立高等専門学校機構の理事であります河村先生にご報告をお願いいたします。

### 【スライド1】

(河村) 国立高等専門学校機構の理事をしております河村です。本日は、日本一ノルディックシンポジウムのこのセッションに参加できますことを大変幸いに存じます。

私は昨日、本日の資料の自己点検評価をして、ちょっと修正してしまいました。したがって、ほんの少しですが、皆さんのお手元にお配りしているものと画面に出るものが違う

ことがあります。「評価は、時には混乱をもたらすこともある」ということの一例かと存じますが、お許しいただきたいと思います。

さて、私は College of Technology（高等専門学校）、日本語の abbreviation は「高専」といいますが、大学とは少し異なった仕組みを持つ高等教育機関についてお話をしたいと思います。

### 【スライド2】

一つめに、この高専の特徴について。二つめに、高専における評価の活用について述べます。

### 【スライド3】

高専は、1960年代に産業界の強い要請を受けて設立されました。当時の日本は、高度経済成長の時代に入り、生産現場のリーダーとなったり、技術開発のチームの構成員となったりする技術者が不足していました。技術者を育成する新たな高等教育機関として高専は大変大きな期待を寄せられました。

高専は中学校卒業後、5年間一貫して実践的な技術者教育を実施する学校です。現在では55の国立、6つの公立、3つの私立の高専があります。これらのうち、国立高専は国立大学と同じ2004年に法人化されました。ただし1学校1法人ではなくて、国立高等専門学校機構が、全国55校の国立高専を運営する組織として設立されました。

これまでに、約30万人が高専を卒業しています。技術者、研究者、経営者などとして産業界を中心に活躍しています。

これが概要ですが、もう少し詳しく説明いたします。

### 【スライド4】

これは、日本の中学校以上の学校教育制度の図です。中学校を卒業後、約98%は高等学校に進学します。こちらの赤いほうが高専です。中学校の卒業生は、今、1学年で120万人ぐらいいるのですが、その中で高専に進学するのは1万人です。ですから、同学年の1%にも満たない人数です。しかし、成績はかなり上位で、理工系を目指す少年少女が高専にやってきます。

### 【スライド5】

入学後5年間、教育を受けて準学士となり、その後、15%ぐらいが専攻科に進学します。30%ぐらいはほかの大学に編入をします。一方、55%が5年間の課程が終わったあと就職します。高専ができた40年前に比べると、5年の課程を修了後、勉学を続ける人の数が大変多くなりました。

### 【スライド6】

先ほど、高専の学生数は同じ世代の人口に比較すると1%に満たないと申しました。しかしながら、技術者の中では、高専で教育を受けた人の数は12～13%に上ります。日本が科学技術の振興を考えていく場合には、高専は大変重要な鍵を握る教育機関といえます。現在の高専が目指しているのは、創造性の高い、実践的技術者を育てることです。

### 【スライド7，8】

高専の典型的な学科構成を一つお見せしたいと思います。機械、情報、電気電子、土木、物質工学が典型的な高専の学科構成です。1学科、1学年に40人の学生がいます。この学科をまたがるような内容で、2年間の専攻科が作られています。専攻科で学習を終えて一定の手続きを経ますと、学士の学位を授かります。

高専の第1学年では、一般教養とともに数学や物理などをしっかりと学び始めます。それと同時にものづくりの基礎となるような専門科目の履修が始まります。第2学年からは、次第に専門的な科目を学ぶようになります。この専門科目を学ぶ中で、すべての国立高専は、現在インターンシップのプログラムを持っています。

### 【スライド9】

これは高専の1年生が機械実習をしている風景です。どの高専にも実習工場があり、上級生になりますと、企業が実際に使っているような機械を取り扱います。

### 【スライド10】

これもものづくりの基礎の実習風景です。高専には、企業で実際に設計や製図をしていたような人たちがファカルティ・メンバーとして入っていますので、授業の内容には現場の体験や発想が大いに取り入れられています。

### 【スライド11】

これも、ものづくりの基礎です。

### 【スライド12】

化学系の実験風景です。

### 【スライド13】

これは、毎年行われているロボットコンテストの一コマです。学生が自分たちで設計し、製作をしたロボットを戦わせるコンテストです。昨年のテーマの一つは、ハードル競争でした。ですから、学生たちは制御や機械工学の知識や技術を駆使して、自分たちでロボットを作り競い合います。全国大会はテレビ放映もされています。

### 【スライド14】

これは高専の寮です。

このような高専の特徴をまとめてみますと、このようなものになります。やはり、柔軟な発想ができる15歳のときから技術者教育に取り組めること。しっかりした基礎知識の裏づけを持って実験、実習を重視したカリキュラムが組まれていることが大きな特徴と考えています。

### 【スライド15】

それでは、このような高専では、評価をどのように出そうとしているのでしょうか。高専は、三つの評価を主に組織として受けています。ほかにもいろいろ分析すると評価は受けているのですが、大きく組織的に受けている評価は、この三つです。

それぞれの評価の意味は、高専にとって次のようなことになります。いちばん上の大学

評価・学位授与機構によって行われる機関別認証評価、これは、教育組織の健全性と教育活動の質を確保し向上させること。

次の J A B E E という団体によって行われる教育プログラム評価は、専門分野としての技術者教育の質の確保と向上。

三つめの独立行政法人国立高専機構、55の高専の運営母体ですが、この法人が法人としてよい評価を受けるためには55校が一つの法人のもとで運営される利点を活かしていく必要があります。

#### 【スライド16】

もう少し分析をしたいと思います。

まず、機関別認証評価ですが、この評価の活用を考えますと、それぞれの高専が自己点検を行う際に、例えば教員の組織について、法令の基準に沿った教員が配置されているかというような、日常の活動に関する基本的な制度や自らの目的を学校全体で改めて意識する機会が生まれます。

さらに、第三者の評価を受けることで、高専は客観的に自らの強さ、それぞれの学校の強さと弱さを知ることができ、改善のプランに活かすことができます。

もう一つ、機関別認証評価の制度が本格的に始まったのは高専にとっても2005年ですが、国立高専は、この制度が始まってから最初の3年間に計画的にすべての55校が評価を受けようとしています。新しい制度への不安はどの学校でも同じですが、困難を恐れずに積極果敢に取り組もうという、この姿勢をぜひ知っていただきたいと思います。

#### 【スライド17】

次に、国立高専は55校のうち40校が J A B E E の認定を受けています。 J A B E E の認定を受けた技術者教育プログラムを持っているというのが正確だと思います。今年度以降も審査を受ける予定の高専が次々に出てまいります。 J A B E E は、昨年に Washington Accord に加盟しました。 Washington Accord は、米国、英国などの10の技術者教育のアクレディテーションを行う団体が加盟していて、相互に認定プログラムの実質的同等性を承認しています。対象は学士レベルの技術者教育プログラムです。

#### 【スライド18】

この J A B E E の認定を受けることで、高専にはどんな変化が生じたのでしょうか。一つには、学生の意欲が喚起されることになりました。認定のプログラムの修了者は、技術士 (professional engineer) という国家資格の第一次試験の免除を受けることができます。高専での教育がハイレベルの公的な資格につながるということが、在学生の学習意欲を増進するだけではなくて、入学志願者の質の向上に貢献しているというレポートもあります。

J A B E E では、修了生が教育の成果として外国語によるコミュニケーションの基礎能力を身につけるなど、実践的な面を求めています。このため、審査を受ける高専は、実際の教育課程にこれらに合った内容を取り入れることになりました。教育の成果を上げることで高専卒業生の進路選択にとってもプラスになると考えています。

第3に、高専にとっては技術者教育という本来のフィールドで、大学と全く同一の基準にのっとって審査を受け、質の保証を受けることは極めて重要です。これにより、高等教育制度としては、あとから立ち上がった学校ではあっても、質の点では同格以上であるということを国の内外に明らかにしていくことができます。

J A B E E が Washington Accord に加盟したので、外国の高等教育機関と日本の高専の教員や学生が交流する際に話が通じやすくなったという実感を持っている学校もあります。

#### 【スライド19】

国立高専機構は、昨年から前年度の業績について評価を受けるという状況にあります。機構は、55の学校のデータを収集、分析したうえで、機構の本部が行った活動も加えて文部科学省の評価委員会に報告します。

これらの過程を通じて、高専のグッドプラクティス、こういう事例をほかの高専が知ることができるようになります。また機構本部とそれぞれの高専が行う活動の望ましい役割分担が見えてきます。

例えば、入学志願者を増やすための活動では、共通の広報資料の作成や、全国レベルの団体に働きかけを行うのは本部、地域ごとの広報活動を行うのは各学校という具合になります。

それから、法人としての高専機構がよい評価を得ていることが、やはりそれぞれの高専が明確な目標に向けて熱意を持った活動をしていることの集大成、各高専の努力の証左であるということを対外的な説明にも用いています。

#### 【スライド20】

これまで述べてきましたように、高専は複数の評価に積極的に対応することで、教育の質の向上と社会的認知度の強化に活用しようとしています。

先ほど申し上げましたように、高専はしっかりとした教育を行い、能力を持った卒業生を社会に出しているのですが、大学あるいは短大に比べますと学校の数が少ないために、知名度が低いという課題を抱えています。高専としては、自らの教育の質をより良くし、活性化を図るとともに、自信を持って自らの価値を多くの人に知ってもらうために評価を活用したいと考えています。

#### 【スライド21】

しかしながら、課題もあります。評価を受けるには、多くの裏づけ資料が必要です。先ほどの複数の評価で、共通して必要となるデータもあります。基本的な数値や教育内容に関する情報、特色のある活動の報告などについて、高専機構としてデータベースを構築し、高専の間でさまざまな情報を共有できるようになれば、それぞれの高専にとっても高専全体の中における自らの位置づけが分かります。

それは、単に評価を受けるための資料を作るというだけではなくて、評価を手段として、それぞれの高専が目指すべき改善の方向を検討するためにも役立つものと考えています。

また、評価者と評価をされる側が信頼関係を持つことは、評価が意味のあるものとなる

ために不可欠です。高専としては、評価を質の向上に結びつけるとともに、評価をする側の人材の育成ということもこれからは目指していきたいと思います。高専の教職員の意識を高めていくこと、そしてピアとなって評価できる人を作ることが、これからの私たちの挑戦だと思っています。

ご清聴ありがとうございました。

**(木村)** 河村先生、どうもありがとうございました。

最初にお話しすべきだったのですが、高等専門学校は、割と名前は知られておりますが、実情についてはあまり十分に社会に知られているとは言いがたいわけです。大変熱心に外部評価を受けて、授業改革に取り組まれております。つい最近も、日本の高等教育機関の教育プログラムとしては国際的に大変高い評価を受けたということもありまして、そのご経験をお話し願ったわけです。

## ディスカッション

**(木村)** これから、ディスカッションに移りたいと思います。

実は午前中に Thune 先生が、「自分の基調報告に何か質問がございますか」と言ったのですが、時間の関係で、そのままになっておりました。幸い今、壇上に Thune 先生がいらっしゃいますので、午前中の基調報告の分についてのみ、何か確認したい、あるいは伺いたいということがあれば、今ここでお受けしたいと思いますが、いかがでしょうか。特にご質問はございませんか。

それでは、ご質問はないようですので、ディスカッションに入りたいと思います。今の日本の大学側からの、つまり評価を受ける側からの反応といいますか、それへの対応、あるいは評価をどう使っていくかということについて、大学側からの答えがいろいろありました。Thune 先生をはじめ、ここにいらっしゃる3人の方々から何かご質問があれば伺いますが、その前にちょっと勝手ですが、少し注文をつけさせていただきます。

質問の際、お答えの前後で結構ですが、すでに午前中のご報告の中で、評価の効果がどういうものであるかというのはそう簡単に見えないのだというお話が2～3の報告者の方からありました。例えば、もし大学の姿勢が、この評価を入れることによってこのように変わった、あるいは、すぐ効果が出てくるのはちょっと怪しい気もしますが、ほかにそういう事例がある、改革や再編、あるいは大学側の全体の姿勢、教員側の反応、その場合には、必ずしもポジティブな反応だけではなくて、評価に対してネガティブな苦情や批判といったものがあるのかどうか。

それから、そういうものがあつた場合には、評価機関としてどのように対応なさっておられるのかということも含めて、梶山先生以下の今の3人のパネラーの方々に何かご質問

があれば、ですから、ご質問と答えの二つを求めることになって恐縮ですが、そういう形で何かあればお願いします。

(Thune) これからのディスカッションのスタートにふさわしい、非常に興味深い発表でした。高等教育機関として、大学はどのように質の課題に取り組んでいるのか、中には非常に競争的な環境に置かれている大学のお話もありました。伺った3つのお話を通して1つポイントがあったと思います。つまり、評価が大学の教員やスタッフからどのように捉えられているかということです。これは、タテとヨコの関係の問題として捉えることができると思います。

まず縦の関係から見てみますと、梶山先生のお話の中で最も明らかであったのは、強力な運営者側と教職員や学部長などの現場レベルとの間にある質保証の見方の違いです。質の捉え方に関して両者間につながりはあるのでしょうか。

私は、これは質保証あるいは大学と外部機関との関係においてやや過小評価されている問題のような気がします。今や多くの大学では、運営者は強力なだけでなく、質保証をかなり理解しており、外部機関との良好な関係の構築に努めています。しかし、それは果たして大学の下部層まで浸透しているのでしょうか。これはヨーロッパだけの問題ではなく潜在的に日本にも関係のある問題のように思えます。次の質問は質保証プロセスにトップダウンの見方だけでなく、ボトムアップの見方を取り入れるために、どうこの問題を解決していくのかということです。

これは、3つのお話に非常に共通していたヨコの関係にも関わってくることです。特に工藤先生のおっしゃった **multi-versity** は、まさにこの点を適切に表現しているでしょう。工藤先生のお話にあったような、一方でマネジメント、他方で学科長やスタッフとそれぞれの立場がある中で、私たちはどうすればよいのでしょうか。彼らは自分たちの大学を全体から捉えているのか、あるいは非常に細かい部分だけを見ているのか、これは非常に重要な点です。なぜなら、大学の下部層では個々の学部やプログラムだけを見て、学長が毎年のスピーチなどで話す大学の全体像は、それとはかけ離れた存在であり、学部には当てはまらないということになると、モチベーションの問題が起きてきます。

また工藤先生のお話の中に「評価疲れ」というのがありましたが、これはまさに、なぜ評価や外部質保証が大学のさまざまな面を見るのか、プログラムや学部のレベルでしっかりと認識・理解されていない事実を反映していると思います。この点に関して、先ほどの国立高専のお話では、3つの異なる外部評価を受けていらっしゃるということでしたが、いったいどのように各評価に対応していらっしゃるのでしょうか。各スタッフや学科へのフィードバックに多少混乱が起きることもあるかと思うのですが。別の言い方をすれば、大学評価・学位授与機構の高専に対する評価と J A B E E のプログラムに対する評価との関連性を学科長やプログラムリーダーは認識しているのでしょうか。これはとても興味深い点です。あるいはそれに関する説明は、マネジメント層に委ねられているのでしょ



うか。

これは河村先生がおっしゃった、評価者と評価をされる側の信頼関係を築くうえで、非常に基本的な問題であると思います。本日はあまり時間もなかったため、それに対する答えには行き着かなかったと思います。信頼関係を築くためにはどのような方法があるのか。これはもう一つの重要な問題であると思います。

この他にもいくつかコメントしたいことがありますが、今はこの辺にしておきます。

**(木村)** 私が先ほど申し上げた質問の事例は何かございますか。評価によって大学がどのように変わった、あるいは評価によって大学のプログラムがどのように改善されたといった、何か具体的な事例はございますか。要するに、評価側から見ての改善事例です。

**(Thune)** これは、私のような職にいる人にとっては、難しさを感じる問いです。昨今大学は改革されています。しかし正確に外部評価の影響を区別するのは困難です。しかし、ヨーロッパやデンマークで質保証制度が確実に大学の改革に結びついたというのは疑問の余地はありません。3人の方々が皆お話しなさっていた点についてまさに指摘したいのですが、外部評価には2つの目標があります。一つは国民や市場に対して質を保証すること。もう一つは大学改革のきっかけを作ることです。本日の私のお話では改善に重きを置いていましたがどちらのゴールも重要です。

私は、大学が強い使命感を持って運営に臨むことが極めて重要であると思います。ヨーロッパやデンマークではここ数年世代交代が進んでおり、大半の大学で新しいリーダーが登場し、彼らは驚くほどに外部評価を大学の改革や運営の手法に取り入れています。この点に関して、まさに評価の効果が出ているといえます。しかし最初のお話で申し上げたように、改革にはやる気に満ちた大学のリーダーシップが必要条件であり、その他のスタッフもこれに追随していくことで新の改革、フォローアップ評価につながるのです。

ご質問に対するお答えとしては、はい、確かに素晴らしい変化が起きた大学はあります。しかし、これは基本的にはトップダウンのプロセスで起きたもので、ボトムアップのプロセスについても現れることを期待しています。

**(木村)** ありがとうございます。それでは、今と同じ質問を Tuomi 先生からお願いできますか。

**(Tuomi)** 大学がどのように変わったかということですが、世界中で大学の再編が進行中です。例えばフィンランドでは、一部の技術専門学校と大学の統合、あるいは大学と大学の統合が議論されています。それほど大胆なものではないにせよ、高等教育の効率性という観点から改革は進むでしょう。

しかし質保証については、スライドにもありましたように「評価疲れ」ということがあ

ります。私たちは質保証機関としてそういう考えがあることを理解しています。常にバランスを見つけるよう努めることが重要だと思います。なぜなら、評価はそれ自体が価値なのではなく、私たちの目標は、大学の活動の質を高めることにあるからです。したがって、質保証機関は皆、大学のそうした姿勢をよく承知しており、できるだけ質保証プロセスを軽いものにしようと努めています。

評価は大学の持続可能な発展につながるものでなくてはなりませんし、そのために大学側の負担を最小限にするよう努めています。これが評価機関からの観点です。私たちの活動の主な目的は、大学に新しい血を導入することであり、管理、評価、アカウンタビリティは、それ自体に価値のあることではないと理解しています。

**(Holmen)** 8年前に大学を辞めNOKUTに入ったときの経験をお話しします。その当時の同僚らは大変驚き、なぜわざわざ大学を辞めてまで将来性のない質保証機関に入るのかと聞きました。彼らには、研究者は自らの研究の質保証を行うに最も適している。官僚組織がいったいそれをどのように実行できるのかという懐疑心がありました。また、国の認定機関に予算を使うのであれば、それを大学の質の向上に使う方が良いとも言いました。これが8年前の話です。

しかしその一方で、ノルウェーの私立高等教育機関は認定機関に賛成でした。なぜなら、質の基準をパスし、認定が受けられれば、より高い自律性を獲得できると考えたからです。

教員に関していつも不満を抱いていた学生も、外部機関による質保証に賛成でした。こうして、国立大学の抵抗にもかかわらず、私学と学生が後押しとなり、質保証機関の設立に至ったのです。

この他にも、あまり多くの細かい基準を設けないでくれ、良い品質はこれだと押しつけないでくれ、とも言われました。これは設立当初の教訓の一つとなりました。NOKUTは最初、非常に多くの細かな基準を出したため、それに対する批判の嵐が大学から起きたのです。私たちはそれに耳を傾け、優れた質保証制度に関する基準を33から10に減らしました。すると大学は、私たちは対立関係にあるのではなく、質の確保のために協力する関係にあるのだということに気づき、より外部評価に対して前向きになったのです。

それでもなお、私たちは、質は財政面での効果には結びつかないものの、有益なものであるということを示さなくてはなりません。今では大学は、質保証は良い刺激になると考えています。特に、学外者が活動内容を調査し、非常に優れているという判断を出せば、良い刺激となります。そしてその調査内容を公開することで、他機関の意識も高まり、そこに書かれている良い提案を取り入れようとします。こうして、意欲的な大学が増えていくのです。また先ほど申し上げたように、大学側の自律性も高まるという利点があります。

大学の運営では強制的なトップダウン手法をとることは難しいです。大学の運営側はNOKUTにとっても好意的です。新たな力をくれるからです。もし大学側が、NOKUTが基準に照らしていろいろな助言をしてくれたといえるなら、それまで敢えて行おうとは思

っていなかったこともマネジメントはできるようになります。その点では質保証機関にとっても良いことなのです。

教育の質は確かによくなったと思います。なぜなら、大学そのものからいろいろな反応が出てきたからです。実際に調査を行った訳ではないのですが、大学からのさまざまな提案、フィードバック、反応を私たちは記録しています。それによると、効率よく体系的に仕事ができるようになった、文書化することで内部資源の配分が適切にできるようになった、そして、専門家委員会の適切な助言を受け入れ、それを改善につなげることができるようになった、とあります。

NOKUT設立当初は気に入られる機関になりたいと思っていましたが、今はその考えは変わり、一目置かれる存在になりたいと考えています。たとえ気に入られなくとも、尊重はされると考えており、実際NOKUTは、大学にとって有用な、すなわち教育の質の向上に貢献する活動を行っている点で、大学から一目置かれているという実感があるのです。

**(木村)** ありがとうございます。実は、私も大学を辞めてこちらのほうに来たものですから、今のご報告は大変身に染みて感じるどころがでございます。

3人の日本のレポーターについて具体的な質問、もう少し伺いたいという質問がほかにございますか。それでは梶山先生。

**(梶山)** もしお許しいただければ、ちょっと質問させてほしいし、教えてほしいのです。

質の保証、特に教育の質の保証ですが、教育機関内でのいろいろな物理量や制度、あるいは組織は、あえて言うとならば学生が目で見たら、アウトプットまではきちんとされていると思うのです。本来、質の保証というのはその質の中にアウトカムが入るべきだと思います。それが入ってワンセットになると思います。大学の中でいろいろな組織がどうしてどういう教育をしているといったことはある程度やれると思います。やはり社会に出て本当にどれほど役立っているのかということまでもある程度、将来考えておられるのかどうか。その辺をちょっとお聞きいたします。

**(木村)** どうもありがとうございました。今の質問にどなたか。Thune 先生、Holmen 氏、お願いします。

**(Thune)** これは非常に重要な問題だと思います。きっとアメリカにいらしたのでしょ。100年の認定の歴史があるアメリカでも、インプットとプロセスにばかり注目し、アウトカムに目を向けていないという由々しき状況の一種の現れだからです。

アウトカムに目を向けることは確かに非常に難しい課題ですが、私の考えでは、デンマークも含んだ欧州のいくつかの機関では、大学レベルの監査とプログラム別評価などアウ

トカム重視の評価プロセスを取り入れる成熟段階に移行していると思います。

河村先生のお話にあったワシントン・アコードは、基本的にアウトカムと資格に非常に重点を置いた制度で、技術職にとっては大変興味深いものです。私たちもこの方向に向かっている訳ですが、その方法論や審査を担当する専門家の要件については、より真剣に取り組んでいかなければならないと考えています。良いポイントをご指摘くださいました。

**(梶山)** どうもありがとうございました。

**(木村)** ぜひ、フロアからもご質問をお受けしたいと思いますが、実は時間がちょっと足りなくなりましたので、いったんここで最初のパネルは終わりとさせていただいて、何かご質問がありましたら、2回目のパネルのあとに時間を取る予定ですので、その席でお願いします。皆さん、どうもありがとうございました。

**(加藤)** パネリストの皆様、木村評価研究部長、どうもありがとうございました。

ここで次のパネルディスカッションに進む前に、10分ほどの休憩を取らせていただきたいと思います。2階のフロアのレセプションホールにコーヒーを用意してございますので、会場の皆様方は、ちょっと時間が短いようで申し訳ございませんが、ぜひリラックスしていただければと思います。

なお、パネルディスカッション（2）のプログラムの開始時間は午後3時からとなっておりますので、それまでにお席にお戻りくださいますよう、よろしくお願いします。同時通訳のレシーバーにつきましては、大変申し訳ございませんが、お席に置いていただきますよう、お願いいたします。以上です。

日本－ノルディック公開シンポジウム  
大学評価をどう活かすか  
－北欧の成功から学ぶ－

## パネルディスカッション② 「大学の評価を社会にどう伝えるのか」

---

### 《パネリスト》

清水 建宇

朝日新聞社論説委員

Roger K. Abrahamsen Professor of UMB, Chair of NOKUT's Board, Norway

\*配布資料〔日本語訳版〕： P. 184～193

磯田 文雄

文部科学省大臣官房審議官

Staffan Wahlen

Senior Advisor, National Agency for Higher  
Education, Sweden

Solrun Jensdottir

Director, Department of Education, Ministry of  
Education, Science and Culture, Iceland

### 《モデレーター》

川口 昭彦

大学評価・学位授与機構 理事



(加藤) ただいまよりパネルディスカッション(2)を始めさせていただきます。モデレーターは、大学評価・学位授与機構の理事である川口昭彦です。

次にパネリストの皆様をご紹介します。本日、日本の高等教育関係者としてお二人の方をお招きしました。また北欧5か国の関係者としてお一人の方をお招きしています。ステージに向かいまして右側からご紹介させていただきます。

朝日新聞社論説委員、清水建宇様です。

ノルウェー生命科学大学教授、またノルウェーのNOKUTの理事会の議長であられます Roger K. Abrahamsen 様です。

文部科学省大臣官房審議官、磯田文雄様です。

続きまして、午前中にご講演いただきました北欧の5か国の中からお二人の方にパネリストとしてお加わりいただいています。

Staffan Wahlen 様です。

Solrun Jensdottir 様です。

それでは、マイクをモデレーターの川口理事にお渡しします。どうぞよろしくお願いします。

(川口) それでは、午後の2番目のセッションを始めさせていただきたいと思います。

最初に主催者を代表して、お詫びとお願いを申し上げたいと思います。今までの講演でこの壇上の方が熱がこもって時間がほとんどなくなりまして、フロアの方からご意見をいただく時間がなくなりました。さぞ、ストレスがたまってらっしゃるかと思いますので、このセッションの後になるべくフロアの方からたくさんのご意見をいただきたいと思いますので、ぜひご協力をよろしくお願いします。

それでは、本題に入りたいと思います。

二つめのセッションの目的は、午前中からずっと出てまいりました、評価の目的は何かということです。インプルーブメント、それぞれの大学での改善が第一の目的であり、第二がアカウンタビリティということです。

先ほど工藤様のご講演にもありましたように、大学が社会を説得する、あるいは納得させるものとして、その評価を大いに使いたいということがありました。この評価結果は、これから第三者がその大学をどのように評価しているかという情報が、大学自身が発信する情報と同時に、あるいはそれ以上に重要であると国際的にもいわれています。

したがって、実は私どものこの2番目のパネルをあえて設定した最大の理由は、今までの私どもの大学の評価結果を確かに公表しております、これが、社会にどのように伝わったのか、社会から見たら実は伝わっていないのではないかとということが清水さんあたりから出ているかもしれませんが、そういう点を少し議論したいと思います。恐らく現状はそれほど正確に伝わっていないのではないかと思います。社会に向かって大学の評価結果をどのように伝えるのか、あるいはどうすれば社会が理解できるのかと考える第一歩とさせて

いただければありがたいと思いますので、ぜひご協力よろしくお願いいたします。

### 「社会はどんな大学評価を求めているか」

清水 建宇（朝日新聞社論説委員）

（川口） 最初に、社会にいらっしゃる立場から、朝日新聞社の清水建宇さんからお話を伺いたいと思います。清水さんのご経歴は手元のファイルの中にございます。時間がないませんので、省略させていただきます。よろしくお願いいたします。

（清水） 今、ご紹介いただきました朝日新聞社の論説委員をしております清水といいます。私にはもう一つ肩書きがあります。『大学ランキング』という本の編集長という肩書きです。私はこの本を14年間、ずっとボランティアで作ってまいりました。このパネルのテーマは、大学評価をいかに社会に伝えるかということですが、それを考えるならば当然、社会はどんな大学評価を求めているのか、大学評価に何を求めているのかということを考えなければならない。そのことを、私のわずかな経験ですが、それに基づいて申し上げます。

まず、この『大学ランキング』という本が誕生した時代、日本はどういう時代だったかということをし少し振り返ってみたいと思います。

朝日新聞社がこの本を創刊したのは1994年です。今日まで毎年、データを新しくして、発行し続けております。この1994年というのは、文部科学省（当時文部省）が、大学設置基準を緩和して、各大学に自己評価、「自己点検・評価報告書」というものを作るよう努力しなさいということを決めた年から3年たったわけですから。この大学設置基準の大綱化、緩和ですが、これは大学評価という言葉が日本で広がるきっかけになりました。

大学設置基準の緩和というのは一方で、学部・学科の構成を自由にしたり、あるいはカリキュラムの編成をいろいろ工夫する余地を与えたりして、大学が個性を発揮することを後押しするきっかけにもなりました。この結果、従来の学問の枠組みを超えた、新しい学際的な学部が相次いで作られました。また、入学後に教養教育を行う教養学部が廃止されて、専門教育が前倒しされるようになりました。大学院大学化が進んだのもこのころです。要するに大学がいろいろと個性を求めて活動を始めた時期に当たっていたといえるでしょう。

また、1992年には大学を受験する18歳人口がピークを迎えておりました。その後は減り続けることは分かっていました。人口予測ほど確実な未来予測はないわけです。したがって、「大学が学生を選ぶ」時代がやがて終わる。その後には「学生が大学を選ぶ」時代が来る。そういうことを日本中の大学関係者が覚悟し始めた時期でもあります。

このことは当然、大学として自分たちの教育や研究の中身を一人でも多くの受験生に伝



えなければいけないという意欲を大学側に与えたことにもなります。本来ならば、このような大学側の変化をとらえるものとして、大学側のいろいろな個性を伝えるツールとして、大学評価というものは社会の関心を引くはずでした。しかし残念ながら、各大学の「自己点検・評価報告書」は大学の外ではほとんど知られずに終わりました。

なぜなのか。私は次のような理由があったと思います。

一つ、主に教員や職員ら大学の構成員のための評価であったこと。二つめ、大学の目標や使命を設定して、それを達成したかどうかを調べる定性的な評価、絶対的といってもいいですが、そのような評価の方法であったこと。三つめ、その達成すべき目標も大学の使命も大学自身によって作られた、したがって、客観性が乏しかったこと。この三つの理由によって、どの大学の「自己点検・評価報告書」も結果として自画自賛に近いものになりました。大学の違いをそこからうかがい知ることは難しいものになったのです。これが社会の関心を集めなかった理由であろうと思います。

社会というのはもちろん大学をも含むものですが、大学にとっての社会は大学の外に広がっている。その大学の外にいるステークホルダー、利害関係者の中で特に重要なのは受験生と企業です。受験生は、自分が進学する大学を選ばなくてははいけない。企業は、ある大学から卒業生を採用しなければいけない。また、研究のパートナーを選ばなければいけません。いずれにしても、大学の外にいるステークホルダーにとっては、700余りもある大学から幾つかの大学を選択するという行為が不可欠です。そのために、大学評価を求めています。

ということは、受験生や企業にとっては、できれば定量的な評価で、相対比較が可能なデータであること、そのような大学評価であることを求めています。言い換えると、社会が求める大学評価というのは定量的で相対比較が可能なものであるといってもいいでしょう。

では、そういう大学評価が大学から発信されたか。あるいは、大学を担当する教育行政機関から発信されたか。発信されませんでした。そこで、私たちのようなマスメディアが、代わってこれを発信することになりました。我々より早く1992年には週刊経済誌の「ダイヤモンド」が企業の求人担当者による評価を「人材輩出ランキング」ということで発表しております。私たちの『大学ランキング』は遅れること2年、高校の受験生のために発行されました。

こうしたランキングはいずれも商業出版物という形で出されています。ということは、利益を目的として出版されたということです。しかしながら、利益だけを目的にこれが出されてきたかという、それは違うと思います。このランキングの基になるデータは、大学をはじめ行政機関、企業、高校、さまざまなところから提供していただいています。ということは、高校、大学、企業、そして行政当局、いずれもがそのデータを提供することに社会的な価値を感じてくださったからだと思います。

こうした大学ランキングが社会的に有用であると判断されてきたからこそ、私たちはこ

の本を続けることができたのだと思います。したがって、ただ金儲けの商業出版物ではないかといわれることについては、そうではありません。一定の社会的有用性がやはり評価されているのだと私は申し上げたいと思います。

私たちのような『大学ランキング』ではなく、今回のシンポジウムのテーマになっている認証評価のような制度的な大学評価について、なぜそれが社会に伝わっていないのでしょうか。

その一つの理由は、認証評価を受けた大学自身が、その認証を受けたことを社会に伝えることについて消極的だという事情があるからだと思います。

日本の大学評価は、最初の「自己点検・評価報告書」から、第三者のピア・レビューを重視した外部評価、そして、今行われている制度化された認証評価のような評価へと発展してきたわけです。そのようにして、大学評価が変わってきたにもかかわらず、では、それを社会が注目し、ステークホルダーがその結果を利用しているかということ、先ほども言ったように、そのようになっていません。何よりも大学自身が、認証評価を受けたことを積極的にPRしていないからだ、先ほど申し上げました。

その例を、立教大学の例で考えていきたいと思います。立教大学は2004年に認証評価を受けました。この報告書は650ページぐらいからなる大変膨大なもので、しかも詳しく行き届いた報告書だと私は思います。あまりにも膨大なのでCD-ROMで出されています。

しかしながら、私立大学にとっては、最も大学の情報を発信したい相手である受験生を募集するための各種のパンフレットには認証を受けたということは一つも書かれておりません。

なぜかということ、「大学としての教育、研究の質が保証されています」「大学の名に値する研究、教育があなたのところでは行われています」という結果自体は、伝統のある名門大学である立教大学にとってはいわば当然のことでありまして、わざわざ発信するまでもないことだからです。私たち外部にいる者、例えば高校生にとって、企業にとって、それはニュースではない。だから、大学は発信しないし、新聞やテレビもその結果を大々的には報じないということが起きるのだと思います。

アメリカの場合は、この認証評価を受けられなかった場合には、学生たちが奨学金を受けられなくなったり、州によっては学位を大学が出せなくなったりと、そういう非常に重いペナルティがあるということを聞いたことがあります。それならば、認証を受けたかどうかは、学生にとっても大変大きな関心事です。しかし、日本の認証評価はそこまで厳しくやってはいません。そのこともこの結果が社会に伝わりにくい原因の一つだと思います。

このことを逆に考えてみたいと思います。では、社会が関心を持つのはどういう大学の認証評価だろうか。それは、伝統のある一流大学とは正反対の大学です。例えば、1991年までは大学設置基準は大変厳しかったのです。91年以降はかなり緩和されて、その後もどんどん緩和されてきました。ならば1991年以降に設立された新しい大学の認証

評価というのは社会も関心を持つのではないのでしょうか。あるいは最近、特区で株式会社立大学というのができました。これは、大学の資産、その他でもこれまでの大学に比べてはるかに緩やかな基準で設置が認められています。一部は国会で、あまりにもひどいと問題にもなったりしました。そういう大学こそ、最初に認証評価の対象に取り上げていたら、もっと関心を持ったのではないか。認証評価が始まってから、この大学評価・学位授与機構もそうですし、大学基準協会なども相次いで結果を発表しております。それは、大体小さな記事でした。例外的に大きな記事になったことが1回だけあります。それは2005年に大学基準協会が発表した認証評価結果で、このとき二つの大学が保留になりました。サッカーでいうイエローカードが出されたのです。それで、新聞も大きく扱いました。

このことを考えると、先ほども申し上げたように、伝統のある一流の大学は後回しにしても、まず新興の大学、あるいは定員割れで経営不安が心配な大学、そういう大学を率先して認証評価の対象にすれば、もっと社会に伝わるのではないかということを私は考えています。

私は先ほど、従来の大学評価、認証評価を含めて、これはステークホルダーが求めている評価の仕方と違うと申し上げました。しかしながら、このランキングという方式にはたくさん限界があります。そのことを14年間も作ってきた私はだれよりも身に染みて感じております。

一つは、研究については数値化できる指標がたくさんあります。科研費の額、論文の数、論文の引用度、その他たくさん数値化できるデータがあるのですが、教育については、実は教育の質を示す数値化できるデータはほとんどありません。幾ら探しても見つかりません。せいぜい教育環境についてのデータが取れるだけです。本来、教育の成果は学生一人一人に表れ、その表れ方も一人一人違っていて、それを統計的に処理することはもともと難しいものなのです。したがって、まずランキングでは教育を十分に評価することはできないという限界があります。

二つめは、データの信頼性をチェックするということは簡単ではないということです。その代表的な例として就職率というデータがあります。日本が長い間不況が続いてきたために学生も保護者も大変関心が高い数字ですけれども、これは大学によって定義が違います。本来は、就職を希望する学生を分母にして、実際に就職した学生を分子にするのですが、分母の定義も分子の定義も好い加減です。比べてはならないものを比べる結果になりますので、私たちは使いません。しかし、この好い加減な数字を使ったランキングが巷にはあふれています。

三つめに、大学がきちんとデータを出してくれないことが多々あります。例えば入学試験のデータというのは、およそ受験生にとって最も基本的なデータであるはずですが、一般入試の受験者数、志望者数、実際の合格者数、そのうち実際の入学者数、さらにそのうちの推薦による合格者数、入学者数、こういう数字を私ども大学に聞いてはいるのですが、700余の大学で約150の大学がこの全部かもしくは一部を非公表にしています。入学

試験のデータですら、すべての信頼できる数字を集めることは実は容易ではないのです。

こうした限界や問題点があるがゆえに、ランキングは大学評価の主流ではありえないと私は思っております。やはり大学評価のメインストリーム、基軸になるべきは、きちっと大学と評価機関の間の信頼関係を基にあらゆるデータを出させて、十分な分析を加えられる認証評価なり公的な評価が基軸になるべきだと私は思います。それが社会に十分に発信されていない現状はまことにもったいない。

ですから、この大学の公的評価、認証評価の結果が大学側に伝わるような工夫を評価機関と大学側と双方でぜひ工夫をしていただきたいと思います。

以上が私の話です。ありがとうございました。

(川口)   ありがとうございました。

一言だけ付け加えさせていただきますと、私どもの機構で、ご存じのとおり、2000年からパイロット・エバリュエーションをやりました。その検証をやって、アンケートを皆さんにご協力いただいて、その中に今の清水さんのおっしゃっている点に関係することがあります。実は大学が随分情報を発信しているつもりであるけれども、社会が分かってくれないと、皆さん盛んにおっしゃっているのです。恐らくどういうステークホルダーに向かって、どういう情報を発信したらよいのか、あるいはどういうことが必要なのかという分析がないまま言っているから、どうもこういうことになっているのではないかと思いますので、あえて加えさせていただきます。

私が話し出しますと時間が終わってしまいそうなので次に移ります。

### 「大学評価の社会への貢献：ノルウェーにおける大学評価」

**Roger K. Abrahamsen (Professor of UMB, Chair of NOKUT's Board, Norway)**

(川口)   次は、ノルウェーから来ていただきました Roger Abrahamsen さんです。この方は現在、大学に職を持っていらっしゃるし、また評価者の側にもなっていらっしゃるという方なので、そういう立場からコメントをいただければと思います。よろしくお願いいたします。

#### 【スライド1】

(Abrahamsen)   木村大学評価・学位授与機構長、大使の皆様、同僚の皆様。日本という素晴らしい国を訪れ、この大変興味深いシンポジウムに参加できますことは大変光栄であり、名誉に存じます。本日は、お手元の資料を少々簡略化した形でお話しをしたいと思います。

主催者の方々より、北欧諸国の大学評価が目指すものについて話すようにということでしたが、本日はノルウェーに焦点を当てたいと思います。その他にも、政府、大学、質保証機関はどのように大学評価のアカウンタビリティに対応すべきか、大学が評価結果をど

う改善に生かすべきか、ということについてもお話しいたします。

#### 【スライド2, 3】

ここで再び、NOKUTで実施されている評価についてごく簡単に触れたいと思います。今スライドでご覧いただいている内容は、すでにお話がありましたので詳細は省きます。

#### 【スライド4】

次のスライドでは、NOKUTの評価についてより一般的な考え方を述べています。重要な点としては、評価はすべて外部委員会、ないしはNOKUTが設置した専門家委員会によって実施されているということです。そして委員会からの報告はすべて公開しなくてはなりません。これは社会の要請に応じたものです。

報告書は高等教育機関の基本情報を紹介するなど、非常に包括的なものです。と同時に、提言や公式結論という形で詳細な評価結果も掲載されています。教育機関の質の向上のために報告書は大変重要なツールとなり、このことは教育機関自身も明確に認めています。教育機関は概して報告内容に大いに満足し、非常に実用的であるとして、私たちの提言内容に大いに関心を寄せています。

#### 【スライド5】

質の監査というのも非常に重要です。教育機関は適正な内部質保証体制を整備することが法律で求められており、内部の保証体制はその他のすべての評価の基盤となるからです。NOKUTは最長で6年おきに監査を行っています。高等教育機関自らが教育内容の質に責任を持つということが重要な点です。私たちは、内部の質保証を着実に行うことは自らの利益にかなうものであることを教育機関に説得する必要があります。教育機関がそれを自覚できれば、教育機関の内部に質の文化が築かれる可能性があります。社会は、こうした評価のおかげでノルウェーの多くの教育機関に「質の文化」が形成されていることを認識すべきであると思います。

#### 【スライド6】

次にお話ししたい点は、教育機関は、基準となる枠組みの範囲内で自由に質保証制度を考案できるということです。この自由は重要だと私たちは考えております。独自の質保証制度を築く自由が与えられているということは、当事者意識を高め、教職員や学生の幅広い参加を促すものと考えており、私たちはそれを確信しています。しかし、いわゆるボトムアップの反応が得られるかはまだ定かではありません。ですが、当事者意識と広範な参加は重要であり、社会の要請でもある質の強化の柱になると思います。

#### 【スライド7】

次に申し上げたいのは、質の監査は認定の取り消しには直接つながらないということです。とはいえ、質に不備があることは明らかになるので、NOKUTは認定の見直しを行うことでフォローアップをすることがあります。ですから、教育機関の質の監査と認定の見直しとのつながりは、ノルウェーの評価システムのごく中心的な柱といえます。

#### 【スライド8】

質の監査は、教育機関、学生、社会にとって重要です。なぜなら、質保証制度は教育の向上に継続して取り組むための手段として活用されるべきだからです。そして、改善への取り組みについて学生にフィードバックすることは欠かせません。改善しているということを学生に示すことができなければ、問題となります。質の監査の効果に関する結論としては、教育機関が信頼に足りうる質保証制度を確立・運営するということは、社会がノルウェーの高等教育機関に求める信用・信頼にとって非常に重要であるということです。

#### 【スライド9】

では次に、高等教育機関の認定についてお話しします。認定は教育機関の地位を変えるうえで重要な役割を果たしています。これは先ほど Holmen 氏の発表にあった通りです。NOKUTは地位の変更の申請に基づき、認定を実施します。この制度の目的は学問的拡大であり、昇格を求める申請は、ノルウェー政府の意向でもあります。例えば、ユニバーシティ・カレッジが大学としての地位を獲得したい場合には、能力と質を高める必要があります。これは社会にも重要な影響をもたらします。というのも、これによって政府レベルで追加的な資源を割り当てようという意味が働くかもしれませんし、地域、地元の政治家、社会や産業界からの支援の動きが出るかもしれないからです。あるいは、地域能力基盤が拡大し、地域のイノベーションや新たな職業活動が起きるかもしれないからです。

#### 【スライド10、11】

次にプログラム及びコースの設置認定は、新しいプログラムの基準を確保するための手段となります。私は、社会はこうしたプログラムの認定制度があることを認識すべきであると強く思います。認定は、新たなコースやプログラムの設置を申請した教育機関に対してNOKUTが実施します。機関の地位によってはこうした新たなコースやプログラムを自動的に設置することが認められていないからです。この理由については今朝のお話の通りです。

#### 【スライド12】

では、設置認定について、社会にとって重要な点に言及したいと思います。つまり、政府の奨学金を受けられるようにするためには、プログラムが認定されている必要があります。新規プログラムの認定は、ノルウェーも加盟しているボローニャ・プロセスの重要な要件です。ノルウェー政府は国家的・政治的・機関的な目標の達成を明確に定めており、認定はそのための重要な手段と考えられているといつてよいでしょう。この目標とは、ノルウェーの高等教育を国際的なレベルにするということです。こうして新規プログラムの認定は、社会の教育機関に対する信頼度を高めることに役立っているのです。

#### 【スライド13、14】

ノルウェーの制度では認定の見直し、つまり再認定というプロセスがあります。これはプログラムと機関に対して行われます。NOKUTはさまざまな状況を踏まえ、一度認定した機関やプログラムの見直しを行います。見直しは、先ほどお話しした機関の質の監査結果や質の不備を示すその他の状況がきっかけとなります。

では社会や教育機関にとって、再認定はどのような重要性を持つのでしょうか。専門家委員会の報告書には、どのようにして機関がその質を最低水準から引き上げていくべきかという提言が含まれています。これまで教育機関は提言に従っており、これは重要なことであります。私たちは、認定は高等教育の継続的な改善という目的を実行するうえで重要な手段であると考えております。これは議会も掲げている非常に重要な目標です。そして、認定の取り消しという決定がなされたならば、再認定にふさわしい質を確保するために相当な取り組みが必要になります。つまりこれは質の改善の牽引力になる、いわば「質の車輪」となるのです。

#### 【スライド15、16】

また、ごく手短にお話ししますが、高等教育の質の意義を評価するための評価というのも行います。これは自ら実施を判断する場合もあれば、教育研究省から指示されることもあります。こうした評価は教育研究省、教育機関、さらには社会にとっても、高等教育の質向上に向けた意思決定や資源配分をするうえで、重要な情報源です。そしてこれらの評価は、プログラムや教育機関の認定の見直しが必要であるかを判断する基礎となります。

#### 【スライド17、18】

ノルウェーの制度は統合化されたシステムであると結論づけられます。つまり、教育の質に対する教育機関自らの責任に重点を置き、内部・外部の質保証のバランスが保たれているということです。そしてこのバランスと教育機関に対する信頼が組み合わさることで、資源の効率性に優れた制度となるのです。これは大事なことです。

したがって、プロセスや手続きの改善、その他の課題への取り組みにより既存のシステムを活用していくことに加え、次のステップを取ることもできると考えます。すなわち、より細かく基準や手続きを見ていくために、認定の方法をより体系化させる。目標・目的に関するさまざまな手段の効果の分析に高い優先度を置く。さらに、各種手法の効果に関して、そして質を維持しながら質活動のコストを削減する方法に関して知識を増やすということです。

#### 【スライド19】

かなり大まかな結論を申し上げますと、高等教育のさまざまな質保証制度の評価によって、高等教育の質の開発に対する関心が高まっています。これは社会、国、学生、もちろん高等教育機関自身にとっても重要なことです。そして、包括的な質保証制度と評価手段は、社会と教育機関との間の信頼感の強化、そして社会と教育機関、産業界と教育機関の関係の強化をもたらします。また社会、産業界ともに、カリキュラムや教育プログラムに対して、望むような影響を与えられる機会が生まれます。さらには、教育機関・政府の各レベルでの意思決定や資源配分のための基盤、他の政治的判断の基盤が強化されるでしょう。そして、さらなる発展のための前提条件である高等教育の国際化の可能性が高まるのです。

適切な高等機関の質保証制度がなければ、近代社会に対する学生、政治家の信頼が失わ

れることになるでしょう。以上、ご清聴ありがとうございました。

### 「日本の大学評価の現状について」

**磯田 文雄（文部科学省大臣官房審議官）**

（川口） 今までの二人、最初の清水さんは社会のほうから見て、今の Roger Abrahamsen 教授は大学あるいは評価という側からでしたが、次に文部科学省の磯田審議官から、文部科学省の立場からまず少しコメントをいただいて、ディスカッションに移りたいと思います。よろしくお願いいたします。

（磯田） 15分と伺っておりますし、それからこの段階で行政官が認証評価制度についてお話しするのも時機を失しているようですので、お話を承った内容に対して、コメントさせていただきます。

まず、清水さんからのお話がありましたように、一体なぜ大学人は社会に対して大学の活動について情報を発信しないかということですが、大学側から言いますと、日本の高度経済成長というものがあるときに、実はその国の豊かになりつつある財政収入の中で、大学に投入する金額は必ずしも大きくないと。ご案内のとおり、ヨーロッパに比べますと、日本の高等教育機関に投入されております公的資金は実に貧弱なものであります。

そういう意味で、過去のことではございますが、これまではご指摘がありましたステークホルダーである学生さん、彼らは偏差値を気にしていたわけで、京都大学の赤木（和夫）先生のもとで授業を受けたいとか、あるいは東京大学の神野（直彦）先生のところで地方分権について学びたいという発想はほとんどなくて、偏差値のより高い大学を選ぶということであって、実際に大学人に対して中の情報を伝えるということが期待されていなかったということがあろうかと思えます。

同様に、企業人の方も、入学時の偏差値、その受験生の潜在的な能力に期待をして、場合によっては学校の名前で学生をリクルートしていた。こういう時代があるわけで、その結果として大学生自体も、学問をし、能力を高めるという側面もありますが、学園生活を通じて自我の形成、人生観、職業観の形成をするという側面もあったかと思えます。

そして、その分、大学側には公的な資金が比較的、他国と比べて少なかったという面もあって、評価について気楽な面があったわけです。さすがにそれについては昭和40年代後半からの「水増し入学」に対して、社会の厳しい批判を受けて、ここで一つの厳しい量的な規制についての政策を国が展開するわけです。これが高等教育計画といわれているもので、定員超過をしている大学については水増し入学の状況の是正が求められますし、大学の拡充については基本的には抑制、特に大都市圏を中心とした増設が抑制されるわけです。このような量的な規制の代替として、国からは私学助成というものが支出されるわけです。



これに対して大きな転換があったと考えられるのは、やはり中曽根内閣ではないかと思っております。これは何も日本だけではなくて、アメリカのレーガン政権、イギリスのサッチャー政権、いずれも新自由主義的な構造改革を推進しようとしているわけです。

その流れの中で、我が国におきましても、規制の緩和、制度の弾力化、柔軟化が求められていき、先ほどお話がございましたとおり、平成3年に評価の時代が始まるわけです。

この段階では、制度の弾力化の一つの交換条件として、自己点検・自己評価の作業が始まるわけですが、これについては先ほどご指摘があったように、大学構成員自らが教育研究を改善するための評価であったということ、そのために定性的な評価が中心であったということや、通覧性、大学間の比較のようなものはこのメインの課題ではなかったというのはご指摘のとおりだろうと思います。

その後、状況がさらに転換されますのは、私学関係者と私学助成、あるいは厳しい事前規制と私学助成といってもいいのですが、このような既にでき上がっている私学と国との関係が、ある意味の護送船団方式であって、より新たな大学改革、あるいは大学の革新をするためには、外部の新たなセクターの大学への参入、典型的には株式会社立による大学の設置が主張されるようになるわけで、いわば事前監督型から事後監督型へと大きくこの新自由主義の流れのもとで制度がさらに進んでいったわけです。

これが16年度の基準の改正で、これがいかに厳しい改正であるかというのは、政府としては、準則主義にのっとり基準に合致すれば設置認可を認めなければなりません。そしてご案内のとおり、18歳人口が急減するという状況下であるにもかかわらず、平成16年度には私立大学の定員が6,000名強増えていくということです。各私学関係者は、私学が倒産する時代が到来しているという不安のもとで、どのように学生を守り、教育研究の長い伝統と発展を守ろうかと苦慮しているわけですが、そこに続々と新規の参入があるということです。

もう1点、この段階に来ますと、実はいつまでも大学が社会から孤立してはいられなくなったということがいわれるのだと思います。一つには、先ほどもお話がございましたように、18歳人口の減少で平成19年度からは希望者は全員大学に入れるという意味で、需給のバランスが完全に逆転をしたということとはご指摘のとおりでございます。受験生に対して積極的に大学の教育研究について伝えるものを伝えなければいけないということはご指摘のとおりだと思います。

これは単に、これまでのこの評価の問題だけではなく、大学の在り方そのものの変質を迫るものだとは私は理解しております。ご案内のとおり、永年の我が国の高等教育行政の議論は、より多くの学生を高等教育機関に受け入れてもらい、教育をしていただくということがねらいであり、そのセレクションにおいて、いかに公平にやるか、その厳しい受験競争をいかに緩めていくか、あるいは高校生に適切なレベルの準備にしていくかという議論があったかと思いますが、このように完全に需給が転換しますと、入学試験そのものも考え直さなければいけないわけですし、当然に教育内容についても全面的な転換が迫られる

のです。

つまり、永年の我が国の受験競争、あるいは大学入ることに一定の困難が伴うという議論を前提にしたシステムに変換が迫られています。そういう意味では、この評価は大きな課題であると思っております。

もう一点は、これまで社会はあまり大学の教育内容についてご関心を示していなかったということですが、若干補足しますと、特定の研究者に対して特定の企業の研究所が緊密な連携を取るとか、あるいは特定の産学連携については従来、産業界と大学は連携を持っていたわけですし、その間には一定の評価がなされていたと思いますが、そういう個別の部局や研究者に対する評価ではなくて、これだけ社会における大学の存在が大きくなってくると、例えば、近年競争的資金を通じて大学に投入される資金が非常に大きくなっていますし、また二人に一人の18歳の若者が大学に入るということを考えますと、この大学という存在をいつまでも社会とは離れた機関として黙認することはできなくなったという社会側の要請があらうかと思えます。

特に労働市場におきまして、これまでであれば、受験時、高校から大学に受験した段階の学生のポテンシャルで学生をリクルートして、その後、企業内で時間をかけて企業に必要な資質、能力を育てるという雇用システムが多く企業で変化しつつあり、むしろ即戦力としてトップレベルの能力を持った人材を、これまでであれば学部卒であったのを、修士あるいは場合によっては博士号を持った方を取ると。そういう意味で、企業側の人材養成の余裕といえますか、時代の変化の早さに対応するためにも、むしろそこは大学セクターに任せたいという判断が生まれてきております。

また、これは時代とともに変わりますが、企業側の中央研究所がバブル崩壊時期以降に次々と閉鎖に追い込まれ、各企業の基礎的な研究機能を大学に求めてきたという経緯の中で、大学が組織として研究機能を社会に評価されるようになってきたのではないかと思っております。

私どもの認識するところでは、現在の状況においては大学セクターとして社会に対し、あるいは学生に対し、しっかりと自己評価、自己点検をしたものを社会に出していく必要があらうかと思えます。ただ、それではそれへのラベリング、あるいは順位づけについてどう考えるかということですが、これはやはり戦後の大学基準協会に期待されている大きな役割です。基本的には大学団体がそのメンバー団体を相互に評価し、アкреディテーションを実施するという、あるいは社会と大学との間にあるさまざまな中間の組織なり機能が両者のコミュニケーションの促進を図るとするのが適切な手法だと考えておきまして、マスメディアも含めたさまざまなセクターにおけるこの意見の交換の流れを促進させていただければということが我々の期待している大きなところ です。

最後に、もう一点お話をしたいのですが、お話ししましたとおり、18歳人口の減少がこの評価の質を抜本的に変えようと、特に社会、なかんずく受験生に対して変えようとしているというのが一つですが、もう一つは、先ほど企業の流れにもあったグローバル化、

あるいは国際的な国境を越えた人と物と知的資産の流れの中で、高等教育セクターの国際間の質の保証というものが大きな課題になっていることは、ユネスコ、OECDなどのご議論でもご案内のとおりです。

そういう意味で、我々としては、国際的な質の保証について世界的な高等教育の一翼を担う我が国の関係者として、その質の保証について世界に発信するという意味で、評価システムを改善していく必要があるのではないかと考えております。以上です。

**(川口)** どうもありがとうございました。それでは北欧からの二人の方、コメントがあればどうぞ。

**(Wahlen)** まず、ランキングの有用性に関する清水氏の非常に興味深いご発表に関してコメントいたします。磯田氏もおっしゃっていたように、大学にはその教育内容、成果について、社会やステークホルダーに説明責任があることを私たちは皆、理解しています。そこで問題となるのは、誰がいったい本当のステークホルダーなのか、誰が、何を知りたいのかということです。これはとても大事なことです。この点から申し上げますと、私が今までに見たランキングの中には、非常に簡素化され、単純な数字を強調し過ぎているものがありました。こうした数字を全体としてみるととても重要に見えますが、一方では学生やステークホルダーが重要であると考えているものに必ずしも対応していないということもいえます。

確かにいろいろな情報が必要ですし、実際に多くの情報を得ることができます。例えばスウェーデンには、他国と同様、高等教育に関するほぼ全ての情報を収めたデータベースがあります。このデータベースには学生数、新入生の数、進級、修学年数、終了率、評価結果などが含まれています。しかし、例えば英国の場合などとは違い、就職率は含まれていません。私たちが評価を通して、大学にそのような調査の実施を後押ししています。なぜなら、このことは、結果の公表とともに大学の義務であるからです。

そこで、ランキングの目的として、我々は何のデータが必要か。どの程度ランキングは信頼出来るのか。学生や受験生、雇用主、他のステークホルダーが情報を選ぶ際に実際にそれらの情報を利用しているのか。以上の点を問題提起したいと思います。

**(清水)** Wahlen 先生のご指摘はまことにもっともだと思います。私自身もそう思います。特にヨーロッパでは「タイムズ」の世界ランキング (The Times Higher Education Supplement) のようなものが出されておりますけれども、あのデータの出典は何か、それぞれの指標にウエイトのかけ方にどのような合理性があるのか、一切説明をしないで、結果だけが一人歩きしています。

それから、非常に簡素化されているとおっしゃいましたけれども、大学の規模が違ったり、学部の構成が違うのに、それらをすべてたった一つの数字に置き換えてランキングす

るというやり方についても、私はそれは無理だと思います。

私たちは72の指標のランキングを調べますけれども、総合ランキングはやりません。総合化することは不可能だと思っていますから。この点については、今年ベルリンでユネスコが主催した大学評価の関係者による会議で、ベルリン宣言というものが採択されました。データには必ずデータの根拠を明示する。ウェイトのかけ方などの方程式の作り方については説明責任を果たす。この原則はすべてのランキングの制作者が守らなければいけないものだと思います。この宣言によって少し良い方向に変わるのではないかと思います。

(川口) どうもありがとうございます。どうぞ。

(磯田) ちょっと関連して補足したいのですが、現在、議論としてステークホルダーはだれかという議論が多いわけです。もちろん我々大学関係者として反省しなければいけないのは、これまでステークホルダーといわれれば、人類の知的資産の形成に資するとか、あるいは広く社会や国家の発展、あるいは一般市民の発展に資するということをエクスキューズとして、どうも我々の大学の教育の質あるいは研究の質というものについて十分に反省し、それを改善するという努力をしてこなかったということは十分反省すべきであろうと思います。

分かりやすい例として、ある関西の私立大学、これは外国語系の大学ですけれども、経常活動は完全に黒字です。それでキャンパスの移転も短期間に極めて効率よくできおります。ただし、その外国語大学は私立大学ですから、その使命としてすべての学問分野に対応できないということがあります。

それに対して、東京外国語大学は全世界のかんりの分野の言語と地域学を維持しております。それがために、近年のアフガニスタンに対する教育協力や、あるいはイラク等でのさまざまな国際的な日本とそれらの国との関係においても、必要な学問的な支援あるいは人的な支援が可能になるということがありました。ここで非常に難しいといつも思っておりますのは、学生、企業を含めた社会の方々、それともっと広くもっと遠くに視点を置いて、広くいえば、日本の発展でもいいですし、市民の発展でもいいですし、あるいは人類の発展でもいいのですが、長期的な人類の知的資産の形成にどのように資するかという部分について、どのような評価をしていったらいいのかというのが今の悩みです。

その辺は新自由主義主義の市場原理だけでは全部解決がつかないのではないかな。その辺をどのような形で評価の中にビルトインをしていくのかということが悩みだと思っております。

(川口) どうもありがとうございました。

(Jensdottir) 一言申し上げます。清水氏の発表には大変触発されました。このパネル

ディスカッションの「大学の評価を社会にどう伝えるのか」というテーマから、社会にとっての高等教育評価のポイントは何かということはかなり明らかになると思います。

評価が果たす貢献とは、主要ステークホルダーである学生、そして産業界、企業がどのような質を供給者である大学から受けているのか、彼らに認識させることです。したがって、こうしたステークホルダーに教育機関の質に関する情報を与えるのはとても大事なことなのです。そして多くの方々がおっしゃったように、大学に関する一般情報とともに、評価内容を公表することがとても重要です。

アイスランドは小国で人口も少ないので、担当省が大学に対し、資金を助成する条件として社会に向けた情報システムの整備など、いくつかの基準を満たすようにと言うことはかなり容易です。先ほどの報道やメディアに関するお話にもあったように、残念ながらメディアは良い結果にはあまり関心を示しません。しかしひとたび悪い結果が出ると、野放しのように、大きな見出しで数日間にわたって報道がなされてしまいます。こんなひどい話は聞いたこともないというような報道がなされてしまうのです。しかし幸運なことに、悪い評価を受けた教育機関にも改善のチャンスはあり、担当省としても協力して改善を促そうとします。なぜなら、本日すでに幾度もお話があったように、評価と質保証の主な目的は、教育機関に発展・改善のための推進力を与えることだからです。

(川口) 皆さん、いろいろ反論したいということもあると思いますが、先に進めさせていただきたいと思います。

今、伺って、特にステークホルダーということ、それに対する情報ということで、私は2年ほどノルディック・カントリーを全部訪問させていただき、評価の内容を見せていただきました。

日本と非常に大きな差があるというのは何かというと、学生の代表がこの評価作業に加わっているのです。今、日本の学生にそんな責任を持たせるかという議論は幾らでもあるかもしれませんが、やはり学生代表が加わっているということがいろいろな意味で、例えばステークホルダーである受験生に対する情報としてどう伝わっているかという、その辺がなかなか出てこないということも一因ではないかということを感じました。

実はもう一つは、これは私どもが評価をやるときによく申し上げているのは、今日午前中からの皆さんの意見もそうでしたが、評価というのは評価機関と対象となる大学の緊張関係を持った共同作業であるということを私どもよく申し上げているわけですが、まさにそれなのです。そういうものを作り上げるという歴史から考えますと、ノルディック・カントリーは、先ほど梶山先生もご指摘になりましたように、我々日本よりも1サイクル歴史が古いのです。私どもはようやくよちよき歩きを始めたのだと思うのですが、ノルディック・カントリーというのはもう10年、少なくとも5年以上前からそういう歴史を持っていて、恐らく今はちょうど1ラウンドというか1サイクルが済み、その見直しをして、次に何を持っていこうかというシチュエーションであろうというのがよく分かりました。

それで、ぜひこういったシンポジウムを企画したらどうだろう、これは日本にとっても参考になるだろうということで、企画させていただきました。

ということで、先ほど、午後のパネルでも最後に出てまいりましたが、評価機関のほうも、いろいろな大学からの反応などを聞きながらかなり改善してきたということもお話になりましたので、この際、このフロアにいらっしゃる、特に大学の立場の方から、ぜひ一言言いたいと、一言で済まないかもしれませんが、たくさんあるのではないかと思います、どなたかご意見をいただけないでしょうか。例えば、こういう場合にノルディックはどういうことがあって、どういう対応したとかとのご質問でも結構ですし、あるいは一般的なものでもかまいません。どなたかいらっしゃいませんか。

**(質問者 1)** ご質問させていただく前に、ノルディック・カントリーの代表の方々のお話を伺いまして、大変敬意とある意味では羨望の念を持ってお話を伺いました。それは、北欧諸国がヨーロッパの一部であると同時に、北欧諸国としての有機的な一体性を持って評価の問題に取り組んでいらっしゃるということに大変感銘を受けましたので、それを最初に一言だけ申し上げさせていただきます。

質問は、午後のセッションの清水さんの仕事にもかかわりますし、午後のセッションの中心テーマの一つであるランキングの問題です。私の聞き違いでなければ、今日午前中のお話でも北欧諸国の場合には、ランキング、league tables は示さないという発言が2～3の先生方からあったと思います。

一つ比較の対象となりますのは、海を隔てて隣国である英国の場合には、清水さんのお話にも触れられたかと思いますが、ランキングが非常にはっきり新聞紙上で発表されているという事情がございます。このランキングを示すか、示さないかという違いの根拠がどこから出てくるのかということについて、もう少しお話を伺えればと思います。

もちろんランキングという場合に、定量的、定性的ということによって違いがありますし、研究評価であるのか、教育評価であるのかということによりましてランキングの示し方のたやすさ、困難さの違いがあると思うのですが、その辺りを北欧諸国に即してもう少し説明していただければと思います。

**(Wahlen)** 北欧とイギリスの違いについて触れていらっしゃると思います。これは非常に顕著な現象なのですが、ランキングというのはほとんど常に新聞・雑誌などのマスコミが行っています。中にはタイムズ紙の「Higher Education Supplement」のように良いものも存在しますが、そうでないものもあります。北欧でランキングがそれほど受け入れられていない理由は、社会そのものが小規模で、ランキングの出版部数が増えるほどの国民の関心が高くないからです。スウェーデン、ノルウェー、デンマーク、フィンランド、アイスランドの大学においても、関心をひくものではないということです。

**(Abrahamsen)** 彼が言ったとおりだと思います。確かに国の規模と関係があるでしょう。ノルウェーでは、私たちが評価を始めた際、評価が何らかのランキングにつながるのではないかという懸念が一部から表明され、それに対して私たちは、評価を導入する目的はランキングを作るためではないと説得したのです。

さまざまな見方がありますが、ノルウェーのような小国では、総合大学はもちろん多くありますが、それぞれの大学を詳しく見ると、得意とする分野に違いがあります。例えば、ある分野はオスロ大学よりベルゲン大学が良いといった具合です。おそらくノルウェーで関心を引くのはこの点に関してのみであると思います。小国では特定分野の専門分化が進んでいるため、ランキングはあまり意味がないのです。

また学生もそのような類の評価にはあまり関心がなく、大学の所在地がどこかが大学を選ぶ際の主な基準の一つになっています。

学生の社会生活の側面について申し上げますと、雇用機会に関して、例えばこの大学へ行けばよい、あの大学に行ったほうがよいといった情報はほとんどありません。むしろ、学習する分野に関する情報の方が多いのです。小国での私たちの役割は高等教育機関としての必要学科を満たすことで、あとは学生の自由な選択に任せるということです。したがって、ランキングは学生にとって、そしておそらく社会にとっても、あまり意味がないということです。

**(清水)** 短く一つだけ申し上げていいでしょうか。

今日の前のセッションで、九州大学の梶山先生のおっしゃった指摘に大変胸を打たれたのです。つまりインプットの仕組みだけに目を向けずに、リザルト、アウトカムにどう目を向けていくかという大変大事なご指摘をなさったと思うのです。実はランキングの世界はリザルトの世界です。論文の数、その結果引用された数、獲得した科学研究費、補助費の額、いずれもアウトカムであり、リザルトなのです。

私は今のお話を聞いて、国の規模が小さくても、大学数が小さくても、リザルトの数を評価するという点では可能だし、北欧でもそれは可能だし、また意味があると思っています。ですから、ランキングが必要かどうかというのは、単に規模や地理的条件にのみ依拠するのではなく、アウトカムに着目するかどうかという評価の視点にもかかわるのだということだけを申し上げたいと思います。

**(川口)** どうもありがとうございます。

**(Wahlen)** 簡単に申し上げます。アウトカムを重視しなければならないことについては、全く同感です。先ほど研究に関する世界の大学ランキングと論文の引用数の例を言及されました。500大学を対象とした中国のランキングはまさに研究のアウトカムに重点を置いたランキングです。これは、リサーチの実施や、出版の点で簡単な事ではないですが、

実施は可能であり、ある程度の信頼性もあります。これが教育を対象にするとすれば、さらに複雑で困難なものになるでしょう。

**(川口)** 次の話題に移らせていただきたいと思います。大変申し訳ございませんが、発言の前に、ご所属とお名前をいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

そのほか、できましたら今のランキングとは別のご質問、コメントをいただければありがたいのですが、いかがでしょうか。

**(質問者2)** 本日は、非常に貴重なお話をありがとうございます。

先ほど清水さんのお話の中で最後、ランキングの限界というのがあるということと、大学と評価機関が信頼を基に作った評価のリポートもぜひ公表して欲しいというようなお話があったと理解しています。北欧の各国では、アクレディテーションのイエス・ノーは公表されて当然だと思うのですが、大学の評価の結果というか、こういうところが改善すべきであるとか、こういうところが評価できるといった具体的な内容はどこまで公表しているのかということと、私の知識がないのですが、日本ではそれがどの程度まで公表されているのかということと、その辺を詳しく教えていただければと思います。

**(Wahlen)** スウェーデンをはじめ、北欧諸国ではすべてを公表します。自己評価についても公表されます。評価機関、大学、いずれによる評価の結果も公表されます。

**(川口)** 日本の事情に関しては木村評価研究部長から一言ありますか。

**(木村)** 日本のことといたしますか、私どもの評価機構では今、Wahlen 先生がおっしゃったとおり、大学の自己評価書も大学の異議申し立ての内容も、それからそれに対する私どもの対する回答も最終的な結果もすべて公表されております。

**(川口)** すべて、everything is open ということがお答えでしたが。

**(木村)** もちろん大学側には、これはすべて公開されるので、その旨は承知しておいていただきたいということは事前にお話ししてあります。

**(Abrahamsen)** すべて公表されます。NOKUTの規則では、報告書の公表には積極的な姿勢で臨むこととあり、公表活動にも力を入れています。

**(川口)** 後ろの方。どうぞ。



**(質問者 3)** 北欧の教育は評判がとてもよいのですが、世界的に見て、北欧ではそれは有名だと思うのですが、その認証評価、いわゆる大学の評価、認定に関しては、世界的に見て評判が高いとか違いというものがあるのでしょうか。要するに、今日の発表を見て、ヨーロッパ、北欧、デンマークという形で伺ったりもしたのですが、特に違いというものを感じられなかったということと、なぜ今日、北欧に焦点を当てて認証評価を私たちは聞いているのか。そのところで、認証評価システムとか、その基盤がしっかりしているのだとか、違いを教えていただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

**(川口)** 最初にちょっと一言。日本における認証評価というのとノルディックのほうでやられている評価というのは必ずしも一致しません。内容的にという意味ですが、その辺を含めてお願いします。

**(Abrahamsen)** 最初に戻ってお答えすることになりますが、私たちは、評価に関する各国の主な取り組みをご紹介するためにお招きをいただきました。今朝のプレゼンテーションで各モデルに似通った説明がありまして、違いはどこかという印象をお持ちになったと思います。Thune 博士の発表もヨーロッパ全体の見方から始まりましたが、それは北欧諸国の取り組みをEUの観点から捉える必要があるからです。

**(磯田)** 我々、行政の立場で感じることを若干お話しします。

これまでの行政のモデルは、常にアメリカかあるいはイギリスということで、高等教育政策についても同様の傾向がございました。ところが、この評価の例を取りましても、先ほどご紹介しましたようなサッチャー政権下あるいはアメリカのレーガン政権化での新自由主義的な改革にさまざまな限界があるということで、アメリカ、イギリス以外の国に目を転じて学ぶ必要があるのではないかという認識です。したがって、特にEUにおきましてはいろいろな文化と言語を持った国々がそれなりの共通の互換性のある評価システムの構築に向けて進んでおられるということで、私はもしイギリスと同じでも、それはそれでやはり我々は学ぶことがあると思いますし、違う点があれば、なぜ違っているのか、国の規模だけなのか、それとも例えば税制制度を含めたさまざまな社会構造の違いがあるのかというようなことを考えておりまして、今の率直なご疑問、そのとおりだと思いますが、その疑問も含めて私自身は学んで生きたいと思っております。

**(川口)** どうもありがとうございました。

それではほかにご質問はございますか。はい、どうぞ。

**(質問者 4)** 今日のお話の中で何回か、北欧諸国では大学での意思決定や評価の場面において学生参加が非常に実現されているということがあったと思うのですが、実際に参加さ

れる学生の代表者、そういった方々をどういう方法で選抜されたりしているのか、具体的な方法を壇上にいらっしゃる方からで結構ですので、具体的なお話を伺えればと思います。

**(Jensdottir)** アイスランドには学生組合がいくつかあり、こうした組合から指名を受けた学生が理事会メンバーになります。

**(川口)** スウェーデンとノルウェーはいかがでしょうか。

**(Wahlen)** スウェーデンも同様です。学生組合から指名を受けた学生が、大学内のさまざまな理事会、委員会に出席します。スウェーデンでは学生は学生組合に所属する義務があります。これについてはいろいろと論じられて来ましたが、学生組合と全国学生組合がこうした大きな権限を持っているのです。

**(川口)** ノルウェーはいかがでしょうか。

**(Abrahamsen)** やり方は基本的に同じですが、学生が評価活動にかかわる場合には、学生の評価者リストに名を連ねることになり、学生でいる間、幾度となく評価に携わることになります。学生でなくなれば、そのリストから除かれます。私たちはこのような優秀な学生たちの取り組み方やグループ内での役割に関して非常によい経験を得ています。

**(Thune)** デンマークというよりは、ヨーロッパ的だと思うのですが、欧州基準の一部となっている学生の参加は、私がプレゼンテーションの中でお話しした経緯の結果です。つまり、欧州基準は非常に政治性の強い学生組織を含めた欧州のパートナー間で合意しなければならないということです。しかしこれはいわば欧州基準の足下に置かれた石のようなものです。なぜなら、欧州のいくつかの機関に対し、なぜ非常に政治的な傾向にある学生組織の代表を専門家委員会に入れる必要があるのかということをお納得させるのは、大変困難だからです。

欧州各機関の主張によれば、専門家委員会が、該当する学術分野の第一線の専門家3～4人と、学生の政治的な立場をより一般的な形で強化することを目的とする学生代表1人とで構成されるような専門家委員会は持つことができないというものです。よって、私も含め、学生の役割の重要性を認識している者にとっては困難な状況になっています。いくつかの国においては、学生の指名権は自分たちにあると主張する政治的な学生組織がこの問題を複雑化させていると申し上げねばなりません。このような立場を取ることで本来の目的を果たしていないのです。

**(Tuomi)** フィンランドの大学運営の仕組みはスウェーデンやノルウェー、デンマークと

似ています。そしてノルウェーのように一部の専門グループを評価するための学生代表グループがありますが、大抵は、まず学生組合に対し代表者の推薦を依頼します。

(川口) ほかにご質問はございますか。

(質問者5) フィンランドの Tuomi 先生のおっしゃったお話で、いちばん私が感想を持った内容があるのです。それは、今までの認証評価の最小限の要件（ミニマム・リクワイアメント）を満たしているのか、いないかという評価をやるのではなくて、それもやりますが、大学を支援強化するための評価をする。つまり大学を強化するための提案を行うという評価の仕方をするとおっしゃっていました。

このやり方はこれからのノルディックの主流となっていくのでしょうかということがいちばん興味があることなのです。日本の場合は、こういうことをするとすぐにコントロールするのではないかという意見が出てきますが、積極的に大学を支援強化するための提案まで持っていくと、評価する組織がそういうことをおっしゃっていましたので非常にインプレッシブだったのですが、これはこれからのノルディックの方向かどうか、もう一回お聞きしたいのです。

(Tuomi) 私からは特にコメントすることはありませんので、他の北欧の同僚の方からお答えいただきたいと思います。

(Wahlen) 現時点では、そのような賞賛に値するような手法はありません。ただ、次の評価サイクルで、フィンランドの例にならって導入をしようと考えています。ノルウェーにも優れた大学・高等教育機関を認定するプログラムがありますので、Roger 先生にバトンタッチしたいと思います。

(Abrahamsen) 私にとっても少々難しいご質問です。私たちはCOE認定をさまざまな大学に対して行っていますが、これは基本的に優れた研究活動に基づいて判断します。つまりCOEは研究拠点ということです。とはいえ、ある特定分野のCOEが認定されれば、これは同じ分野の教育プログラムにも影響を与えるわけですから、研究活動の良い成果は関連する教育の質の向上につながります。

(Jensdottir) アイスランドでは、この質保証制度はまだ開発中です。これは将来本流になると思います。なぜなら、これは大学に私たちの行っていることを理解してもらい、協力を得るための非常に重要な一つの方法であると考えからです。私たちはフィンランドを手本に進めていますが、まだそのレベルには到達していません。

(川口) Thune 博士、コメントがありますか。

(Thune) これもまた非常に複雑な課題だと思います。イギリスでも 90 年代に Excellent から Not Acceptable まで 5 段階のレベルを設け、大学に最低基準以上の成果を上げさせようと試みました。同様のことはデンマークでも行われました。

問題は、現在多くの欧州諸国が進めている認定の制度に移行するにつれ、アメリカが長年抱えている問題に直面することになるということです。ハーバード、エール、スタンフォードといったエリート大学が認定を受けた機関であることが分かるまでに時間がかかるのは、彼らがそれに関心がないからです。ハーバード大学にとっては、彼らより低いレベルの大学と同じ最低基準に照らして認定されることにどういう意味があるのでしょうか。彼らの観点からすればそれは重要性の低いものです。私が思いますに、「最低基準」が認定をめぐる大きな争点かつ問題といってよいでしょう。

認定における最大の問題点は、最低基準の遵守が優秀な大学にとっては動機を高めることではないということだと思います。

基準に照らして認定をする、大学やプログラムが最低基準を満たしているかを判断する、評価や監査などあらゆる手法を駆使する——いずれにせよ、この基本的な問題から逃れることはできないと思います。これも国の制度の中で、認定にどのようなウエイト、優先度を置くかを判断する際の一つの基準として受け止めなければなりません。

認定はアカウンタビリティに重きを置いており、最低基準に基づくものです。もし良い大学、良いプログラムであっても、認定プロセスの過程で彼らの優れた点や将来性が証明されなかったら、彼らの意欲は削がれてしまいます。これはどの国においても一般的な経験ではないかと思います。

(川口) 大学関係の方々が多かったと思いますが、この会場には大学関係以外の方、例えば高等専門学校の方、あるいはその評価機関の方はいらっしゃいますが、大学以外の方で何かご質問はございますか。ぜひご質問をいただければと思いますが、どうぞ。

(質問者 6) 大変興味深いシンポジウムで、今後の我々の教育改革に資するものと思っております。

一つ北欧の体験でお聞きしたいのは、企業側がこの認証評価をどのように評価しているのかということです。我々の目から見ますと、日本の場合には必ずしも企業の方々がこの認証評価を評価されているようには見えないので、その辺のご経験、現状をお聞かせいただければと思います。

(Abrahamsen) 企業側の評価に関してはそれほど長い経験を持っていないのですが、推測も含めてお答えいたします。数年のうちに私たちの評価活動に関する情報が企業側に広

まると、彼らは評価内容を重視するようになり、企業と大学とのコミュニケーションが促進されます。そして賢明な企業であれば、報告に書かれた良い面、悪い面双方に注目し、改善に向けた支援を大学に対して行うことも考えられます。例えば、ある分野のカリキュラムについて企業側からの意見を得ることは大学にとっても歓迎すべきことです。このように産業界、社会から特定の分野の質をどう強化していけばよいのかフィードバックを得ることができます。

**(Wahlen)** スウェーデン高等教育庁の理事会には、産業界から少なくとも2名の代表者がいます。実際、会長は産業界出身で、この人物を通じて各専門家委員会には著名な人々が名を連ねています。こうした人々は、プログラム評価や監査にも関わり、次のサイクルでも監査に参加することになります。

会長の関心度は高く、北欧諸国の大企業の友人らに情報を伝えられる立場にある人物として、触媒的な役割も果たしています。

**(川口)** 時間がまいりましたが、最後、これを聞かなければ帰れないというご質問があれば、最後に一つだけ出していただければと思いますが、ございませんでしょうか。

**(質問者7)** 一点だけ簡単な質問をします。

日本の場合、受益者負担という考え方が学費に関して非常に根強くあるわけです。日本の場合は、受益者というと学生本人あるいはその家族ということになるのですが、ノルディックの場合に、受益者負担という考え方がそもそもあるのかどうか。なければ、学費に関してどういう考え方をお持ちなのか、この一点だけお聞かせ願いたいと思います。

**(Wahlen)** 北欧諸国では、一部の私立を除いて、すべての高等教育機関の授業料は無料です。

**(Jensdottir)** アイスランドには3つの私立校がありますが、これらの大学は授業料を課してもよいことになっており、実際に徴収しています。一方、学生ローンというのがあり、授業料のローンを受けた学生は、卒業から数年後、給料を得るようになってから返済します。

**(川口)** ほかにコメントはありますか。

それではちょっと予定を過ぎましたが、幸いにこの午前中の講演に対する質問を含めて、いろいろとご意見をいただきましてどうもありがとうございました。主催者を代表してお礼を申し上げたいと思います。

それでは、これでこのセッションを終わりにしたいと思います。司会のほうにバトンを

渡します。

**（加藤）** パネリストの皆様、川口理事、どうもありがとうございました。

日本ーノルディック公開シンポジウム  
大学評価をどう活かすか  
ー北欧の成功から学ぶー

## まとめ及び閉会挨拶

---

川口 昭彦 大学評価・学位授与機構 理事





(加藤) それではプログラムの最後になりますが、当機構の川口理事より本日のシンポジウムのまとめ、ならびに閉会のご挨拶を申し上げたいと思います。

(川口) ただいまご紹介いただきました川口です。引き続きご挨拶をさせていただきたく存じます。

本日は、「日本—ノルディック公開シンポジウム『大学評価をどう活かすか—北欧の成功から学ぶ—』」ということで、シンポジウムを開催させていただきました。おかげさまで、昨日までの天候とは打って変わって、非常によい天気にも恵まれまして終了させていただきましたことを大変ありがたく、ご挨拶申し上げたいと思います。

本日はお忙しい中にこの会場においでいただきまして、多数の皆さんにおかれましては、長時間にわたりまして活発なご議論をいただきました。特に先ほどもお断りしましたが、ご質問の時間がなかなか取れなくて、最後にだいぶご質問をいただきましたので、多少は留飲を下げていただいたかなと思っておりますが、そのことも含めて感謝申し上げたいと思います。

特に本日のシンポジウムにご登壇いただきました Thune 先生をはじめパネリストの皆様におかれましては、非常に多忙なところにもかかわらず、事前の準備を含めまして多大なご理解とご協力をいただきましたことを厚く御礼申し上げたいと思います。どうもありがとうございました。

さて、本日のシンポジウムにおきまして、日本の高等教育機関の評価、あるいはその評価による改善の問題、社会に対するアカウンタビリティの問題、ここに焦点を当ててご議論させていただいたわけですが、皆様、どういうご感想をお持ちになったのでしょうか。私どもの日本の大学評価がどのようにこれから進むべきなのか、あるいはその評価結果をどのように活かすべきか、多少はおぼろげながら見えてきたのではないかと考えております。

我が国の高等教育機関における質の保証、この先導的な役割を果たすという意味においても、今後、私どもが標榜しております評価文化の展開がどのようにいくべきかということを考えるうえでも、今回のシンポジウムは大変貴重な機会になったのではないかと思います。先ほど申し上げましたように、ノルディック諸国は我々よりも5～10年長い経験を持っているというところもあって、今回こういうシンポジウムを開催させていただいたわけです。

まことに私事になって申し訳ございませんが、私がちょうど30年ほど前にハーバード大学に留学していた当時、近くにスウェーデンから来られたご家族がいらっしゃいました。そのご家族と親しくさせていただいて、お互いに家に行っているいろいろなざっくばらんな話をしましたが、その内容を実は私は今、鮮明に覚えております。アメリカ合衆国に我々はちょうどいたわけですから、例えば日本からアメリカ合衆国を見る場合、スウェーデンから日本を見る場合、その話をしていると、日本とスウェーデンというのは文化も地理的にも非常に遠いところにあるのですが、アメリカをどう見ているかということを見ますと、

非常に似通っていると感じました。

そういう意味で、今回、ノルディック・カントリーというのはいろいろな意味で面白いのではないかと、評価も随分おやりだというインフォメーションがありましたので、面白いのではないかとということで、昨年から5か国を訪問させていただき、今年は午前中お話が出ましたNOQAのアニユアル・ミーティングにオブザーバーとして出席させていただいて、非常に共通点があるのではないかと思います。先ほど会場からもどこが違うのかというご質問がありましたが、確かに内容的には非常に似ております。

ただ、先ほどお話ししましたように、違うところもあり、評価の結果をさらに次に活用しているという意味では、我々日本はこれから学ばなければいけないのではないかとということを感じた次第です。ですから、遠く離れていて、文化も違う、教育制度も違うのですが、評価ということを考えてみると、非常に共通な部分があるのではないかとということを感じました。そのことを最後のまとめとしてお話しさせていただき、それぞれ皆さん、お帰りになってお考えいただければと思います。

今回のシンポジウムのきっかけとなりましたこととして、私どもの機構の評価事業における今後の展開というものを考えるうえで、今申し上げましたように、北欧が大きなヒントになるのではないかとということを感じて、やらせていただきました。これをきっかけとして、さらにこれから情報交換、お互いに経験をシェアするということがこれから重要ではないかということを感じました。

こういうわけで、私どもは今まで北欧5か国の方々とのおつきあいは、かれこれ3年になろうとしていますが、今後北欧に代表される欧州圏での質保証の取り組みの進展を注視して、いかにそれが重要なのか、また我々の立場から、アジア圏でどのような質保証を行い、よりよい知的な社会に貢献することができるかということを考える良いチャンスではなかったかと考えています。

しかしながら、今回のシンポジウムはきっかけの一つにすぎません。今後ともそれぞれの地域や国、社会、あるいは国境を越えたステークホルダーに対してよりよい地域社会を提供するための活動をそれぞれ協働して取り組んでいくということが重要であろうと思いますし、両地域あるいは関係国が継続的な協力関係を持っていくことが大切であると確信している次第です。

このような意味で、これは私の勝手な意見かもしれませんが、今申し上げましたように、非常に類似したバックボーンを持っている両地域が高等教育分野で手を取り合って連携を進めていくということは非常に有意義であると思っていますし、今回のこのシンポジウムが両地域の友好を促進し、今後の両地域の高等教育分野の発展に資することになれば、私どもこのシンポジウムを企画した者として望外の喜びです。

さて、今後私ども機構の営業活動をさせていただきたいと思います。機構ではちょうど2か月先、11月末に今度は中国の大学評価関係者をお招きして、同じようなシンポジウムの開催を既に計画しております。これは昨年度から当機構では、『シリーズ「アジアに

おける大学評価』』と題しまして、アジア地域の高等教育の質保証の問題をアジアという枠組みで少し話し合ってみたいということで、昨年は「台湾における大学評価」ということでシンポジウムを開催させていただきました。今年は第2回として中国との交流を深めたいと考えています。

次回は、中国における高等教育の質保証についての講演会を実施しますが、今後は国内のみならず、あるいは中国のみならず、アジア地域の先導的な高等教育の質の保証機関としての一翼を私ども機構は担いたいと強く考えておりますので、ぜひ皆様のご協力とご理解をいただければ幸いです。よろしくお願い申し上げます。

最後に、もう一度お礼を申し上げたいと思います。本日、ご講演いただきました北欧5か国の皆様、日本の高等教育関係者の皆様、この会場にお越しいただきました皆様に心から御礼を申し上げまして、私の挨拶にさせていただきたいと思います。本日はどうもありがとうございました。

**（加藤）** 本日は、「日本—ノルディック公開シンポジウム『大学評価をどう活かすか—北欧の成功から学ぶ—』」にご参加いただきまして、誠にありがとうございました。以上をもちまして本シンポジウムのプログラムは全て終了しました。どうもご参加ありがとうございました。

なお、お帰りに際しまして、アンケートにご協力いただきますようお願い申し上げます。ご記入いただきましたアンケートは出口でスタッフが回収させていただきたいと思います。また、同時通訳のレシーバーについてはお席に置いたままご退出いただければと思います。なお、本日のシンポジウムのレセプションを用意しております。2階のレセプションホールにおきまして5時15分より開催したいと思っております。会場の皆様方もぜひご参加いただければと考えております。レセプションに参加されずにお帰りになる方につきましては、お忘れ物なきようよろしくお願い致します。

本日は長い間どうもご清聴ありがとうございました。



## 配布資料〔日本語訳版〕

---

- \* P. 111～124 「ヨーロッパで大学評価に何が起こっているか」  
Christian Thune Executive Director, EVA, Denmark
- \* P. 125～128 「北欧の成功－フィンランドの事例」  
Ossi Tuomi Secretary General, FINHEEC, Finland
- \* P. 129～136 「教育と研究の改善に向けたアイスランドにおける高等教育の評価」  
Solrun Jensdottir Director, Department of Education, Ministry of Education, Science and Culture, Iceland
- \* P. 137～143 「高等教育における質保証－ノルウェーの方法」  
Tove Blytt Holmen Deputy Director General, NOKUT, Norway
- \* P. 144～151 「北欧の成功－スウェーデンの事例」  
Staffan Wahlen Senior Advisor, National Agency for Higher Education, Sweden
- \* P. 152～159 「教育研究の質の改善に対して大学評価をどう活かすのか」  
梶山 千里 九州大学総長・国立大学協会副会長
- \* P. 160～172 「私立大学の視点から捉えた大学評価について」  
工藤 教和 慶應義塾常任理事
- \* P. 173～183 「高専（高等専門学校）における評価の活用」  
河村 潤子 国立高等専門学校機構理事
- \* P. 184～193 「大学評価の社会への貢献：ノルウェーにおける大学評価」  
Roger K. Abrahamsen Professor of UMB, Chair of NOKUT's Board, Norway



# ヨーロッパで大学評価に 何が起こっているか

日本－ノルディック公開シンポジウム：  
大学評価をどう活かすか－北欧の成功から学ぶ

国連大学  
2006年9月28日

Christian Thune  
Executive director of the Danish Evaluation Institute

1

## 講演内容

- 高等教育の質保証におけるヨーロッパの協力(ENQA)
- 北欧の質保証機関間の協力(NOQA)
- デンマークにおける高等教育の質保証(EVA)

2

## ヨーロッパの成功に関わる1992年当時の状況（1）

プラス面：

- ・ 評価機関は通例、政府が主導して設置
- ・ 方法とプロセスの選択では機関に自主性
- ・ 4段階モデルを普遍的に採用（独立機関、自己評価、専門家による訪問調査、報告書）
- ・ 各国の制度における周期的な活動
- ・ 機関のネットワーク作りに前向きな姿勢
- ・ 欧州委員会からの強力な後押し
- ・ 1994～95年に欧州パイロットプロジェクト実施

3

## ヨーロッパの成功に関わる1992年当時の状況（2）

マイナス面：

- ・ 各国アプローチの不統一（目標と方法）
  - ・ 西ヨーロッパ：改善志向の評価
  - ・ 中央・東ヨーロッパ：アカウンタビリティ重視の認定
- ・ 専門能力の育成における大きな相違
- ・ 言語や用語の問題
- ・ 大学全体が抱く猜疑心と不信感

4



## 2002年までのヨーロッパの質保証戦略

欧州各国ほぼすべてが評価機関を設立

EVAによるENQAに関する調査で5大アプローチを特定

- プログラムの認定 (accreditation)
- プログラム別評価 (evaluation)
- 機関別監査 (audit)
- 機関別評価
- 機関の認定

5

## ボローニャ・プロセス——挑戦と促進

1999年 ボローニャ — 2001年 プラハ — 2005年 ベルリン  
— 2007年 ロンドン

- 重要テーマ: 欧州高等教育の透明性、適合性、比較可能性、弾力性
- 高等教育の質保証の重点化
- 主要ステークホルダー: 大学、学生、教員、雇用主、社会

6

## ENQA

- 欧州高等教育質保証協会 (European Association for Quality Assurance in Higher Education) の略称
- 1999年設立
- 現在、42機関が加盟
- 第一の目的: 知識とベストプラクティスの共有と普及
- 第二の (重要性増大) の目的: 政治的役割の遂行

7

## 欧州基準に関するENQA報告書

「欧州高等教育圏における質保証基準及びガイドライン」

- 2005年5月のベルゲン教育大臣会合で提出
- ENQAメンバーおよびパートナー機関による全面的承認
- 欧州の教育大臣に採択された基準とガイドライン

8

## 結論と提言

- 内部および外部質保証ならびに外部質保証機関に関する、合意された欧州基準
- 同基準は高等教育機関と質保証機関にとって、共通の基準点
- 欧州の質保証機関に対し5年以内ごとの評価を義務化
- 欧州の質保証機関の登録簿を作成予定

9

## 高等教育に関する基準

**範囲:** 欧州基準は高等教育機関の内部および外部の質保証を扱っている。

**対象:** 同基準は、ボローニャ・プロセス参加国の全高等教育機関に適用される。

**目的:**

- 欧州高等教育圏の学生が受けられる高等教育を改善する
- 高等教育機関自身による質の管理と向上を支援する
- 質保証機関自身の業務の基礎を築く

10

## 内部質保証の基準

- 質保証の方針と手順
- プログラムや授与学位の承認、モニタリング、定期的な見直し
- 学生の評価
- 教員の質保証
- 学習資源と学生サポート
- 情報システム
- 情報公開

11

## 外部質保証に関する基準

- 内部質保証の手順を使用
- 外部質保証プロセスの開発
- 評価の判定基準
- 目的に適合したプロセス
- 報告
- フォローアップ手順
- 定期的な見直し
- システム全体の分析

12

## 外部質保証機関に関する基準

**背景:** 欧州の外部質保証機関および欧州以外の機関の増加

**ターゲットグループ:** ボローニャ・プロセス参加国で活動する外部質保証機関

**目的:** 質保証機関の専門性、信頼性、完全性を、見えやすくして透明性、同等性を高める

13

## 外部質保証機関に関する基準

- 高等教育に関する外部質保証の手順を使用
- 公式の地位・資格
- 活動
- 資源
- 使命の公開
- 独立性
- 質保証機関が使用する外部質保証の基準とプロセス
- アカウンタビリティの枠組

14

## 欧州の質保証機関の登録簿

- ベルゲン会合での負託
- 目的
- 利用者
- 範囲
- 欧州登録簿委員会
- スケジュール

15

## 成功のための主要課題

- 政府、高等教育機関、質保証機関の欧州基準実施に対する意欲
- 中心的原理としての国の補完性と欧州の構造全体とのバランス
- 各国政府、質保証機関、高等教育機関、学生、その他のステークホルダー間で異なる利害や目標
- 登録簿が専門的な手段ではなく政治手段となる恐れ

16

## 北欧高等教育質保証ネットワーク(NOQA)

- 1992年から年1回会合
- 2003年に正式に発足
- ENQA下の地域ネットワーク
- 公式化の度合いは低い
- 北欧の政治プロセスとの結びつきは弱い

17

## 北欧ネットワークのポイント

### プラス面:

- 全機関が国の機関で政府主導
- 北欧諸国間での協力にあたり、文化と伝統が共通
- 大学は概して質保証に前向き
- スカンジナビア言語の共通性
- アカウンタビリティと改善志向アプローチの組み合わせ
- 共通方法: 評価－監査－認定

### マイナス面:

- 依然として質保証機関の体制作りに対する北欧各国政府による個別のアプローチ

18

## 北欧質保証機関の質保証に関する主な方法

### 評価

- インプット、アウトプット、プロセスを重視した、プログラムや高等教育機関の質の判断

### 監査

- 大学の質文化と内部保証に関する評価

### 認証

- 高等教育機関やプログラムが事前に定められた基準をどの程度満たしているかどうかの評価。結果は順守に関してイエスかノーかを正式に判断

19

## NOQAの活動

- 年次会合
- 年次合同プロジェクト2001～06:
  - 「北欧高等教育における質保証——認定と同等の活動」
  - 「質保証機関の相互認証方法」
  - 「北欧高等教育の質保証への学生の参加」
  - 「北欧高等教育における質に関わる計画的な活動」
  - 「北欧の観点から見た欧州基準とガイドライン」
  - 「考え方と手法としての監査」

20



## NOQAの成果

- スタッフの交流
- 外部専門家の協議・情報交換機関としての役割
- ENQAへの共同報告
- ENQAの発展と政策への多大な貢献

21

## NOQAの更なる成功に向けた課題

- 欧州協力という状況の中で北欧の要素を維持する。
- 北欧の協力強化と調和を目指す一方で、教育と質保証システムの政策における各国間の相違を認識し、これらのバランスを図る。

22

## デンマークの高等教育機関の外部質保証

1992～99 デンマーク評価センター: 高等教育におけるプログラム別・分野別の本格的な評価

1999 デンマーク評価機構(EVA)

- 議会の決定によって設立
- 幼児教育から大学に至る教育制度全体が対象
- 教育省に属する独立した機関
- 主導権を持つ理事会
- 職員数75名

23

## EVAの目的と職務

- 教育方法の開発と改良
- 体系的な評価による教育と指導の質の開発および可視化
- 公的諸機関および教育機関に対する助言と協力
- 国の知識基盤として、教育評価に関する国内外の経験を収集

24

## 第1フェーズ: 2000～2003

- 評価センターが実施した高等機関のプログラム別評価を抽出し検証
- テーマ別評価
- 教育制度(初・中・高等)全体にわたる評価
- 国際比較
- 国際的なベンチマーキング
- 監査
- 認定
- 収益活動

25

## 第2フェーズ: 2004～2006

- 大学機関別の監査(12校)
  - 国内／北欧の委員会から国際的な委員会へ移行
  - 自由な形式から欧州基準に基づく形式へ移行
- 大学のプログラムの選択的で基準に基づく評価
- 高等教育の中期プログラムの認定
  - プログラム別(70機関における20プログラム)
  - 機関別(18)

26

## デンマークの成功に向けた主要課題

- 広範囲に及ぶ任務の管理（対象範囲の問題）
- 改善とアカウントビリティとのバランス
- 教育機関レベルとプログラムレベルのバランス
- 教育省と科学省との官僚的な対立の打開
- 収益活動の増強
- メディア、政府当局、教育機関それぞれに対する情報戦略の策定
- 欧州基準の遵守の継続

27

## 関連リンク ー詳細情報

- [www.enqa.net](http://www.enqa.net)
- [www.noqa.net](http://www.noqa.net)
- [www.eva.dk](http://www.eva.dk)

28



日本－ノルディック公開シンポジウム：  
大学評価をどう活かすか  
2006年9月28日・東京

「北欧の成功」－フィンランドの事例

Ossi Tuomi  
Secretary General  
FINHEEC  
[www.kka.fi](http://www.kka.fi)

Korkeakoulujen arviointineuvosto – Rådet för utvärdering av högskolorna – The Finnish Higher Education Evaluation Council (FINHEEC)



## FINHEECが行う評価

- 機関別評価（質の監査）
- プログラム別評価
- 教育方針とその他のテーマ別評価
- COEに重点を置いた評価（優良な高等教育機関には教育省から追加資金を助成）
- 専門コースの評価と認定

Korkeakoulujen arviointineuvosto – Rådet för utvärdering av högskolorna – The Finnish Higher Education Evaluation Council (FINHEEC)

2



## FINHEECの運営の前提である 向上指向型評価(1)

- FINHEECが計画する評価の目的は、高等教育機関の教育の改善に向けた努力を支援することである(向上指向型評価)
- 高等教育機関が自らの活動を展開する上で活用できる情報を提供することを目指す
- もう一つの目標は、高等教育機関の評価で明らかになったグッドプラクティスを、共有し普及させることである
- 最低基準を確保するものではなく、ランキングでもない
- 報告書の公表を通じ、教育省やステークホルダーに対し高等教育機関の質と質保証に関する情報を提供する
- 報告書には将来の発展に必要な提言が盛り込まれる
- 高等教育機関には評価結果を活用したり応用する最終的な責任がある



## FINHEEC運営の前提である 向上指向型評価(2)

- 高等教育機関との対話を基本とする
- 高等教育機関は評価方針および評価基準に対する、発言権を持つ
- 評価に対する高等教育機関の信頼を確保する
- 高等教育機関の自律性を尊重する
- ピアレビュー(高等教育機関および社会人から選ばれた外部評価者)
- 学生の関与



## FINHEECの監査モデル

- 監査マニュアルに記載された監査モデル  
[http://www.kka.fi/pdf/julkaisut/KKA\\_406.pdf](http://www.kka.fi/pdf/julkaisut/KKA_406.pdf)
  - フィンランドの高等教育機関の伝統に適合
  - 高等教育機関の自律性を尊重
  - 向上指向型の原則に適合
  - 国際基準に照らして妥当性と信頼性をもつ
  - 欧州の発展とその多様な特質によって課された要件を満たす
- 高等教育機関が、質保証の向上と方法の選択・実施に対する責任を自ら負うことを大前提とする
- とはいえ、高等教育機関の質保証は、監査マニュアルに定められた一定の要件を満たしていなければならない



## 評価の効果(1)

- フォローアップ評価、アンケート、フォローアップセミナー
- 教育省は目標と成果に関する高等教育機関との話し合いにおいて、評価報告書を活用
- 高等教育機関の戦略的取り組み、教職員会合、教職員および学生のための合同セミナーで評価結果を活用
- 提言は概して有用という結果
- 効果の証明は困難:
  - 他の要素や要因の介在
  - FINHEECは高等教育機関の構造的発展、学部、学科、学位プログラムの改廃に関して決定権を持たない。



## 評価の効果(2) 例

### COE(指導と学習、地域的影響、成人教育)

- 教員の教授スキルの向上
- 体系的な教員研修
- 高等教育機関における教授法向上のためのユニット
- 地位
- 資金追加
- 地域発展への関心の増大
- 生涯学習への注目
- 質の監査: 教育的政策および欧州基準実施のためのツール
- → 前向きでやりがいの持てるガイダンス方法が有効である





# 教育と研究の改善を目指した アイスランドにおける高等教育の評価

Sólrún Jensdóttir  
Director Department of Education  
Ministry of Education, Science and Culture

1



## 内容：

1. アイスランドについて
2. 高等教育の制度について
3. 質保証の発展について
4. ボローニャ・プロセス
5. OECDの高等教育に関するテーマ別評価
6. 高等教育に関する新しい法律
  - 認定
  - 資格枠組み
  - 質保証
  - 内部・外部保証
7. 今後の展望――結論

2



## アイスランドについて

- 北大西洋にある火山島
- 言語はアイスランド語
- 面積103,000平方キロメートル、人口300,000 人
- 人口密度2.8人(1平方キロメートル当たり)
- 平均寿命: 男性79才、女性83才
- 一人当たりGDPは世界第7位
- 2004年の産業: サービス部門71.2%、工業22.4%、農業3.4%、漁業3%

3



## 高等教育制度

- 1911年に最初の大学が設立
- 7つの高等教育機関――公立4校、私立3校
- 学生数が増加  
1996年－9,564人、 2004年－16,068人
- 1997年に法的枠組み策定
- 自律性の増大
- 私立機関の法的根拠を確保

4



## 質保証の発展

国際協力、ENQA・NOQAへの加盟

最初の規定

教育科学文化省が監督

内部・外部評価に関する規則

目的:

- 指導法の質の向上
- 組織の整備
- 責任の強化
- 国際競争力の確保

教育機関は質保証制度を設置

制度の内容を公開

5



## 外部質保証

- 専門の機関は設けていない
- 3～6名の専門家グループによるピアレビュー
- 自己評価報告
- 専門家によるピアレビュー結果の公開報告とそれに対する教育機関の対応を発表
- 外部質評価は多様な複数のユニットを対象にできる

6



## ボローニャ・プロセス

- アイスランドは1999年のボローニャ宣言に署名
- 円滑な導入
- 質保証を重視
- 欧州基準及びガイドライン
- 国としての資格枠組み

7



## OECDテーマ別評価

- 24カ国が参加
- 日本、アイスランドも参加
- 2005年に専門家チームが視察
- 2006年8月22日に報告書を公表
- 質保証についての指摘
- 認定メカニズムの欠落
- 研究に関する質保証制度の欠如

8



## 高等教育に関する新法

- 2006年7月1日施行
- システムの強化――質の向上
- 国際競争力
- 高等教育機関の認定

9



## 認定基準

- 役割と方針の策定
- 運営組織
- 教育・研究体制
- 教職員の資格要件
- 入学資格、学生の権利と義務
- 指導・学習環境
- 内部質保証制度
- 国の資格枠組み――学習成果
- 財政基盤

10



## 認定プロセス

- 教育科学文化大臣への申請
- 専門分野の認定(フラスカティ)
  - 自然科学
  - 工学
  - 医学
  - 農学
  - 社会科学
  - 人文科学
- 独立した専門家の委員会
- 要件を満たしていない場合は、認定取り消し

11



## 国の資格枠組み

- 教育科学文化大臣が策定
- 欧州高等教育圏における資格枠組みを基礎
- 2003年ベルゲンで教育大臣が承認
- 学位に関する体系的な説明
- 学習成果
- アイスランド語と英語で策定

12



## 教育研究の質保証

- ENQAの基準及びガイドラインを基礎
- 研究については特別のプロセス
- 目標
  - 認定のための必要条件を確実に満たす
  - 資格枠組みの尊重
  - 質の向上
  - 責任の強化
  - 国際競争力の確保

13



## 内部・外部評価

- 定期的実施
- 高等教育機関と教育科学文化省に責任
- 教職員と学生の積極的な参加
- 外部評価に関する3カ年計画
- 実施の管理――評価分析局
- 独立機関が実施
- 国内外の専門家

14



## 今後の展望――まとめ

- 2008年半ばまでに全高等教育機関の認定を完了
- 外部評価の規則は準備中
- 急速な変化への対応
- 一定の成果
- 質保証における取り組みの強化

15



## 今後の展望――まとめ

- 新法の完全な履行によって、アイスランドの高等教育機関の位置づけと競争力は欧州でも世界的にも高められるだろう。

16



## 高等教育における質保証 ーノルウェーの方法

Tove Blytt Holmen

## ノルウェーの高等教育機関

- 42の国立機関(総合大学6校、単科大学5校、ユニバーシティ・カレッジ25校、美術学校2校、士官学校2校)。学生の70%は国立大学に通学。授業料の徴収は認められていない。
- 20の私立機関があり、国から助成金を受けている(単科大学1校、総合大学1校、未認定機関18校)。学生の30%は私立の高等教育機関に通学。授業料が徴収される。

## 高等教育の質の改革

- 高等教育機関のガバナンス体制の変革
- 自律性の強化
- 新たな資金の枠組
- ノルウェー教育質保証機関（NOKUT）
- 新しい学位体系
- 学生指導、評価、アセスメントに関する新たな形態
- 学生向けの新たな財政援助
- 国際化

13

## 高等教育機関のガバナンス体制

- 各国立高等教育機関の理事会は11名のメンバーで構成され、教員代表4名、専門および運営スタッフ代表1名、学生代表2名、教育研究省が指名した外部メンバー4名で構成される。
- 学生代表は少なくとも議席の20%、すなわち少なくとも2議席を占めるものとし、これはあらゆる執行組織に適用される。
- 私立の高等教育機関については、理事会は最低5名で構成され、学生と職員からの代表を含むものとする。理事会のメンバー数が10名以上の場合、学生および職員を代表するグループは、少なくとも2議席を有する。

14

## 高等教育機関の自律性

|    | 総合大学 | 単科大学 | 認定ユニバーシティ・カレッジ | 未認定機関 |
|----|------|------|----------------|-------|
| 博士 |      |      |                |       |
| 修士 |      |      |                |       |
| 学士 |      |      |                |       |



あらゆる学習プログラム(学士、修士、博士)を設置する権限をもつ



権限が限定されている。認定と教育研究省の最終決定を受けなければ学習プログラムを提供できない

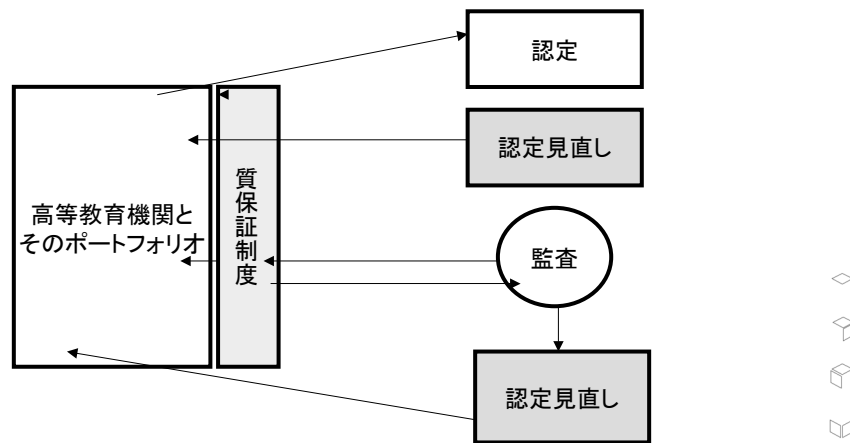
| 5

## NOKUT ー 負託事項

- 高等教育機関の質保証制度の評価(機関別監査)
- 高等教育機関の設置認定
- 新規プログラムの設置認定
- 認定の見直し
- 向上指向型の評価
- 短期、職業教育の承認(第三次教育といわれるが高等教育には含まれない)
- 外国での教育に対する認定

| 6

## 質保証に関するノルウェーのモデル



17

## 紆余曲折を経て得た成果

- NOKUTと教育研究省の役割分担：NOKUTは信頼性のある独立した教育評価を実施。教育研究省も当事者として政治的な役割を担う。
- 教育研究省は法律の権限を超えてNOKUTに指示したり、NOKUTの認定判定を覆すことはできない。
- 質保証制度の構築や基準設定の際、高等教育機関の意見が取り入れられた。
- NOKUTは、実施した評価結果をすべて公開し、公的に認知されるよう努める。

18

## 質に問題が生じた場合

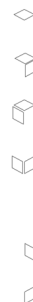
- ある教育機関が認定の条件をもはや満たしていないとNOKUTが判断した場合、機関には必要な策を講じる猶予期間が与えられる。
- NOKUTの学習プログラムに対する認定取り消しの決定が教育機関と教育研究省に送達される。当該機関はその学習プログラムをすぐに廃止しなければならない。



| 9

## 不服申し立て

- 外部委員会による判定以外のNOKUTの決定については、教育研究省が任命した委員会に不服を申し立てることができる。



| 10

## プログラムの認定基準

「大学およびユニバーシティ・カレッジは、第一線の研究、学術、芸術活動と経験的知識に基づく高等教育を実施することにより、本法律の目的を促進するものとする」

- カリキュラム
- スタッフ
- 国際化
- インフラ
- 質保証



| 11

## 基準

- 細部まで規定されているが、質的判断については専門家に決定の余地が残されている。
- すべての基準がある一定の最低のレベルに達していなければならない。



| 12

## 質の改革

改革の主な理由は2つ

- 高等教育・研究の質の向上
- ボローニャ・プロセスとノルウェーとしての義務の履行

関係者（高等教育機関、NOKUT、教育研究省）の長年にわたる協力が正しい方向に向かっていることを示している



# 北欧の成功ースウェーデンの事例

Staffan Wahlén  
Swedish National Agency for  
Higher Education

Japan - Nordic Symposium

1

## 背景

- 約34万人の学部生
- 約2万5,000人の大学院生
- 14校の国立大学
- 3校の半私立高等教育機関
- 22校の単科大学(芸術大学7校を含む)

Japan - Nordic Symposium

2



## 学位制度

- 3年間の学士課程
- 1年間の修士課程
- 4年間の博士課程
- ボローニャ・プロセスは3-2-3制  
(スウェーデンでは3-1-4制)

## 目的

- 保証(管理、認定)
  - ー 高等教育の成長、50%の目標
- 向上
- 情報提供
  - ー ランキングは含まれない

## 基本要素

- 認定(1992～)
- 機関の質監査(1995～2002)
- 分野別・プログラム別評価(2001～)
- テーマ別評価

## 認定

- 修士課程を対象とした認定(ボローニャ・プロセスの修士課程も含む)
- 専門職学位を対象とした認定
- 総合大学へ昇格するための認定

## 高等教育機関の質監査

- 目標－向上
- 機関の質活動の評価
- 自己評価－ピア・レビュー－訪問調査－  
報告書の公表－フォローアップ

## 質監査(2)

- 検討対象(重点項目)
  - － 学術的なリーダーシップ
  - － ステークホルダーとの協力関係
  - － 教職員の積極的な関与
  - － 質活動の一体化
  - － 評価・フォローアップ活動
  - － 国際化
  - － 男女平等

## 分野別・プログラム別評価

- 学位授与につながる専門分野・プログラムの評価（およそ1,700件の評価）
- 6年サイクル
- ピア・レビューによる訪問調査、報告書の公開、フィードバック、フォローアップ（専門家約900人が参加）
- 高等教育庁による決定（「認定」）

## 分野別・プログラム別評価（2）

- 検討対象
  - 必要条件  
（教員資源、教員の資質、図書館、研究室、等）
  - 目的と組織
  - 指導法と試験方法
  - 論文
  - 修了率

## テーマ別質監査

大学の以下に関する取り組みを対象とする

- 国際化
- 社会との協力関係
- 学生の影響力
- 男女平等
- 学生支援

## 特徴

- 評価委員として学生が参加(博士課程の学生を含む)
- 専門分野とプログラムの全体像把握
- 是正措置
- 博士課程プログラムも対象
- 体系的なフォローアップ

## 質監査の効果

- 大学のリーダーシップと質保証戦略の向上
- 学生の影響力の強化
- ステークホルダー（業界、雇用者、等）との協力関係の改善
- 質活動に与えた実際の効果を測定するのは困難

## プログラム別・分野別評価の効果

- プログラム全体の約10パーセントが問題を指摘されたが、実際に中止されたものはひとつだけ
- スタッフ・ディベロップメントの発展、教員の資質向上
- さらなる協力、専門化、資源の集中化
- 教員養成教育――高等教育省令の改正、組織・教員体制の再編、シラバス・教材・試験方法の改革

## 質保証機関自らの訓練

- 機関の活動自体の質保証：
  - 継続的な内部のモニタリング
  - 年に1度の分析報告
  - 多様な関係者からのフィードバック
  - 外部のモニタリングと評価

## 新しいモデル

- 高等教育機関の内部質保証体制と強化
- モニタリングのデータに基づく少数の分野別・プログラム別評価
- テーマ別評価(学習指導法、等)
- 指導と学習における優れた取り組み
- 学位授与権の見直し

# 教育・研究の質の改善に対して 大学評価をどう活かすのか

梶山千里  
九州大学総長  
国立大学協会副会長

1

## 概要

1. 国立大学法人にとっての大学評価
2. 九州大学の経験(取組み事例)
3. 教育・研究の質に関する大学評価への提案

2



## 1. 国立大学法人にとっての大学評価

### 1) 大学の新たな課題と競争的環境

- 知識基盤社会：
  - 大学役割の変化と大学に対する社会的ニーズの多様化
- ユニバーサル段階を迎えた高等教育：
  - 大学進学率の上昇
- 大学財政の効率化：
  - 予算削減と職員削減

3

## 1. 国立大学法人にとっての大学評価

### 2) 大学に求められている対応

- 大学機能の多様化
- 高等教育の質保証と日本の大学の国際的通用性の確保の必要性
- 効率的且つ安定した大学運営

4

## 1. 国立大学法人にとっての大学評価

### 3) 国立大学の構造改革: 国立大学から国立大学法人へ

- 中期計画の策定とその評価
- 学長のリーダーシップによる大学運営
- 大学における教育・研究の強化: 世界水準の研究・教育拠点形成の支援を目標に定めた、21世紀COEプログラム

5

## 1. 国立大学法人にとっての大学評価

### 4) 第1章の部分的結論

#### 大学

- 適切な自己評価の実施
- 評価制度の活用
- 独自の教育研究活動の強化

説明責任と改善

6

## 2. 九州大学の経験(取組み事例)

### 1) 姿勢の変化



- 評価を通じて、教職員が教育研究目標の重要性を再認識
- 目標の実現と質保証のために、自己評価の仕組みを確立

7

## 2. 九州大学の経験(取組み事例)

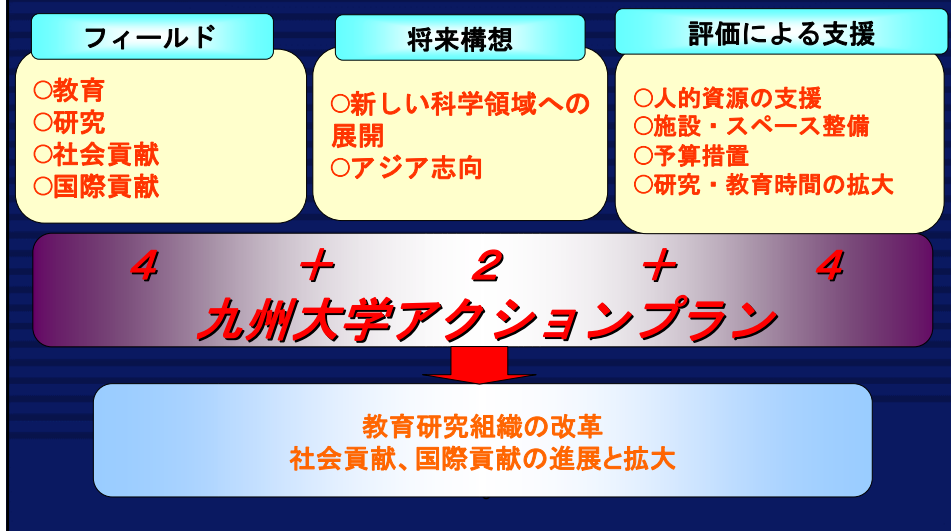
### 2) 大学の組織文化の確立のための原動力

- 教育憲章と学術憲章
- 中期戦略計画
- 九州大学の4+2+4アクションプラン:優れた研究者を支援する研究資金、COEの確立

8

## 2. 九州大学の経験(取組み事例)

### 3) 九州大学4+2+4アクションプランの図式



## 2. 九州大学の経験(取組み事例)

### 4) 新しい拠点: 九州大学4+2+4アクションプランの実現

#### 新しい科学領域への展開／アジア指向

- ・ アジア総合政策センター
- ・ システムLSI研究センター
- ・ 未来化学想像センター
- ・ バイオアーキテクチャセンター
- ・ デジタルメディシン・イニシアティブ

## 2. 九州大学の経験(取組み事例)

### 5) スーパースタープログラム

個々の研究者に対する九州大学4+2+4アクションプランの実現

カテゴリ

- ・ 21世紀COEプログラム
- ・ シニアレベル
- ・ ジュニアレベル
- ・ 女性教員

## 2. 九州大学の経験(取組み事例)

### 6) 21世紀プログラム

**21世紀プログラムとは？**

⇒「高い専門性を十分に備えたゼネラリスト」の育成

**九州大学独自の選抜方式**

⇒大学入試センター試験の受験を必要とせず、独自の方法で選抜

一次試験：3つの講義を受講してレポートを作成

二次試験：ディベート ⇒ 小論文 ⇒ 面接

**九州大学独自の教育プログラム**

⇒ 学部に属さず活動を通して専攻を決定する

**集中的な教養教育と語学教育**

**個別指導**

**多様な分野の講義を受講**

## 2. 九州大学の経験(取組み事例)

### 7) 大学の組織文化の確立に向けた取り組み

- 5年ごとの評価と10年ごとの組織見直し
- 学部の構想と学長のリーダーシップ
- 高等教育機構の設置
- 教職員の評価
- 大学活動の情報収集と分析: 大学評価情報室の設置

13

## 3. 教育・研究の質に関する大学評価への提案: 目的

- 評価結果を確実に改善へとつなげる
- 大学全体の観点に立ち、計画を実施する
- 説明責任の改善と透明性の向上を確実にする

14

## 付録



### GDPに対する教育費の公的支出の割合

|         | 2003 |      | 1995 |
|---------|------|------|------|
|         | 高等教育 | 教育全体 | 教育全体 |
| デンマーク   | 2.5  | 8.3  | 7.7  |
| アイスランド  | 1.4  | 7.8  | m    |
| ノルウェー   | 2.3  | 7.6  | 7.4  |
| スウェーデン  | 2.2  | 7.5  | 7.2  |
| フィンランド  | 2.1  | 6.5  | 6.8  |
| フランス    | 1.2  | 5.9  | m    |
| 米国      | 1.5  | 5.7  | m    |
| 英国      | 1.1  | 5.4  | 5.2  |
| オーストラリア | 1.1  | 4.8  | 5.0  |
| ドイツ     | 1.2  | 4.7  | 4.6  |
| 韓国      | 0.6  | 4.6  | m    |
| 日本      | 0.6  | 3.7  | 3.6  |
| OECD平均  | 1.3  | 5.5  | 5.3  |

出典:「図表で見る教育 OECDインディケーター(2006年版)」  
ウェブサイト <<http://www.oecd.org/>>

# 私立大学の視点から捉えた 大学評価について

工藤教和  
慶應義塾大学  
日本一ノルディック公開シンポジウム  
2006年9月28日

## 評価づくめ？ 評価疲れ？

- 自己点検・評価(1991～)
- 外部評価
- 認証評価(2004～)
- 評価による財政支援や助成(高等教育に関する公的支出の20%以上)

私立大学の一員として、敢えてこのような状況について簡潔な意見を述べる。

私立大学全体の意見を代表するものではない。



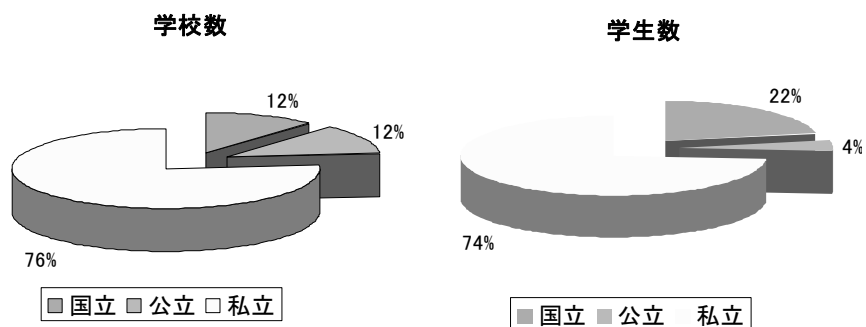
## 私立大学について(1)

日本独特と言える伝統的な考え方: 大学を設置形態によって区別(分類ではない)

- 国立
- 公立
- 私立

3

## 私立大学について(2)



4

### 私立大学について(3)

教育と研究活動を通じて、社会および公共の福祉に貢献。

教育を受けた人々の社会への貢献。



公的な領域における私的な営み

5

### 私立大学について(4)

主として民間部門によって資金調達: 授業料、寄付、基金および事業活動からの収入

政府の補助金: 約10%



社会への貢献を続ける唯一の方法は、公衆から得るサポートのみである。どのように人々を納得させるかが重要な問題である。

6

## 慶應義塾について(1)



- 知的指導者であり先見性のあった福沢諭吉が1858年に創始
- 日本最古の私立大学の一つ。2008年に創立150年を迎える
- 総合的な教育制度  
(小学校から大学院レベルまで)
- 全キャンパスのメディアセンターを合わせると、370万冊を超える書籍・刊行物を収蔵

7

## 慶應義塾について(2)

- 7キャンパス
  - 日本国内: 三田、日吉、矢上、信濃町、湘南藤沢(SFC)
  - 海外: 慶應義塾ニューヨーク学院(米国)
- 9学部、11研究科(大学院)
  - 慶應義塾大学大学院経営管理研究科(KBS)は国内随一
  - 2005: 健康マネジメント研究科設立
  - 2004: 法務研究科(法科大学院)設立
- 8附属小・中・高等学校
- 3海外オフィス(米国、英国、韓国)

8

### 慶應義塾について(3)

#### 教員と学生 (2005年5月)

#### ■ 教職員3,600人

|     |       |
|-----|-------|
| 教授  | 718   |
| 助教授 | 342   |
| 講師  | 270   |
| 助手  | 479   |
| 職員  | 1,798 |
| 合計  | 3,607 |

#### ■ 学生3万2,000人

|           |        |
|-----------|--------|
| 学部生       | 27,971 |
| 大学院(修士課程) | 2,712  |
| 法科大学院     | 507    |
| 博士課程      | 1,093  |
| 合計        | 32,283 |

9

### 慶應義塾について(4)

#### 入学と学位授与

#### ■ 新入学生数(2005年)\*

|             | 学部生   | 大学院生  |
|-------------|-------|-------|
| 慶應学内からの入学** | 1,424 | 1,220 |
| 慶應学外からの入学   | 5,054 | 502   |
| Total       | 6,478 | 1,702 |

#### ■ \* 通信教育生は含まず

#### ■ \*\* 慶應附属高校卒業生の71%が慶應の学部課程に入学

#### ■ \*\* 慶應で学部課程を修了した学生の97%が大学院のいずれかの研究科に入学

#### ■ 学位授与数(2004年)

|         |       |
|---------|-------|
| 大学(学士)  | 6,747 |
| 大学院(修士) | 1,087 |
| 大学院(博士) | 226   |

10

## 慶應義塾について(5)

### 財務

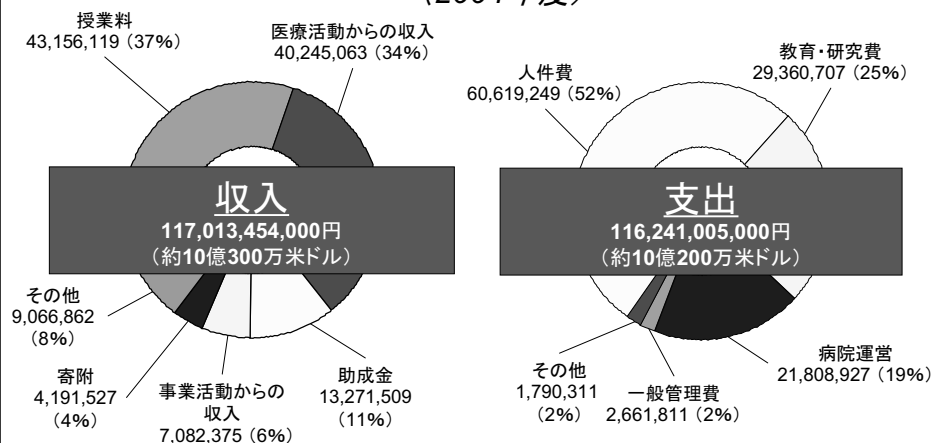
- 2004年度キャッシュフロー
  - 1,690億1,494万円(約15億米ドル)
- 信用格付け
  - スタンダード&プアーズ社(米国): AA: 安定的
  - 格付投資情報センター(日本): AA+

11

## 慶應義塾について(6)

### 財務: 収入と支出

(2004年度)



12

## 高等教育の現状に関する基本的理解(1)

高等教育の国際市場における激しい競争

- OECD加盟国では市場が飽和
- アジアの急成長市場へ機関が国境を越えて進出
- 技術的進歩: eラーニング、OCW等
- 国際言語としての英語の強み



教育力に知的価値をいかにして付加するか

13

## 高等教育の現状に関する基本的理解(2)

国内市場での競争

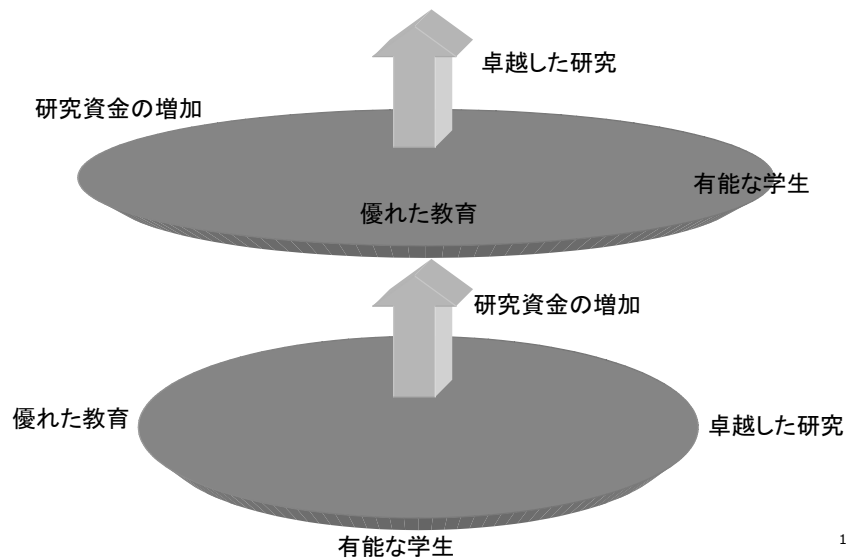
- 人口統計上の変化: 18歳人口の減少
- 高等教育に対する需要の多様化: 多年齢化と多様な社会的背景
- 規制緩和に応じて1990年代から「大学」が急増
- 国立大学の独立運営
- 非価格競争——教育の質における競争



いかにして独自の強さを身につけるか  
いかにして相応しい市場を見つけるか

14

## 競争環境で生き残り成長するための改革



15

## 競争への参画

- 質保証: 多様性は私立大学の必要不可欠な要素であるが、比較可能な基準に立ったうえでの多様性でなければならない  
欧州のボローニャ・プロセス  
UNESCO/OECDガイドライン  
認証評価
- 透明性: 大学の財務情報を含め、偏った情報の提供から脱する

市場に留まるための必須要素

16

## 評価の2つの側面

1. 教育機関、特に私立大学についてはその強みを示す貴重な機会  
教育における強み：例えば一般教養教育なのか、専門教育なのか？  
研究における強み：例えば科学なのか文学なのか？
2. 改革の出発点としての評価  
教育および研究制度を改革しようとする継続的な努力は、市場で生き残るために最も必要とされる要素である

17

## 改革の出発点としての評価 評価の4段階

1. 成果の自己点検・評価：全部門の現状に関する共通認識
2. 外部アドバイザーによる外部評価：内部評価を客観化する
3. 認証評価：公に改革を約束する
4. 改革に向けた行動

18



### 慶應義塾の例(1)

さまざまな委員会、学部・学科等により、自己点検・評価は継続的に実施されてきたが、2003年までは自己点検・評価のための全学的な組織はなかった。

例：

ビジネススクールの外部評価団体

湘南藤沢キャンパスが先駆

自己点検・評価という観点を持つ慶應イヤーブック

個別学部報告書と外部アドバイザー

19

### 慶應義塾の例(2)

2003 全学的な自己点検・評価委員会を組織

形式と方法について討議

2004 自己点検・評価作業

「報告書暫定版」の提出

外部評価委員会

2005 日本の認証評価に申請

大学基準協会から自己点検・評価報告書の最終版を受領

2006 大学基準協会からの評価報告書

認証評価を取得

教育改善のために学部及び大学教育委員会にフィードバック

20

### 慶應義塾の例(3)

#### 慶應義塾に関する大学基準協会の評価報告書

- 98の長所――国際化に向けた活発なイニシアティブ、研究推進のための積極的な行動、他
- 34の助言――学生による授業評価の全学的システム未整備、ファカルティ・デベロップメントのための努力不足、他
- 改革が必要な欠陥はなし

21

### 慶應義塾の例(4)

#### 改善のためのフィードバック

- 学部単位の努力――基本手段
- 学生による授業評価の全学的システムおよび大学教育委員会によるFDシステムの確立: 34件の助言中9件がこれらに該当。湘南藤沢キャンパス(SFC)の経験に学ぶ(これらについて国内の先駆であり最先端にある)
- 創立150年プロジェクト: 今後10年に向けた構造改革プログラム

22

### 慶應義塾の例(5)

この課程で明らかになったいくつかの弱点

- Multi-versity(マルチバーシティ)シンδροーム? : 伝統的な各学部の自律性と大学としての全学的努力の間の葛藤
- 慶應の理念の美点と弱点: 「独立自尊」の精神vs放縦傾向
- 「ブランド大学」の宿命? : 急激に変化する環境の中で「危機感」が欠如

23

### 慶應義塾の例(6)

- 厳しい競争環境の中で生き残り成長するために、学部と大学本部間での粘り強い協議を通じてこれらの問題を乗り越えることが必要
- 政策策定の基本材料としての評価: どのように「短所」を克服するか、どのように「長所」を伸ばすか
- 「21世紀を主導する大学のモデル」となる決意

24

## 私立大学の将来に向けて

### 大学評価

- 市場プレイヤーとして生きるための質評価と透明性
- 強みを明示し、市場に残るために「存在理由」を社会に納得させる貴重な機会
- 市場で強力なプレイヤーとなるための改革の出発点

25

# 高専(高等専門学校)における 評価の活用

2006年9月  
国立高等専門学校機構  
河村 潤子

1

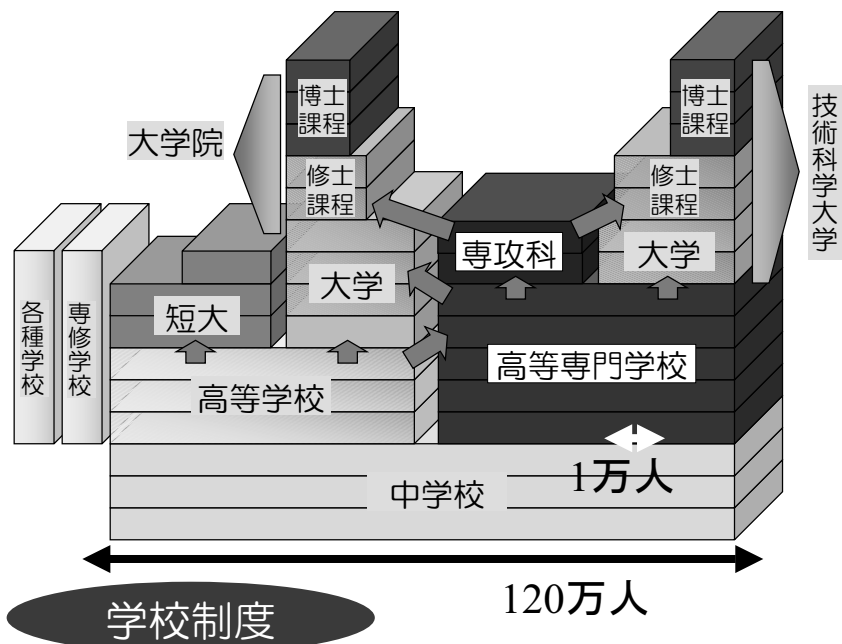
- I 高専(高等専門学校)の  
高等教育機関としての特徴
- II 国立高専における評価への  
取組と活用

2

## 高専創設の経緯

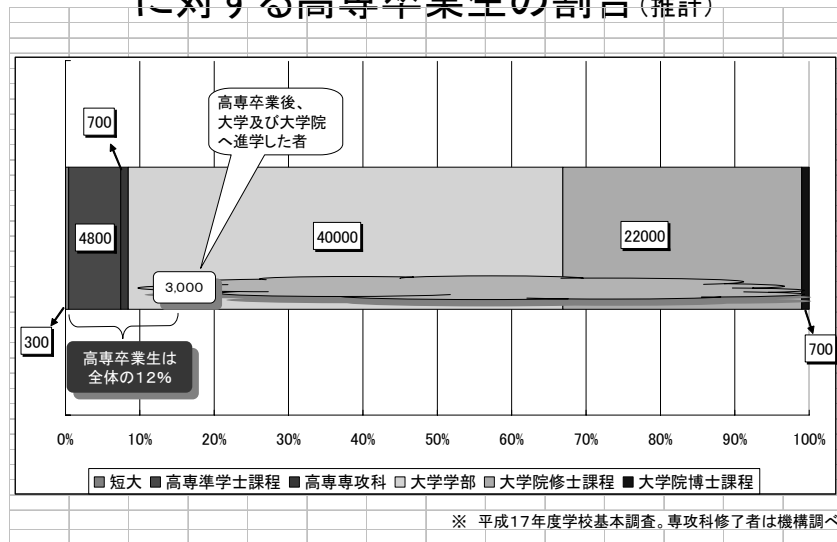
- 1960年代に、日本の高度経済成長(1960年の経済成長率は12%)を支える技術者を養成するため、産業界の強い要請を受けて全国的に設置。
- 中学校卒業後の早い段階から5年一貫の実践的な専門教育を行う高等教育機関として制度設計。
- 現在の学校数は、国立55校、公立6校、私立3校。  
国立55校は、2004年に法人化。55校が一つの法人：独立行政法人国立高等専門学校機構を設置・運営主体とすることになった。
- これまで約30万人の卒業生を輩出。産業界を中心に、技術者、研究者、経営者等として活躍。

3



4

## 2005年度工学系新卒技術者数 に対する高専卒業生の割合（推計）



5

## 高専で養成する技術者像

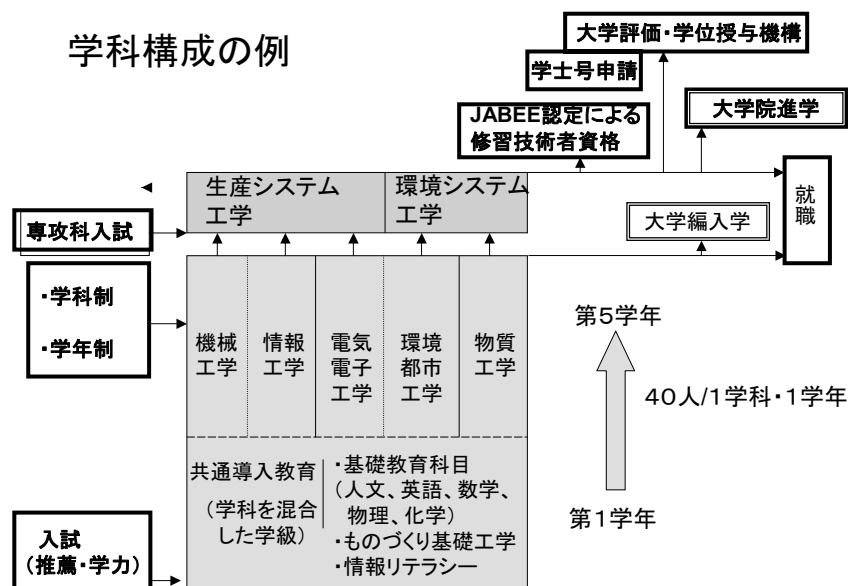
複合的技術領域から成る生産現場を担い、  
創意工夫をもってその技術を進歩させる、  
能力の高い実践的技術者

各高専では、更に具体的な目標を掲げている。例えば、

- 技術者としての行動規範（自律的な行動）を身につけ、グループ活動における協調性とリーダーシップを持つ技術者。
- 異文化理解とコミュニケーション能力（国際性と語学力を含む）を持つ技術者。
- 基礎学力と専門分野学力（もの作りの知恵、類推力、段取り力）を修得し、継続的な自己啓発の能力（学び続ける力）を持つ技術者。

6

## 学科構成の例



7

## 高専教育の特徴

- ✓ 15歳からの5年一貫の技術者教育・・・学年ごとの綿密なカリキュラム, 数学・物理学等の基礎に立ち実験・実習を重視した創造性教育
- ✓ 地域の産業界と積極的に連携してインターンシップを実施
- ✓ 学生寮による集団生活
- ✓ ロボットコンテストなどの高専間の学生コンペ
- ✓ 卒業生に対する求人倍率 全国平均16倍 (卒業生の4割は進学(2006年春))

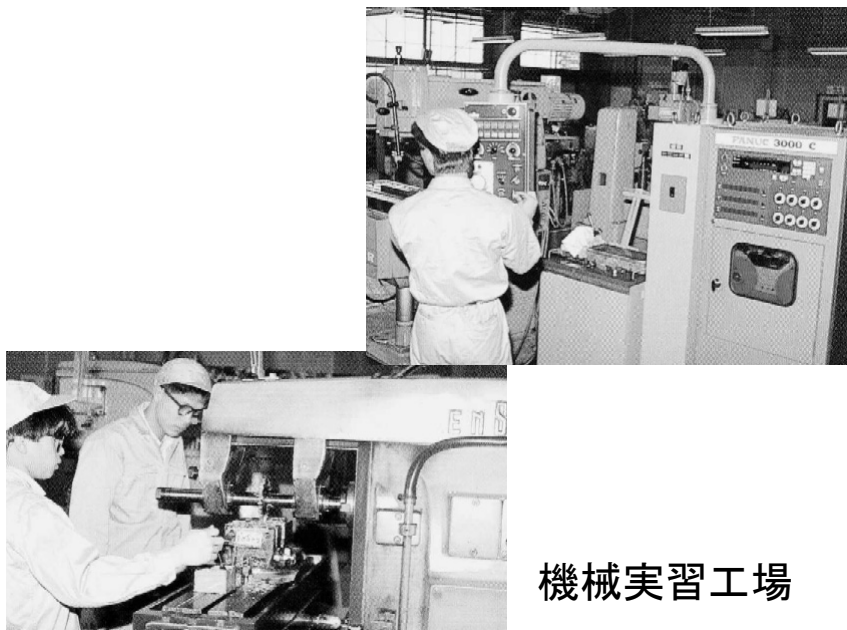
8





機械工学科  
ものづくり基礎工学

(東京高専) 9



機械実習工場

10



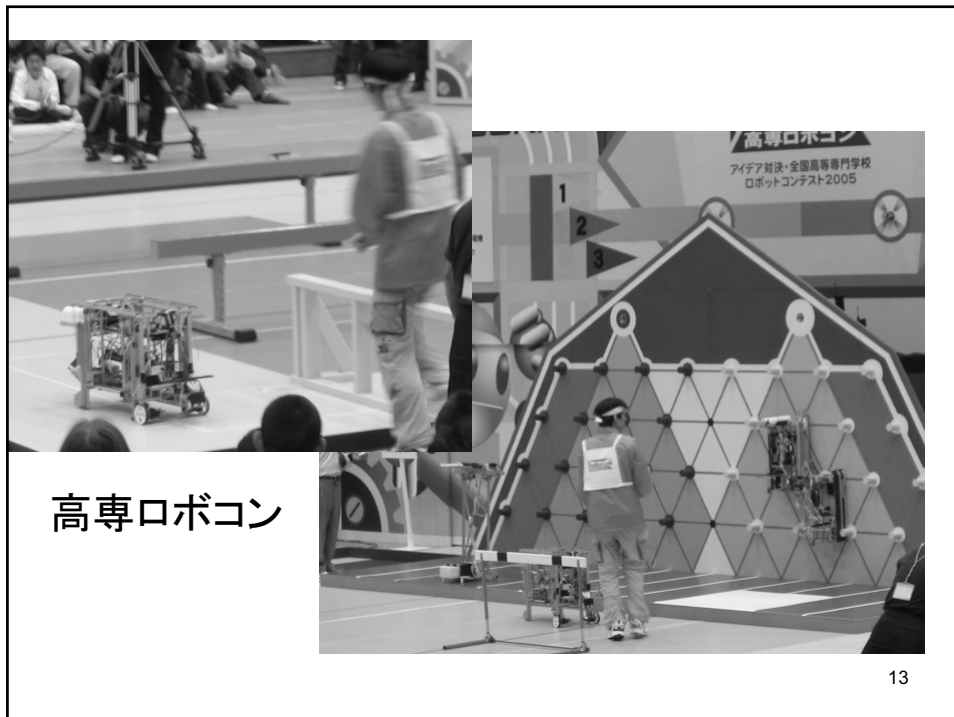
電気工学科  
ものづくり基礎工学

(東京高専)<sup>11</sup>



物質工学科ものづくり基礎工学

(東京高専)<sup>12</sup>



## 国立高専の評価への取組と活用

### 【国立高専が組織として受ける評価】

- 大学評価・学位授与機構による機関別認証評価
- 日本技術者教育認定機構(JABEE)による教育プログラム評価
- 運営主体である独立行政法人国立高等専門学校機構が法人として受ける評価の一環としての評価

15

## 大学評価・学位授与機構による機関別認証評価

### 【評価の角度】

正規課程における教育活動を中心として、各高専の総合的な状況の評価

\* 基準の例：学生の受入「アドミッション・ポリシーが明確に定められ、公表・周知されていること」

### 【評価の活用】

- 自ら教育活動等の状況を分析・整理することにより、法令の基準・高専の設置目的等の原点に戻って、各高専が立てた目的に対する現在の体制や活動の適正さを確認。
- 第三者の評価を受けることで、自らの強さと弱点を客観的に知り、自校内での改善計画や予算要求等につなげる。
- 国立高専は機関別認証評価制度開始から3年間で計画的に全校が評価を受ける。新制度に率先して取り組むことで、高専全体が社会的責任を果たす姿勢を対外的に明示。

16

## JABEEによる技術者教育プログラム評価①

専攻科 2年

専攻科 1年

第5学年

第4学年

第3学年

第2学年

第1学年

認定機関: JABEE (Japan Accreditation Board for Engineering Education)。

英米等の認定機関が認定システムの実質的同等性を相互承認するワシントン・アコードに昨年加盟(現在の加盟国は10か国・地域)。

認定対象: 学士水準の技術者教育プログラム(学科やコース等)⇒高専の場合は、第4学年又は第3学年から専攻科2年までの教育プログラム

17

## JABEEによる技術者教育プログラム評価②

### 【評価の角度】

自立した技術者の育成を目的とし、卒業生の活躍分野等を考慮して、社会の要求や学生の要望に配慮した教育の確保(雇用者の要求、国際的通用性)

\* 基準の例 : 技術が社会や自然に及ぼす影響や効果、及び技術者が社会に対して負っている責任に関する理解(技術者倫理)

### 【評価の活用】

- 認定プログラム修了者は、文部科学大臣告示により、修習技術者として技術士第1次試験の免除の資格を得られることが、技術者を目指す学生の意欲と誇りにつながる。
- 実用的な外国語教育、技術者倫理教育導入のインセンティブとなる。
- 他種の高等教育機関と同一の基準で評価を受けることによる、技術者教育機関としての高専の社会的認知の獲得。

18

## 運営主体である独立行政法人国立高等専門学校機構が法人として受ける評価の一環としての評価

### 【評価の角度】

国立高等専門学校機構の独立行政法人としての中期計画  
(2004－2008年度)の実施状況

- \* 年度評価の項目例 : 入学者の確保に関する取組状況  
...入試方法の在り方の改善検討状況、入学勧誘のための  
広報資料の作成等

### 【評価の活用】

- 機構本部による事例の収集と公表により、各高専が他高専の先進的な取組み事例を知る。
- 機構本部の活動と各高専の活動との分担・連携を図る。
- 法人としてよい評価を得ることで、高専全体の優れた点を対外的に説明できる。

19

## 3つの評価の意義

- 大学評価・学位授与機構の機関別認証評価  
⇒教育組織の健全性と教育活動の質を確保・向上
- JABEEによる技術者教育プログラム認定  
⇒専門分野としての技術者教育の質を確保・向上
- 独立行政法人国立高専機構に対する評価  
⇒55校が一法人として運営される利点を活かす

20

## 課題

- ✓ 評価に伴う実務の負担(時間コスト)を軽減するための、データベースの整備と共通化
- ✓ 評価者と被評価者が信頼関係を持つための意思疎通・共通理解の確保
- ✓ 評価の積極的な活用と評価担当者の育成

21

## 大学評価の社会への貢献： ノルウェーにおける大学評価

Professor Roger K. Abrahamsen  
Norwegian University of Life Sciences  
Chairman of the Board of NOKUT



## はじめに

- 「大学評価の社会への貢献」
- 主催者から与えられたテーマ
  - 北欧諸国の大学評価が目指すもの
  - 政府、大学、質保証機関はどのように大学評価のアカウンタビリティに対応すべきか
  - 大学が評価結果をどう改善に活かすべきか



## NOKUTが実施している評価の種類

- 質の監査（高等教育機関の質保証システムに関する評価）
- 設置認定
  - ・ 機関の認定
  - ・ プログラム／コースの認定
- 認定の見直し
- 高等教育の質の評価の重要性についての評価



| 3

## NOKUTが実施している評価

- 評価はすべて、外部委員会もしくはNOKUTが設置した専門家委員会が実施。委員会の委員長職のみNOKUTの幹部
- 委員会および専門家委員会からの報告はすべて公開
- 報告書は包括的で、高等教育機関の基本情報や提言並びに公式結論の形による詳細な評価結果を提示している
  - ・ 報告書は高等教育機関が質の向上に取り組むための重要なツールである
  - ・ 高等教育機関は概して報告内容に大いに満足し、非常に実用的であると表明
  - ・ 高等教育機関は提言内容に高い関心を抱いている



| 4

## 質の監査

- 教育機関は適正な内部質保証制度を整備することが、法律によって求められている
- NOKUTは内部質保証制度を最長で6年おきに監査
  - 教育機関の質監査は、高等教育の質に対する外部精査の体系的かつ総合的なメカニズムといえる
- 高等教育機関自らが教育内容の質に責任をもつ
  - 内部質保証を着実に行うことは自らの利益に適う
  - 高等教育機関は内部に質の文化を築く可能性を得られる



| 5

## 質の監査

- 教育機関は基準となる枠組みの範囲内で自由に保証体制を考案できる
- 外部の質の評価
  - 内部質保証が効果的に満足に機能しているかどうかを評価する
  - 内部質保証がどうあるべきかを指示してはならない
- 独自の質保証制度を築く自由が与えられているということは、教職員や学生の当事者意識を高めるとともに幅広い参加を促すと考えられる



| 6

## 質の監査

- 質保証制度の評価の目的は、教育機関が自らの教育内容について行う質の評価を監査することである
- 質の監査は認定の取り消しには直接つながらない
  - しかし、質の不備が明らかになる
  - NOKUTは明らかになった点について、認定の見直しでフォローアップする場合がある
  - 教育機関の質の監査と認定の見直しとの関連性は、ノルウェーの評価システムの中心的な柱といえる



17

## 質の監査

- 質保証制度は、教育機関が教育の向上に継続して取り組むための手段として活用されるべき
- 改善への取り組みについて学生にフィードバックすることが不可欠
  - 教育機関と学生間の信頼感の向上
  - 学生が改善を認識すれば、教育の質の向上により重要な役割を果たす可能性がある
- 教育機関が信頼に足る質保証制度を確立・運営するということは、社会がノルウェーの高等教育機関に求める信用、信頼にとって、非常に重要であるかもしれない



18

## 設置認定：高等教育機関の認定

- 高等教育機関の認定は、機関の地位の変更を可能とする手段である
- NOKUTは教育機関の地位の変更申請に基づいて認定を実施する
- 目的は学問的拡大
- 例えば、総合大学への昇格を望むユニバーシティ・カレッジは、能力と質を高める必要があり、そのプロセスを通じて次のような影響をもたらす可能性がある
  - 政府レベルで追加的資源を割り当てようという政策的意志が生まれる
  - 地域、地元の政治家、社会や産業界から、支援の動きが出る
  - 地域の能力基盤が拡大する
  - 地域のイノベーションや新たな職業活動が生じる

| 9

## 初期認定：プログラム／コース認定

- 学習プログラムの認定は新規プログラムの基準を確保するための手段
- 教育機関が、その教育機関の地位では自動的に設置することが認められていない新規のコースまたはプログラムの認定を申請すると、NOKUTが認定を実施する
- 認定を受けていない高等教育機関は、すべてのレベルで新しい提供内容について認定手続きを経なければならない
- ユニバーシティ・カレッジは、学士レベルを超える新しいプログラム／コースについて、認定を受けなければならない
- 総合大学と単科大学（例：獣医学校）は、特定のプログラム認定を受けずにすべてのレベルの学位を授与する権利を完全に有している。

| 10

## 高等教育機関の自律性

|    | 総合大学 | 単科大学 | 認定されたユニバーシティ・カレッジ | 未認定機関 |
|----|------|------|-------------------|-------|
| 博士 |      |      |                   |       |
| 修士 |      |      |                   |       |
| 学士 |      |      |                   |       |

- ☐ あらゆる学習プログラム(学士、修士、博士)を設置する権限を持つ  
☒ 権限が限定されている。認定と教育研究省の最終決定を受けなければ学習プログラムを提供できない

| 11

## 初期認定: プログラム／コース認定

- 学生が政府の奨学金を受けられるようにするには、プログラムが認定されていることが必要
- 新規プログラムの認定は、ノルウェー政府も署名しているボローニャ・プロセスの重要な要件
- ノルウェーは高等教育の質を国際レベルにするという、国家的、政治的、機関的な目標を定めており、認定はこの目標を達成するための重要な手段と考えられていると言える
- 自分たちが学ぶプログラムが認定を受けていることを知るの  
は、学生にとって重要であると考えられる
- 新規プログラムの認定は、教育機関に対する社会の信頼度を高める

| 12

## 認定の見直し

- プログラムの認定の見直し
- 機関の認定の見直し
- さまざまな状況を踏まえて、NOKUTは一度与えた認定の見直しを目的として、機関やプログラムの評価を行う。見直しの結果、認定取り消しと判断される可能性がある。これに従って教育研究省は、認定に伴って付与される権利を取り消す
- 見直しは、質保証制度の監査や、質の不備を示すその他の状況がきっかけとなりうる
- 見直しは無作為抽出によって行われる

| 13

## 認定の見直し

- 認定はモニタリングの手段というだけではない
- 専門家委員会からの報告書は、機関がどのように質を最低レベルから引き上げることができるかについての提言を含んでいる
- これまで教育機関は専門家の提言に従っている
- 認定は高等教育の継続的な改善という目的を実行する上で、重要な手段である
- プログラムまたは機関の認定取り消しという決定が下されると、再認定に相応しい質を確保するために、相当な取り組みが必要となる

| 14

## 高等教育の質の査定の重要性に関する評価

- NOKUTは、ノルウェーの高等教育の質について知識を深める観点から、有用と思われる他の形式の評価の実施を決定できる
- 教育研究省がNOKUTにそのような評価の実施を指示することもできる
- これらの評価では、NOKUTは質管理を目的とはしない。それに応じて評価対象機関との関係も変化する
- 目的がもっぱら「よりよく知る」ことである場合、参加機関はNOKUTのプロジェクトパートナーとなる



| 15

## 高等教育の質の査定の重要性に関する評価

- 教育研究省と教育機関にとって、高等教育の向上に向けた意志決定や資源配分における重要な情報源
- NOKUTにとって、プログラムや教育機関の認定の見直しが必要であるかを判断する基礎となる



| 16

## 高等教育機関における質保証制度の課題と発展

- ノルウェーの高等教育の質保証制度における、さまざまな要素の関わりに関する情報に基づくと、ノルウェーの制度は統合化されたシステムであると結論づけられる
- 高等教育の質保証に関するノルウェーの制度は、教育の質に対する教育機関自らの責任に重点を置きつつ、内部・外部の質保証のバランスが保たれていることが、その長所のひとつである
- このバランスと教育機関に対する信頼が組み合わせり、リソースの効率性に優れたシステムとなる

| 17

## 高等教育における質保証制度の課題と発展

- プロセスや手続きを改善し、その他の課題へ取り組むことによって既存のシステムを活用することに加え、以下のステップをとることもできる
  - 認定方法をより系統化させる(基準と手続き)
  - 高等教育の質の査定の重要性に関する評価を、主として、機関の教育領域全体に渡る特定の面を対象としたテーマ別評価に限定する
  - 異なる目標・目的に関するさまざまな手段の効果の検証に、高い優先度を置く
  - 各種手法の効果に関して、また質を維持しつつ質評価のコストを削減する方法に関して、知識を増強する

| 18



## 結論の概要

- 高等教育のさまざまな質保証制度の評価が、高等教育の質の開発に対する関心を高めている
  - 国にとって重要
  - 学生にとって重要
  - 高等教育機関にとって重要
- 包括的な質保証制度と評価手段は、以下の点をもたらす
  - 社会と教育機関との間の信頼感の強化
  - 社会と教育機関との関係の強化
  - 産業界と教育機関との関係の強化
  - 教育機関・政府の各レベルでの資源配分に関する、意志決定のための基盤の強化
  - その他の政治的判断のための基盤の強化
  - 高等教育の国際化の可能性の増大
- 高等教育に適切な質保証制度がなければ、近代社会に対する学生、政治家の信頼が失われることになる

独立行政法人 大学評価・学位授与機構  
日本-ノルディック公開シンポジウム

大学評価をどう活かすか  
-北欧の成功から学ぶ-

平成19年8月

編集・発行

独立行政法人 大学評価・学位授与機構

〒187-8587 東京都小平市学園西町 1-29-1

電話：042-353-1500（代表）